

- ・ 美術館では独自に割引等の適用を受けており、一般的な電気料より安価に調達していたことから、結果的に指定管理者に黒字分が帰属することとなった。

電気料の高騰は、指定管理者の財政状況を圧迫しているため緊急に措置する必要があったことは一定の理解はできるが、対象施設は38施設、電気料の高騰に関する委託料増額の補正総額213,883,000円と多額の支出となることを勘案すると、慎重に対応すべきであった。指定管理者とは、原則的に特別な事情がないかぎり追加の委託料は発生しない前提で協定書を締結しており、追加の委託料の支払いは、極めて特別な事象であり、過大な見積りとならないよう慎重に検討すべきであった。

本件に限らず、将来予測などの見込みを前提に支出を行う場合は、合理的な前提のもと最善の見積もりを行うことを徹底していただきたい。今回のケースのように、明らかに算定方法が最善の見積りを行う方法になっていない事態は、実績との比較を行うことにより検証することで、回避されるべきである。一般的な会計監査においても、会計上の見積りの妥当性は重要な監査テーマであり、その妥当性を検証する監査手続の1つとして、過年度の見積額と確定額の比較を行うことが要求されている。見積手法の見直し改善を行うことで、もし将来的に同様の事態が発生した際には、より精度の高い見積り手法の策定に資することとなる。

なお、令和5年度にも同様の追加委託料が発生するが、電気料の実績と比較をおこない余剰があれば返還するとしていることを付記する。

No.31.【指摘事項】金庫内部の管理不備と金庫内部に対するモニタリングの不備

金庫内部の現物確認を実施して、使途不明の現金及び現金同等物が無いことを確認すべきである。内部検査の手続きとしても金庫内の棚卸を実施すべきである。

【現状】

県立美術館、県立文学館の金庫は、美術館又は文学館、指定管理者、協力会の3者が共用しており、金庫内の棚で区分されている。

金庫の棚の場所	管理者
上段	美術館又は文学館
中段	指定管理者
下段	協力会

監査手続の一環として監査人が、金庫内に保管されているものを棚卸したところ、上段の美術館又は文学館管理部分に職員が存在を認識していない、10年以上前のものであると思われる金銭・物品が多数保管されていた。なお、監査人による棚卸し後に両館があらためて金庫内全体を確認し、報告されたものを含めると、その内容物の概要は以下のとおりである。

		※カッコ内は公金と判明したもの	
(1) 美術館金庫			
現金	15件	582,443円	(5件 233,000円)
商品券・切手	2件	93,520円(額面)	(2件 93,520円)
通帳	4通	259円(残高)	(2件 259円)
拾得物(現金・財布等)	5件うち金銭	50,319円	
	計26件	726,541円	(9件 326,779円)
(2) 文学館金庫			
現金	9件	177,356円	(3件 30,000円)
通帳	2通	61円(残高)	(2件 61円)
拾得物(現金)	1件	13,667円	
	計12件	191,084円	(5件 30,061円)
美術館・文学館	計38件	917,625円	(14件 356,840円)

金庫内の物品を管理する責任者は、県立美術館次長、県立文学館次長にあり、全体を管理する責任は副館長にある。山梨県財務規則によると出先機関を「かい」と定め、かいの責任者をかい長としている。県立美術館、県立文学館においては、副館長がかい長となる。会計管理者の事務は、かいの出納員に委任されている(財務規則第3条の二)。県立美術館次長、県立文学館次長は、物品出納員となる(財務規則第30条第3項)。

副館長及び次長に金庫内にある物品について質問を実施したが、今回監査人が現物を確認するまでその存在を認識していなかったとのことであった。また、こうした物品が金庫に保管されたままになっている理由を確認したが、不明とのことであった。今回監査人が発見した物品は、物品に記載された記録から平成8年から平成24年頃に発生したものと推測され、県立美術館、県立文学館が指定管理となった時期が平成21年であることを考えると、指定管理制度導入以前の美術館又は文学館が管理していた時代に収納手続きなど、適当な処置を怠った物品がそのまま今日に至るまで残ってしまったものと推測される。

拾得物6点のうち2点は指定管理制度導入前に発生したもののだが、4点は指定管理制度導入後の平成21年7月以降に発生したものであり、指定管理者が管理すべきものである。一方、指定管理者の拾得物の対応と管理に関するマニュアルによると、拾得物は手提げ金庫に入れた上で、美術館又は文学館の金庫内で保管することとなり、マニュアルと異なり、手提げ金庫外で保管されていた4点が、指定管理者の管理下にあったものかどうかについて、指定管理者は、当時の記録もなく不明とのことであった。

発生当時において金庫内の拾得物は警察に届け出るべきものであったが、発生時に警察への届出を怠ったことに加えて、指定管理制度導入後の拾得物4点については、美術館管理の棚に保管されたため、しかるべき対応がなされないまま現在に至ったものと推測される。

【問題点及び改善策】

本件の問題点は、収納処理等を実施していないことに加え、長年にわたり認識されず放置されてきたことにあり、具体的には下記の4点である。

- ・ しかるべき時期に収納処理等をしなかった発生当時の担当者の不作為
- ・ 歴代管理者が、本件の物品を検出できなかった又は検出しても収納処理等をしなかった不作為
- ・ 内部検査を実施しているにもかかわらず検出していないこと
- ・ 金庫を棚で区分して3者が共用しているがそれぞれのスペースにアクセスできること

県立美術館及び県立文学館では、平成21年4月以降は指定管理者が出納業務を実施している。指定管理者は、日々の収納金額について翌日に山梨県への預け入れを実施し、これを山梨県が確認するダブルチェックする体制となっていることから、不明な現金の発生リスクは当時と比較して軽減されている。

しかしながら、責任者である副館長、物品出納員である次長は、金庫の自身を確認することを業務として認識していないことから、不明な現金が発生した際に発見されないリスクは存在している。金銭を管理する上で、現物を確認することは基本であるが、管理者が認識していないことが問題である。出先機関に限ら

ず現金を收受する部署の管理者は、定期的に現物の確認を行うことを業務として徹底していただきたい。

県立美術館・県立文学館に対しては、県内部の検査として、出納局の会計検査が3年に1度実施されている。検査手続として、現金出納を行っていない機関に対しては、金庫内の確認は行っていないとのことである。よって、県立美術館・県立文学館は、指定管理者が入場料の収納を行っているため、県の機関自体が現金出納を行っておらず、金庫内の定期的な確認は行われていなかった。現金出納を行っていない機関に対しては、検査手続として金庫内の確認を行わないことについて一定の理解はできるものの、今回の事案を受け、現金出納を行っている機関以外の金庫内に適切に処理されていない現金等が保管されていないか、内部的な検査において定期的に確認されたい。所管課内での自己点検は勿論ではあるが、定期的な所管課外の検査を実施することで、適切な現金等の管理体制が担保されるものと期待される。

指定管理制度導入前の拾得物に関しては美術館又は文学館の拾得物発生当時の不備であるが、指定管理制度導入後の拾得物に関しては、拾得物がいつからか美術館の管理する棚にあつたため対応ができなかった。この点に関しては、金庫を共用していること自体に問題があると考ええる。金庫は、美術館又は文学館、指定管理者、協力が共用し、棚により管理場所が区分されているが、金銭や物品が混在してしまうリスクが存在する。また、金銭や物品が紛失した際には、共用している3者に関与している可能性があることから原因究明に時間がかかることが想定される。事務スペースの問題から、それぞれが重厚な金庫を保有することが難しいという事情があるとのことだが、棚ごとには鍵で管理するなどして他の物品が混ざってしまうリスクを排除すべきである。

No.32.【指摘事項】収支決算の作成方法が示されていない

収支決算の作成方法が存在しないため収支決算の妥当性を判断できず、ひいては、収支決算を基礎として算出される指定管理料の返金額の妥当性を判断できない。収支決算の作成規範を整備すべきである。

【現状】

指定管理者は、令和4年度において、事業報告において管理業務に係る収支決算を提出し、13,269,566円を山梨県に納付している。令和3年3月4日の協定書の変更により、令和2年5月22日以降については、下記算式による金額の返金が義務付けられている。

委託料の返金額＝（事業計画の収支差額見込－収支決算の収支差額）×50%

第2条 原協定書第16条中の「又は減額しないものとする。」を「又は減額しないものとする。ただし、令和2年5月22日以降においては、実際の収支差額（管理業務の実施による得られた委託料及び利用料金等の収入から管理業務の実施に要した費用を減じた額）が、第23条第1項の規定により甲の承認を受けた収支計画の収支差額見込額を上回った場合、乙は、上回った額の50%に相当する額を甲に納付するものとする。」に変更する。

（「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」より抜粋）

指定管理者は、事業計画の収支差額見込をゼロとすることから、収支差額の50%を県へ返金している。収支差額は、基本協定書で義務づけられる事業報告（3）管理業務に係る収支決算により算定される。

（経理及び書類の整備）
 第11条 乙は、管理業務と管理業務以外の業務（省略）を区分して経理しなければならぬ。この場合において、管理業務に係る金銭については、専用の口座で管理するものとする。
 （事業報告）
 第27条 乙は、毎事業年度終了後2カ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、（以下省略）
 （1）管理業務の実施状況
 （2）利用状況
 （3）管理業務に係る収支決算
 （4）利用者等からの意見・苦情等及びそれに対する対応状況

（「令和4年度山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の管理に関する基本協定書」より抜粋）

収支決算は、「指定管理施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」（令和5年4月改正）が指定する様式により作成されている。同様式に基づく令和4年度の収支決算は以下の通りである。以下、「事業報告書 III 運営体制の安定性の確認（1）事業収支」を「収支決算」という。

事業報告書 III 運営体制の安定性の確認（1）事業収支の抜粋
 III 運営体制の確認
 (1) 事業収支

1) 収入

項目	事業計画書等※	実績	対計画比(%)	指定管理者の自己評価
委託料	428,575,000	493,885,000	115%	・新しい電気料高騰に伴い委託料が変更。事業計画書予算に対して65,290千円が追加。
自動販売機	686,400	607,919	89%	
リース等	30,508,000	31,060,251	102%	・文学館空調設備改修工事(12/1～3/31)により、文学館自動販売機の売上減。
その他	0	0	0%	
合計(A)	459,769,400	525,533,170	114%	・美術館特別展、文学館特別展の観覧者数が好調によりリース等、要索の売上増。

2) 支出

項目	事業計画書等※		実績	対計画比(%)	指定管理者の自己評価
	事業計画書等※	実績			
人件費	人件費	149,920,400	150,694,320	101%	●全体 追加委託料を有効的に活用しつつ、活動の活性化を図りながら、支出総額内で弾力的に費用を運用。
	制服費	830,500	221,208	27%	
	その他人件費	990,000	1,161,847	117%	
	計	151,740,900	152,077,375	100%	
管理費	光熱水費 <small>（電気料を除く）</small>	21,367,700	23,201,432	109%	●その他人件費 退職に伴う職員募集採用増に伴い、その他人件費増。 ●光熱水費 世界的なエネルギー価格上昇により、電気料・灯油価格が著しく高騰。電気料は計画比138%となった。
	光熱水費 <small>（電気料分）</small>	66,250,800	91,124,015	138%	
	修繕費	5,940,000	11,261,533	190%	
	委託費	137,495,400	137,843,400	100%	
	原材料費	28,009,100	26,896,958	96%	
	計	259,063,000	290,327,338	112%	
	旅費	330,000	126,930	38%	
事務費	通信費	1,944,800	1,651,071	85%	●修繕費 追加委託料を有効的に活用し、
消耗品費	7,286,000	8,417,116	116%		
事業運営費	1,320,000	1,193,681	90%		
印刷製本費	7,677,000	8,221,505	107%		

運賃運搬費	4,103,000	4,245,457	103%	老朽化による機能的および突発的な不具合箇所の修繕を実施。
リサーチ費	880,000	880,000	100%	
ホームページ運営費	3,960,000	4,402,200	111%	●広告料 コロナの影響による来館者減少を回復させるため、追加委託料を有効に活用し、広報活動を強化。当初の計画を上回った。
広告料	6,717,000	7,619,321	113%	
手数料	11,220,000	12,311,100	110%	
保険料	385,000	358,820	93%	
使用料及び賃借料	2,899,600	4,304,876	148%	
その他経費	243,100	175,690	72%	●支払手数料 盗難事件再発防止に關わる本社サポート(体制構築、マニュアル作成等)費用発生により増。
計	48,965,500	53,907,767	110%	
合計(B)	459,769,400	496,312,480	108%	
(A)－(B)		29,220,690		
未払消費税		2,681,559		●使用料及び賃借料 PCのセキュリティ強化を図り、リース料アップ。大型展覧会用に、インカム台数をリースで追加使用。
消費税支払後利益	0	26,539,131		

納付金※	0	13,269,566	※消費税支払後の利益×50%
------	---	------------	----------------

指定管理者に対して、令和4年度事業報告書の収支決算の作成方法について資料の閲覧、ヒアリングにより下記事項を確認した。

- ・ 指定管理者の会社の帳簿を基礎として作成している。複式簿記で作成されており会社の帳簿は親会社の連結決算の一部となっている。
- ・ 人件費の金額は、実際発生額ではなく予定額を計上している。実際発生額と予定額には、差額が発生している。
- ・ 会社の帳簿は税抜き経理であり、収支計算書の税込経理へと変換する際に人件費にも消費税を付加している。

収支決算と会社の帳簿の比較

収支決算 (税込み)	会社の帳簿 (税抜き)		
人件費	150,694,320 円	G社員常勤人件費	136,994,832 円

・ 未払消費税項目は、消費税額は税抜経理の当期純利益と各勘定科目を税込経理に換算して算出した収支差額(A)－(B)の差額となっている。人件費に付加した消費税分が、未払消費税が減少しており、人件費に消費税を付加してもしなくても消費税支払後利益は変わらない。

収支決算と会社の帳簿の比較

収支決算 (税込み)	会社の帳簿 (税抜き)		
(A)－(B)	29,220,690 円		
未払消費税	2,681,559 円		
消費税支払後利益	26,539,131 円	当期純利益	26,539,131 円

【問題点及び改善策】

指定管理者の収支決算により指定管理料の返金額が決定するにもかかわらず、収支決算の作成方法が指定管理者に一任されていることが問題である。一般論として、利益を追求する事業者を想定した場合、収支決算の利益を少なくすれば返金額を少なくできるため、収入を少なく又は支出を多く計上してしまう、いわゆる「粉飾決算」の可能性(リスク)も想定されるところである。収支決算の作成方法は指定管理者に一任されている以上、収支決算において実態と異なる報告を実施しても誤りと判断できないことになる。県立美術館、県立文学館以外の他の施設においても同様の返金条項が設けられ、運用されており、指定管理制度全体の問題である。この点、収支決算は所管部署がモニタリングの対象となっているが、提出された収支決算を所与として比較分析を行うことが主であり、積算過程の確認は実施していない。積算過程を確認したとしてもあるべき規範が存在しないので何をもって正しいとすべきか判断ができない。また、担当者が必ずしも会計に専門性があるわけではないので積算過程の検証を求めるのは、能力的に困難であることからして、モニタリングを実施することで問題点に対応できているとはいえない。

本件においては、人件費は予定額を計上しており実際に発生した人件費を計上した場合、返金額は変更になると想定される。消費税抜き経理を行っている帳簿から、消費税込みの収支決算に変換する際に、人件費に対しても消費税13,699,488円を付加しているが、結果的に未払消費税にて調整され収支計算書の消費税支払後利益と収支決算の基礎となった会社の帳簿の当期純利益金額は一致している。

ただし、収支決算をどのような方針で作成するかルールが存在せず、あるべき規範がない状況では今回の収支決算が誤っているかは判断が難しい。人件費は、経理や総務といった会社全体の間接部門にかかる従業員や他の事業にまたがって従事している従業員の負担を計算する際に合理的な方法で予定額を計上する

ことも実態に即したものと考えられるからである。

こうした問題を解消するために、収支決算に関する作成規範を制定すべきである。詳細なものは、事務が煩雑となるし、理解して対応することが困難となるので、収支決算の作成に関する考え方や方針を示すものがよい。

監査人が考える収支決算の作成規範の例

- ・企業会計の原則に従って作成する
- ・発生主義により計算する
- ・原則的に実際発生額を計上する
- ・人件費や共通費など見積金額が含まれる場合は、合理的な積算根拠を明示する

- ・法人の帳簿を基礎として作成し、法人の帳簿との整合性を示す
- ・税込経理が税込経理かの選択を可能とする

税込経理が税込経理かの選択は、現在税込経理を強制しているルールを改めるものである。民間企業では、税込経理が主流であることから一律に税込経理を求めることは、税込経理で作成した帳簿を交換せねばならず、事務コストを増加させ、計算を誤るリスクを増大させている。税込経理か税込経理を選択できるようにすることで、指定管理者の事業体の帳簿を消費税の変換をすることなく使用できるため、効率性と正確性が高まる。

このような規範が存在すれば、本件の人件費の計算が妥当であったか判断が可能となる。また、税込経理を選択することで収支決算に関する事務が容易になり計算を誤るリスクも排除できたはずである。

収支決算に関する問題は指定管理制度が導入されたときから存在するが、近年、多くの施設にコロナ対応による指定管理料の増額と返金条項が適用され、返金額の根拠となる収支決算の重要性が増大したことから、収支決算の適正性に関する対応が一層求められる状況になったと認識している。

収支決算に関する規範を制定し、これを運用することで収支計算の妥当性の確保、指定管理料の返金額の妥当性の確保を図るべきである。また、規範を策定することで収支決算に関する事務コストが軽減されることを期待する。

No.33.【意見事項】指定管理者の収支決算と所轄課が管理するモニタリングシートの様式について

指定管理者が提出する収支決算と所管課が管理するモニタリングシートの

「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書 5指定管理業務に係る収支状況」の各項目について項目を事業報告書に統一することで指定管理者及び所管課の事務の効率化を図るべき。

【現状】

指定管理者は、協定書の定めにより毎年決算後に所管課に事業報告書を提出している。収支決算は、指定管理者の事業の状況を報告する重要な資料であり、指定管理料の返金金額は同書類により決定される。

所管課は、指定管理者の事業を5期比較の収支分析を用いてモニタリングしている。指定管理者は、収支決算の数値をモニタリングシートに合わせ再集計を行い、所管課にモニタリングシートを提出しているが、当該業務に1週間以上の時間を費やしていることである。また、指定管理者は、収支決算の項目で計画と実績の管理をしているため、モニタリングシートの項目での増減分析や内容確認を所管課に求められても回答をするための時間がかかってしまうことであった。

本来であれば、決算書たる収支決算の数値を5期比較することが最も効率的であるが、所管課のモニタリングシートにおいては、収入支出において収支決算と異なる項目を使用している。

収支決算の抜粋

Ⅲ 運営体制の安定性の確認

(1) 事業収支

1) 収入

項目	事業計画書等※	実績	対計画比 (%)	指定管理者の自己評価
委託料	428,575,000	493,865,000	115%	・暑い電気料高騰に伴い委託料が変更。事業計画書予算に対して65,280千円が追加。
自動販売機	686,400	607,919	89%	
レストラン	30,508,000	31,060,251	102%	・文学館空調設備改修工事(12/1~3/31)により、文学館自動販売機の売上減。
その他	0	0	0%	
合計(A)	459,769,400	525,533,170	114%	・美術館特別展、文学館特設展の観覧者数が好調によりレストラン、喫茶の売上増。

2) 支出

- ・ 県民や利害関係者の立場からは、決算たる収支決算の分析を期待しており、異なる項目での分析は事業報告との相違点を理解する必要があり理解するのに手間がかかること
- ・ 収支決算とモニタリングシート双方の作成、分析する指定管理者の手間が多いためであること

モニタリングシートの期間比較は収支決算を比較分析するとして、所管課がモニタリングをする上で過不足があれば別途補足的な情報を加える様式に変更することを推奨する。変更により、指定管理者及び所管課双方の業務の効率化を図ると同時に、利害関係者に対しても理解しやすい情報になると考える。

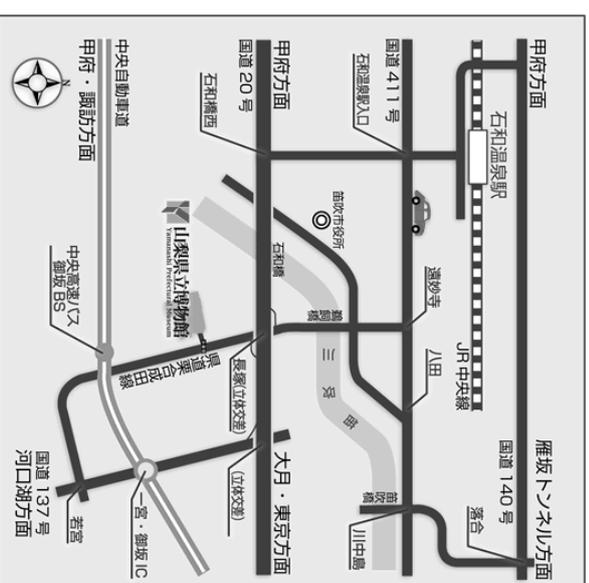
3.1.6. 山梨県立博物館



(1) 施設概要

1) 施設所在地

山梨県笛吹市御坂町成田 1501-1



敷地面積	65,000 m ²
建築面積	9,690.71 m ² (延床面積 8,760,889 m ²)
構造	鉄筋コンクリート構造一部鉄骨造
規模	地上1階地下1階 (最高の高さ11.15 m ²)

ii) 建築概要

iii) 設置目的
子どもから高齢者までが世代を超えて交流し、歴史と文化を学ぶとともに情報発信の場となること、さらに山梨の豊かで多様な自然に培われた貴重な文化遺産を守り保存し、未来に引き継いでいく場となることを設置目的としている。

iv) 所管課
山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課

v) 沿革
平成6年2月 「山梨県幸住県計画」に「県立博物館の整備」が位置づけられる

平成6年 県立博物館資料調査委員会の設置・運営
平成7年 県立博物館構想懇話会の開催
平成8年 県立博物館基本構想検討委員会(総論)の設置・運営

平成9年～10年 県立博物館基本構想検討委員会(各論)の設置・運営

平成11年2月 基本構想検討の結果を「私たちのめざす博物館 県立博物館基本構想報告書」として教育長へ報告
平成12年6・7月 「博物館懇話会」「第2回博物館懇話会」の開催
博物館の建設場所を御坂町(現笛吹市)成田地区(総合教育センター南)に決定

平成12年～13年 県立博物館基本計画策定委員会の設置・運営
平成13年3月 県立博物館シンポジウムの開催
平成13年4月 教育庁学術文化財課内に「博物館建設担当」を設置
平成13年6月 県立博物館基本計画の策定

平成13年10月 県立博物館資料収集委員会を設置し、資料の本格的な収集に着手

平成13年12月 県立博物館第1回講演会を開催
以降、開館までに7回の講演会を開催(共催含む)
教育庁学術文化財課内に「博物館建設室」を設置

平成14年4月 県立博物館展示基本設計の策定
平成14年6月 県立博物館展示実施設計の策定

平成14年10月 起工式 博物館の建設工事に着手
平成14年11月 県立博物館展示実施設計の策定

平成15年4月～ みんなであつくる博物館協議会の設置・運営
平成15年6月 みんなであつくる博物館協議会での検討状況を教育長に報告

平成15年10月 県立博物館の展示工事に着手
平成15年11月 開館前の県民参画事業としてNPOとの協働事業をスタート

平成16年3月 博物館の愛称・シンボルマークが決定
平成16年6月 博物館の建物が完成

平成17年4月 山梨県立博物館設置及び管理条例の施行
平成17年8月 平川南氏が館長に就任

平成17年10月15日 開館
平成18年7月8日 常設展の入場者数が10万人に達する

平成18年9月28日 博物館登録
平成18年10月25日 日本産業デザイン振興会 グッドデザイン賞(建築・環境デザイン部門)受賞

平成18年12月5日 日本デザインアライアンス協会 デザインデザイン
イン奨励賞、企画・研究特別賞受賞

平成19年5月28日 東京建築賞・建築作品コンクール 一般部門二類・最優秀賞受賞

平成19年7月20日 秋篠宮殿下、秋篠宮妃殿下、眞子内親王ご来館

平成20年4月1日 休館日(毎週月曜から火曜)、開館時間(午前9時30分から9時)の変更を実施

平成20年8月9日 開館時間の延長(閉館時刻を午後5時から6時に延長)を実施(8月24日まで)

事業名	予算額	事業内容
博物館事業費	64,842千円	企画展運営、調査・研究事業、運営委員会・みんなつぐ運営経費
歴史資料等収集費	16,817千円	歴史資料等の収集・保存・管理・修復、図書資料の整備
博物館運営費	241,926千円	施設管理、常設展示機器管理、会計年度任用職員等 person 費
合計	323,585千円	

職員給与費を除く

ix) 外部評価制度

通信簿ツアールという利用者参加型の評価を実施している。令和4年度は289名が参加している。

x) 収蔵資料の管理状況

資料の収集については、県附属機関である資料・情報委員会と協議検討している。受け入れた資料は目録に登録され、状態に応じて必要な修復をしている。

xi) 博物館協力会

県立博物館のさまざまな活動を支えるボランティア組織であり、各種お祭り・イベント、ミュージアムショップの運営、畑の耕作等を中心に活動している。博物館の運営と密接に関係し効率的な運営に欠かせない存在であることから、ミュージアムショップは使用料を減免し、ボランティアルームを休憩室として無償提供し、会員の入会事務などは県が所掌事務の一つとして担っている。

xii) 調査・研究

令和4年度における県立博物館の調査・研究は、外部資金である日本学術振興会科学研究費助成事業によるものとして前年度より継続して4件が行われている。

xiii) 企画交流事業

館内には生涯学習室等の交流エリアがあり、ここを利用して、講演会・シンポジウム、学生の授業等が行われている。

(2) 監査手続

担当者へのヒアリング及び関係する資料の閲覧、館内の展示スペースや収蔵庫内の視察、館の周辺施設の視察を実施し、主として収蔵資料(展示品・収蔵品)の管理状況を確認するとともに、あわせて物品や施設全体の管理状況を確認し、有効かつ効率的な管理がされていることを確認した。また博物館で実施している契約等事務に関連する書類を調査し、主に合規性・経済性等の観点で問題がないことを確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.34.【指摘事項】収蔵資料の迅速な整理及び管理台帳への登録について

収蔵資料の迅速な整理と管理台帳への登録が望まれる。整理が追い付かない状況が続く限りは受入れを制限するべきであると考ええる。

【現状】

博物館で受入(購入や寄贈)した歴史資料等の収蔵資料はいつたんすべて総目録(エクセル管理)に記載し、その中から資料として整理できたものを外部ベンダーの資料管理システムのデータベースに登録している。このデータベースの登録により保管場所や移動履歴がシステム管理され明瞭となり、検索システムでも一般来館者が検索し閲覧ができる状態となる。

ただしデータベースへの登録が済んでいるのは、総目録に記載された資料および27万点のうち6割程度である。受け入れた資料を学芸員が一般的に公開可能な歴史資料の状態まで整理するのに手間がかかることから、管理システムへの登録までのタイムラグが生じる。数年間整理ができず、収納庫に置かれデータベース登録もされない資料が多数ある。データベース登録されない資料は県の管理台帳である備品原簿にも登録されないことになる。

【問題点及び改善策】

受入されてもデータベースや備品原簿に登録されていない状態の資料が多数あるのが現状である。整理に労力を要する点理解できる場所であるが、県の財務規則では「物品は、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるとして保管しなければならない」とされており、現物がありながら管理台帳に載らない状況を放置することは望ましくない。ICタグを用いた管理はしていないため、

受入れ資料の現品確認も十分にできない事が予想され、整理前資料の盗難紛失があっても即座に発覚することは困難と推測される。

整理できない資料が増加するのであれば購入を制限し、受入れの際は資料の整理の時間も受入れ可否の検討要素の一つとし、資料・情報委員会も含め協議することが求められる。

No.35.【意見事項】収蔵資料の有効活用状況の開示の仕組みについて

長期間にわたり未活用となっている収蔵資料の有無が確認できるような、収蔵資料の有効活用状況の開示の仕組みを、少なくとも一定以上の金額の資料に関しては導入し、効率的な活用がされているかを判断できるようにすることが望まれる。

【現状】

前述のとおり受け入れた収蔵品のボリュームの多さや展示スペースの制約もあり、高額の購入資料でも展示物として展示室に出されないものあるいは閲覧に供せる状態でないものもあることである。

【問題点及び改善策】

物品の有効利用の観点で、特に主要備品原簿に記載されるような金額的重要性の高い収蔵資料については、受け入れから現在に至るまでの展示や閲覧貸出の履歴をデータベース等で公開できるようにして、予算をかけて購入した資料について有効な活用がされているかどうかを県民に対して明確に開示することが有用と考える。

No.36.【意見事項】収蔵庫の場所明記について

収蔵庫の具体的な場所をパンフレット等に明記することの合理性を改めて整理した上で、その具体的な明記の要否を検討することもリスク管理の一環である。

【現状】

博物館のパンフレットや施設入口の案内図には館の平面図が記載されているが、その中で具体的な収蔵庫の場所が明記されている。なお県立美術館では防犯上の理由から、敢えて収蔵庫を具体的に公開資料に明示していない。

【問題点及び改善策】

収蔵スペースは原則的に一般来館者に公開するものではないことを踏まえ、具体的な収蔵庫のレイアウトを公開することの利点を再度確認し、特段の有用性が認められないのであれば案内掲示板やパンフレットには具体的な場所を明示しない方が、防犯管理上適切な選択ではないかと考える。

No.37.【指摘事項】監視カメラのデータ保管期間について

監視カメラのデータの適切な保管期間について整理し、データの保管に関する運用を見直すことを要望する。

【現状】

収蔵庫や館入口等に設置された監視カメラのデータは、データ量が特定の容量となると消去されてしまう仕様となっている。特にカメラで動きを感じた際はデータ使用量が増加する。このため現状どの程度前のデータまで追跡可能か明確ではなく、防犯機能として不十分と言える。

【問題点及び改善策】

現状で平均しておおむねどの程度のデータ保存期間となるかを試算し、それがリスク管理上十分な期間であるかを検証するべきである。少なくとも、特に収蔵庫のカメラについて数日でデータが消去してしまうのでは防犯カメラとしての機能は十分ではない。

No.38.【意見事項】金庫の番号管理について

耐火金庫のダイヤル錠の開錠番号は定期的に変更するべきである。

【現状】

貴重品を収納する事務室の耐火金庫について、開錠のダイヤル番号を変更していない。前任の管理者等、現在の管理者以外も開錠できるリスクがある。

【問題点及び改善策】

リスク管理上、金庫のダイヤル番号等の重要なパスワード情報は定期的に変更することが望まれる。

No.39.【指摘事項】金庫内保管物の管理について

金庫内で他者の貴重品を預かることは避けるべきである。

【現状】

耐火金庫内において、下記のような本来博物館において管理するべきでない他者の保管物があり、特に手提げ金庫で管理する状態にもなっていない。

- ・ボランティア団体である博物館協力会の預金通帳や会計帳簿
- ・従業員の親睦会の管理する現金

【問題点及び改善策】

保管者である県に寄託責任が生じることから（民法第659条）、本来管理すべきもの以外の他者の貴重品を預かり保管するべきではない。

No.40.【意見事項】備品原簿の管理対象の整理について

備品原簿の管理対象を現行のルールに従って再度整理し、スリム化することにより効率的な管理をすることが望まれる。

【現状】

現状では備品原簿上で一体あたり5万円未満の物品も台帳管理されており、質的な重要性で判断して登載したものでない。備品原簿に登載する基準金額が変更される以前に取得したものも含まれていると考えられる。

【問題点及び改善策】

備品原簿に記載されている以上現物確認が必要となるため、管理コストが膨らむことになる。5万円未満の備品については、性質に応じて計数管理する備品ないしは消耗品の扱いとして、単体としての管理対象から除外することが効率的な管理に繋がると考える。

No.41.【意見事項】入館料のキャッシュレス決済導入について

入館料についてキャッシュレス決済の導入を出来るだけ迅速に推進することが望まれる。

【現状】

令和5年10月の時点で、県立博物館では入館料（観覧料）の徴収が現金のみに対応であり、クレジットカードや電子マネーに対応していない。この点、指定管理施設となっている県有施設での決済（県立美術館の入館料、富士山世界遺産センターのショップ等）については、令和5年4月末までにキャッシュレス決済が既に導入がされているところが多い。これは各指定管理業務の各仕様書において今期初旬での導入が明記されているためと考えられ、一方で県が運営する施設については特段同種のガイドラインがないためキャッシュレス化が進んでいないものと言える。

【問題点及び改善策】

来館者の利便性を考慮し、来館者増加につなげるため、入館料等各種決済のキャッシュレス化を早期に導入することが望まれる。また県としても県営施設で

のキャッシュレス決済導入に関して導入時期の目途等につきガイドラインを設定することが望まれる。

No.42.【指摘事項】QR コードを利用したアンケートの回答件数の向上について

QRコードを利用したアンケートの回答件数を上げるための方策を検討して、来館者から有効なフィードバックを得るようにすべきである。

【現状】

来館者へのアンケートについては、展示室と博物館の出口にQRコードの貼り紙をし、スマートフォンでQRコード読み取り回答を求める形式を導入している。令和3年度の回答数は47件となっており、コロナ禍で来場者自体が少ないとはいえ、令和3年度の館内利用者78,785人、館外事業利用者2,988人からの回収率としては十分ではない。アンケートの回答内容を成果指標の一つとすることもこの件数では実効性がない。

【問題点及び改善策】

現状の回収率では、アンケートによって来館者からの有用な意見が得られている状態とは言えない。アンケート回答者にインセンティブを付与する仕組みを導入するなど、より多くの来館者からの回答を集めるための工夫が求められる。

No.43.【意見事項】事業運営の諮問・意見具申機関のスリム化について

事業運営の諮問・意見具申機関である「運営委員会」と「みんなつく協議会」を別組織とする明確な利点がない限りは、両者の統合も検討されたい。

【現状】

県立博物館における県の附属機関である「博物館運営委員会（運営委員会）」は博物館法23条第2項に基づき博物館の運営に関する意見を述べる事を事務としている。

同じく「みんなつくる博物館協議会（みんなつく協議会）」は、「地域振興につながる博物館の活用に関する意見を述べる事」を事務としている。近年の報告書における議事内容を見ると、後者は「博物館の評価」に関する事項が主となっている。

博物館の評価方法に関する事項も運営事項の一つである。両者を一つの組織として審議諮問機関とすることも足りるのではと思われる。

なお同様の県立の施設である県立美術館、県立考古博物館、県立文学館については各々、博物館法23条第2項の規定による運営諮問機関のみが存在し、別途設置した運営に関する調査審議や意見具申をする機関は存在しない。

【問題点及び改善策】

「みんなつく協議会」が実施するのは評価制度の検討であり、運営の外部評価の実施とは異なるため、この点では敢えて独立させる必然性はない。両者を統一することにより有効な運営が図れる可能性もある。なお令和4年度の会議回数は運営委員会3回、みんなつく委員会1回である。

No.44.【意見事項】館内遊休スペースの有効活用について

博物館内の遊休スペースについては、有効利用に努め良好な維持保全をすることが望まれる。

【現状】

博物館入口の近くにあるレストランスペースは、開館当初から委託業者が入りレストランが運営されていたが、現在は業者が撤退して以降およそ8年間にわたって未利用で閉鎖中の貼り紙がされ椅子等が置かれた状態となっている。なおミュージアムショップで販売中のパンフレットにはレストランが記載されたままである。

【問題点及び改善策】

課長又はかい長は、その分掌に係る公有財産について随時現況を調査するとともに、(略)当該財産の効率的な利用及び良好な維持保全に努め適正な管理をしなければならぬ(山梨県公有財産事務取扱規則第21条)。レストランスペースでは今後スムーズにショップ運営を予定しているというのだが、公有財産の施設が遊休状態になった場合は、長期間遊休状態を放置することなく可能な限り早急に有効利用を検討することが望まれる。

No.45.【指摘事項】農薬の使用管理簿の作成と管理徹底について

農薬の使用管理簿を作成して使用量の適切な管理をするべきである。

【現状】

農機具等の保管庫において畑で使用する農薬が置かれていますが、管理台帳等で使用状況が明確になっていない。なお、畑は桃や葡萄、繡花等を栽培しており、収穫体験、米館者への配布等、博物館の展示の一環といった用途のため耕作しているものである。

【問題点及び改善策】

畑は外部団体である博物館協力会に耕作を依頼しているが、畑で使用する農薬に劇物が含まれるため、使用管理簿を作成して管理させることが望ましい。保管庫も農薬も県の財産であり県に管理責任が生じるが、主に使用するのは外部団体であることからより厳格な管理が望まれる。

No.46.【指摘事項】調整池の公有財産台帳への未登録について

調整池が公有財産台帳に登録されていない。

【現状】

開館当初から施設内にある調整池については、公有財産の区分としては土地と独立した工作物に分類されると考えられるため、公有財産台帳に独立して登録するべき公有財産である。

【問題点及び改善策】

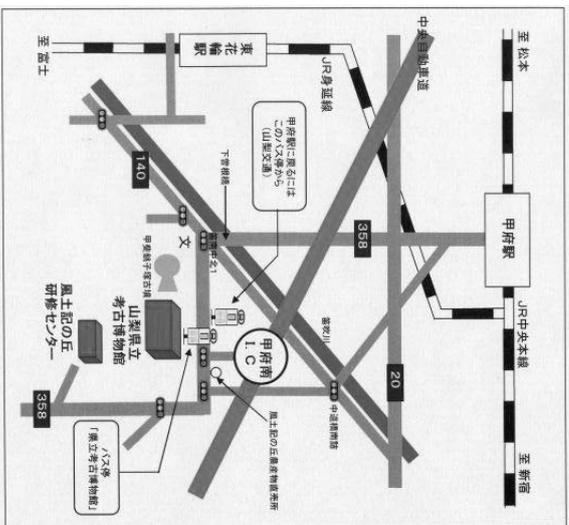
現状では管理台帳に登録されていないため管理責任が明確になっていない。山梨県公有財産事務取扱規則第42条に従い、所管部課や評価額等適切な情報を公有財産台帳に登録するべきである。

3.1.7. 山梨県立考古博物館



(1) 施設概要

- 1) 施設所在地
甲府市下曾根町 923



ii) 沿革

1980 (昭和 55) 年 3 月	風土記の丘資料館の建設決定
1981 (昭和 56) 年 3 月	名称を県立考古博物館とし、埋蔵文化財センター併設を可決
同年 10 月	新築工事起工式
1982 (昭和 57) 年 11 月	開館・開所式挙行
1983 (昭和 58) 年 10 月	第 1 回特別展「土偶」開催 (以来、年度ごとに 1 回開催)
1994 (平成 6) 年 6 月	入館者 50 万人を記録
1996 (平成 8) 年 4 月	天皇陛下、皇后陛下ご来館
1999 (平成 11) 年 6 月	一の沢遺跡出土品が国重要文化財に指定
2005 (平成 17) 年 1 月	入館者 100 万人を記録
2012 (平成 24) 年 9 月～11 月	開館 30 周年記念特別展「イノカ帝国展～マチュピチュ「発見」100 年～」開催
2013 (平成 25) 年 6 月	酒呑場遺跡出土品が国重要文化財に指定

2016 (平成 28) 年 11 月	入館者 150 万人を記録
2018 (平成 30) 年 5 月	開館 35 周年記念特別展「古代アンデズ文明展」開催
2018 (平成 30) 年 5 月	「星降る中部高地の縄文世界」が日本遺産に認定
2019 (平成 31) 年 1 月	入館者 160 万人を記録
2023 (令和 5) 年 7 月	入館者 170 万人を記録

iii) 所管課

山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課

iv) 事業内容

県内から発掘された資料を中心に展示。展示室の各コーナーは旧石器時代から明治時代まで分かれ、生活道具などにより山梨の歴史をたどることができる。

通常は常設展示室を使っているが、企画展がある場合は多目的室も使用する。同じ公園内にある風土記の丘研修センターも考古博物館が使用しており、同所では様々なイベントや体験教室を実施している。

ミュージアムショップ (売店) は、ボランティアで構成した任意団体である考古博物館協力が目的外使用料を支払って運営している。

v) 出土品の管理状況



収納状況

(落下防止アクリル板設置、形状・寸法等図示)

ものが殆どになっている。

土器をはじめとした大量の収蔵品を管理する上で対象物の特定や価値の評価をするには、職員の学識や経験が必要となる。本来であれば見職を深めるための教育が重要となるが学芸員の人手不足の現状があり十分とは言えない。

vi) 収蔵品の紛失事件及び元職員との和解

平成 31 年にネットオークションで複数の収蔵品が出品・売却されていることが発見され、出品した元職員が逮捕されている。逮捕容疑は 2013 年頃の窃盗とされており考古博物館では 6 年間ほど収蔵品がないことを把握できていない状態であったことになる。最終的に県が買い戻しをして、元職員とは和解が成立し解決金を受け取っている。

考古博物館ではこれ以降、収蔵庫及び収蔵施設の管理責任者の設置、鍵使用簿の作成、出土品持出簿の作成、保管場所への時間外入室禁止、防犯カメラの導入等、厳重な管理体制としている。

vii) 出土品の受入

出土品は、併設する埋蔵文化財センターで発掘調査と出土品の研究をし、「調査報告書」に掲載されたものを考古博物館で受け入れられている。そのうち展示の頻度の高いものは館収蔵庫へ、低いものは北杜収蔵施設という仕分けをする。ただし現状は収納スペースの都合で峡北収蔵庫に保管されることが多い。

viii) 事業の評価体制

第三者の立場から意見を具申し業務を評価する委員制度（考古博物館協議会）があり、意見や議事録のレポートはホームページにおいて公開されている。入場者数やアンケートの評点などの定量的な成果目標は特設設定していない。アンケートの回答は月 30 件程度となっている。なお、来館者のほとんどは日本人である。

ix) 施設の管理状況

本館及び風土記の丘研修センターは、築年数が 40 年を超え老朽化しており、風土記の丘研修センターは壁のひび割れが目立つなど、長寿命化実施計画にしたがい今後適切な対応が必要である。

(2) 監査手続

考古博物館において担当職員に事務事業についてのヒアリングを実施し、事務手続の書類を調査した。また現地視察を行い、特に収蔵品（出土品）をはじめとした物品の管理状況や施設の管理状況に関して確認し、経済性、効率性、合规性等の観点から適切な管理運営がされているかについて監査を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.47.【指摘事項】監視カメラのデータ保存期間について

特定の場所の監視カメラの録画データの保存期間が、有効な防犯機能の観点で適切ではない。

【現状】

平成 31 年度に発覚した紛失被害を受けて、特定の場所に監視カメラを設置している。ただしカメラの録画データは一定期間で消去される設定となっており、消去後は状況確認ができない。

【問題点及び改善策】

当該特定の場所に関して、現状では監視カメラの防犯機能が十分とは言えない。防犯効果が十分となるようデータ保存方法を改めて検討し、設定の変更が必要である。

No.48.【意見事項】収蔵庫鍵管理簿の記載漏れについて

収蔵庫の鍵管理簿に記載漏れがある。鍵の使用記録や保管について適正な事務処理を行うことがリスク管理上必要である。

【現状】

収蔵庫の鍵管理簿において返却のサインと時間の記載が漏れた箇所が複数ある。直後に使用する人に直接鍵を手渡したため記載していないためであるが、その記載がないため管理簿上ではその経緯が分からず、使用されていた正確な時間が分からず責任が不明瞭になるおそれがある。

【問題点及び改善策】

鍵の管理簿は貸与から返却まで、正確な使用状況と責任を明確にするために必要事項を漏れなく記載することが望まれる。管理簿も行政文書であり山梨県行政文書管理規程第2条に従い的確に内容を記載する必要がある。

No.49.【指摘事項】出土品の管理台帳へのアクセス制限について

出土品の管理台帳の運用方法については、アクセス制限など改ざんを防止するための改善措置が必要である。

【現状】

膨大な件数の出土品のデータは、管理担当者が表計算ソフト（エクセル）で管理している。フォルダを共有フォルダに保存しており、不特定の職員がアクセスしてデータ改変が可能な状態である。なお毎月実施するサンプリングの後、移管等で記載内容の変更がある場合はその都度データを上書きし、その際に共有フォルダにバックアップデータを保存する運用としている。

【問題点及び改善策】

バックアップは毎月のサンプリングの結果、内容の修正があった都度実施している。ただし修正加除履歴が明瞭にならないため、管理されている出土品が数千件もあることを踏まえれば、例えばデータを削除や改ざんしても即座に発見されないリスクがある。履歴が残るような専用システムでの管理が理想であるがコスト面での制約があるため、現状の管理方法を続ける限りは、管理台帳であるエクセルデータはパスワードを付す等アクセスを管理者に制限するような運用が望まれる。

No.50.【指摘事項】現品抽出調査に係る結果の回付帳票について

毎月実施する現品確認の抽出調査について、調査結果の回付帳票を作成し保存するべきである。

【現状】

毎月のサンプリング（抽出調査）については実施結果をパソコン上で作成し保存しているが、その内容回覧に関する証憑がないため、部署内で回付されようライズされたものかどうかの確認ができない。

【問題点及び改善策】

収蔵品抽出検査要領第5「検査員は、抽出検査完了後、速やかに別紙様式1により検査内容を記録し、考古博物館長に報告する。」とされているが、その報告に関する証憑が存在しないことになる。

回付された証跡を紙媒体で残すか電子的な決裁システムを利用して、現品照合実施の回付証跡を保存するべきである。

No.51.【指摘事項】備品の管理番号の管理について

備品原簿データである現品調査チェック表の管理番号と、備品原簿の作成システムから出力される備品貼付シールの管理番号の相違が検出されている。原因を明確にして、再発防止することを要望する。

【現状】

システム帳票である備品原簿に記載された管理番号が、同一のシステムから出力して貼付したシールの管理番号と異なるものがあった。担当者によれば、何らかのシステムエラーによるものとのことである。

【問題点及び改善策】

システムエラーの可能性を念頭に再発防止に留意するとともに、シール貼付の際や現品確認の際には管理番号の正確な対応も確認することが望まれる。

No.52.【指摘事項】長期未使用備品について

長期間使用していない映像機器や教育用映像ソフト等の備品が多数保存されており、有効な利用が見込めないようであれば処分を検討するべきである。

【現状】

研修センターにおいて学習アニメのVHSビデオテープ、16ミリフィルム・VHSカセットテープの再生デッキ、映写機等で長期にわたり未使用の備品が保管されている。備品原簿に記載されたVHSテープだけで70本以上あり、現在は内容が時代に合わないこともあり殆どが長年使用されていない。

【問題点及び改善策】

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない(地方財政法第8条)。また備品原簿記載の物品は現品確認の対象であり管理コストを要する。長期未稼働で活用の見込のない物品については適宜不用の決定手続きをするべきである。

No.53.【指摘事項】金庫の番号管理について

耐火金庫の鍵の開錠番号の管理方法の改善が求められる。

【現状】

事務室において貴重品を保管している耐火金庫の鍵はダイヤル備付のものであり、その開錠番号を長年変更していかないとのことである。現在の管理責任者以外も開錠番号を知っている可能性がある。

【問題点及び改善策】

金庫のダイヤル番号を定期的に変更するとともに、パスワードの定期的な変更の運用を規程として整備することが望まれる。また、物理的なアナログ鍵等の併用を検討するべきである。

No.54.【指摘事項】金庫内保管物の管理について

耐火金庫内において他団体から無償寄託された手提げ金庫が保管されている。現金等貴重品の可能性があり、金庫の運用として適切ではない。

【現状】

耐火金庫内の未施錠の引き出しの中に、「考古博物館協力会」の手提げ金庫が複数保管されている。ミュージアムショップの運営等を行うボランティア団体である考古博物館協力会の運営資金と思われる。考古博物館は、たとえ無償で寄託を受けていても民法上の管理責任が生じることになる(民法第659条)。

【問題点及び改善策】

本来は考古博物館が金庫内で他者の金銭的財産を管理することはリスクを踏まえると回避すべきである。なお貴重品でない場合でやむを得ず寄託を受けている場合は、少なくとも金庫内の引き出しの鍵は当該団体で逐一施錠したことを確認した管理記録を残しておく必要がある。

No.55.【指摘事項】遺失物の管理徹底について

遺失物の現金同等物は金庫に長期間保管することは適切ではない。

【現状】

耐火金庫内に半年前の館内の落とし物の財布（現金や金券が入っている）が保管されている。

【問題点及び改善策】

遺失物管理に関する県の規程も参考にし、遺失物法の原則に従って現金等の貴重品は警察に届け出をするべきである。

No.56.【意見事項】監視カメラデータの個人情報保護対応について

監視カメラデータの個人情報に関して、個人情報保護委員会のガイドライン等に従い、適正取得に関する明示の措置をすることが望まれる。

【現状】

監視カメラの録画データは来館者の個人情報となる。このため個人情報保護法や県の個人情報保護条例に基づき適切な管理が必要となる。なお、考古博物館としてカメラの録画データに収録された個人情報の管理に関するルール（使用用途や保存期間等）を特段定めている規程はない。

録画データの個人情報の取得に関して、館内において取得に関する明示をする貼り紙等はない。

この点、カメラデータの個人情報の適正取得について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに以下のような記載がある。

個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A Q1-13

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないため、カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能としない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません（法第20条第1項）。例えば、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口や、カメラ

の設置場所等に掲示する等の措置を講じることが考えられます。また、外観上、カメラであることが明らかである等、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能であったとしても、上記例で示した掲示等の措置を講じることにより、より容易に認識可能とすることが

望ましいと考えられます。（令和5年5月追加）

（参考）

個人情報の保護に関する法律

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、（略）あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

【問題点及び改善策】

上記のガイドラインに準拠し、館内の監視カメラに関して「監視カメラ作動中」等、カメラで監視中であることの掲示等の措置が望ましいと考えられる。

No.57.【意見事項】協議会委員の留任期間の例外的取扱いについて

考古博物館協議会委員の留任期間の例外的取扱いについて、理由を明確に公開することが望ましい。

【現状】

ホームページの公表資料によれば、考古博物館の運営評価をする外部委員で構成される考古博物館協議会（県附属機関）の委員の中には、平成28年8月より令和6年10月まで留任期間が8年以上継続予定の委員もいる。

委員の任期は2年とされており（山梨県附属機関の設置に関する条例第4条3項）、再任はさまたげないが原則一度限りとされている（山梨県考古博物館協議会運営要綱）。

【問題点及び改善策】

県附属機関の委員の留任期間はおおむね8年までとされており（附属機関等設置運営要綱）、合規性に反するものではないが、同協議会の運営要綱上で再任を原則一度限り（つまり就任期間は4年）としているのは、幅広く多様な意見を聴取するためである。趣旨を鑑み、留任期間が長期に及ぶ委員については留任の特別な理由を、ホームページの協議会情報の箇所等にて公表することが望ましいと考えられる。

No.58.【意見事項】古墳群等の一部エリアの管理区分の明確化について

公園内の古墳群や一部エリアについて、県(本課・かい)と公園指定管理者との間で管理責任の範囲と費用負担を明確にすることが望まれる。

【現状】

考古博物館は甲斐風土記の丘曾根丘陵公園の中に位置しており、公園の指定管理者(都市計画課所管)の管理範囲について、指定管理基本契約の中で「公園の中の考古博物館、風土記の丘研修センター、一部の古墳は除外」とされている。これらは公有財産台帳上の所管課である県(文化振興・文化財課)の管理責任となるが、一方で公園内の施設である古墳や樹木などは、都市公園法に基づき公園管理者が管理することになるため、古墳群や館周辺エリアの樹木はいわば二重の管理責任の状態とも考えられる。

このため現状では、考古博物館や風土記の丘研修センターの建物周辺の樹木、あるいは県の管理する2つの古墳周辺の除草や剪定などの維持管理業務は、考古博物館、公園管理者が各々の判断で気づき次第作業しているとのことであり、管理責任の及ぶ範囲と費用負担を契約上では明確にしていない。

往査時において古墳群(国指定史跡)の雑草が生い茂った状態であったが、この古墳群は考古博物館の展示の一環であるARアトラクションのエリア内で、来館者が登ることを想定した施設であり、本来保全が必要なエリアである。なおこの保全業務は台帳上所管する文化振興・文化財課が負い、維持のための措置は展示エリアを管理する考古博物館が実施することとなっている。

【問題点及び改善策】

山梨県公有財産事務取扱規則第21条で下記のとおり規定されている。

課長又はかい長は、その分掌に係る公有財産について随時現況を調査するとともに、次の各号に掲げる事項を留意し当該財産の効率的な利用及び良好な維持保全に努め適正な管理をしなければならない。

- 一 使用目的の適否
- 二 維持及び保存の適否
- 三 公有財産台帳及び附属図面と現況との照合
- 四 電気、ガス、給排水及び防火の設備並びにその他の施設の良否
- 五 土地の境界の確認(境界柱設置の有無の確認を含む。)

エリア内の修繕、保守、清掃等の管理責任範囲を明確にする取り決めをすることが望まれる。費用負担については指定管理者の管理業務に関する支出は指定管理者に帰属する費用であり、県(考古博物館)の支出は県予算から負担されることを考えれば、両者は明確に区別することが必要となる。

No.59.【意見事項】ハチ被害と駆除状況についての公表について

山梨県は県有地の施設(公共用財産)において発生したハチ被害とその駆除についての実績を記録した上で、ホームページ等で情報公開をすることが施設の利用者にとって有用となる。

【現状】

考古博物館のある風土記の丘公園は曾根丘陵の山肌に立地しており、スズメバチ・アジナガバチやイソジジ等が度々目撃され被害が報告されているという事である。特にスズメバチ等は来園者の多い日中でも人命に関わる被害が生じるものである。考古博物館周辺で職員が記憶しているだけで令和4年度に年間2件のスズメバチ被害があり、公園全体ではその数倍の被害件数が推測されるとのことである。過去の被害や通報の件数や具体的状況を明確にした記録はない。

【問題点及び改善策】

考古博物館は公園指定管理者と協議して、公園内のハチ被害状況の履歴を正確に記録しておくべきである。また、山梨県としては、考古博物館に限らず、来園者・来館者が県内の公園や文化スポーツ施設を安心して利用できるよう横断的に県内施設での発生状況や駆除作業の実績数を取りまとめてホームページ等で公開することが望まれる。

No.60.【意見事項】未買収土地に対する適切な対応について

文化財である古墳が所在する未買収土地に対する適切な対応が望まれる。

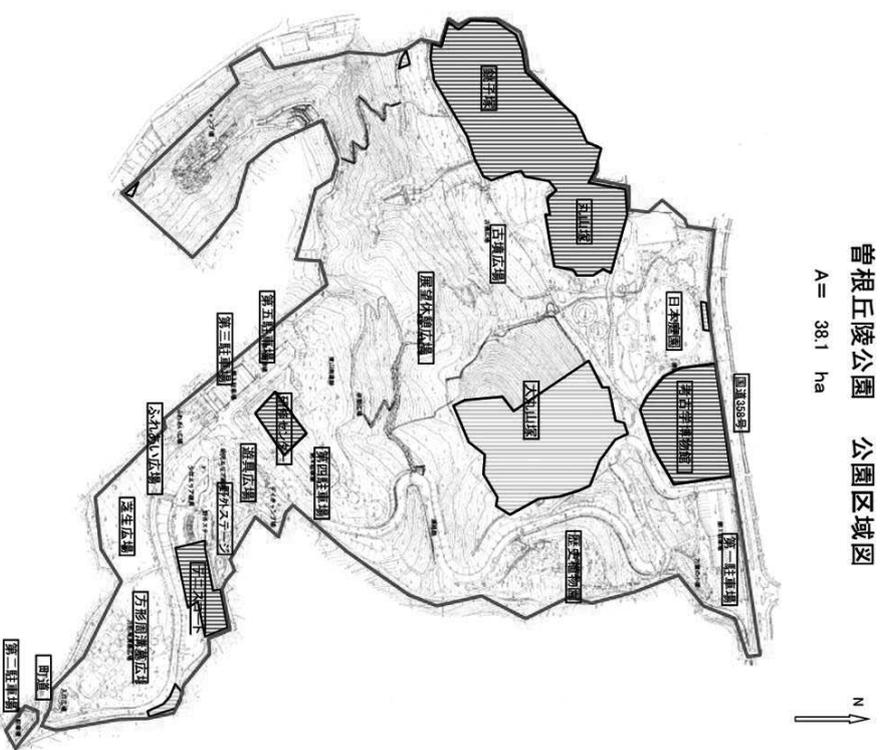
【現状】

公園内の中央部分に所在する土地の一部分（およそ 1.9 ヘクタール）について、地主から未買収の状態である。当該土地は考古博物館の裏側に位置し、国指定史跡の古墳（大丸山古墳）の一部が含まれている。このため、当該古墳は一部分のみが県有地に帰属する状態であることから、国指定史跡（文化財）であるにもかかわらず一般に公開が困難な状態である。また現在の状態は不明だが未買収地内で出土品が発掘される可能性もある。

【問題点及び改善策】

公有財産については、効率的な利用及び良好な維持保全に努め適正な管理をしなければならぬ（山梨県公有財産事務取扱規則 21 条）。所管課である文化振興・文化財課としては引き続き未買収部分の買収交渉を続けるとともに、コストを考慮した上で賃借し文化財たる古墳を一般に公開することも検討することが望まれる。

また現状は借用していない民有地であり、伐採等の管理も十分にされていないと見受けられるため、来園者が立ち入らないよう案内図等に表示しないなど、物理的なアクセスを規制する工夫に引き続き留意されたい。



凡 例	
指定管理区域 (下記範囲を除く)	赤 30 Aha
その他管理者	青 5.8ha
未買収地	緑 1.9ha

(山梨県 公園指定管理者募集関連資料より)

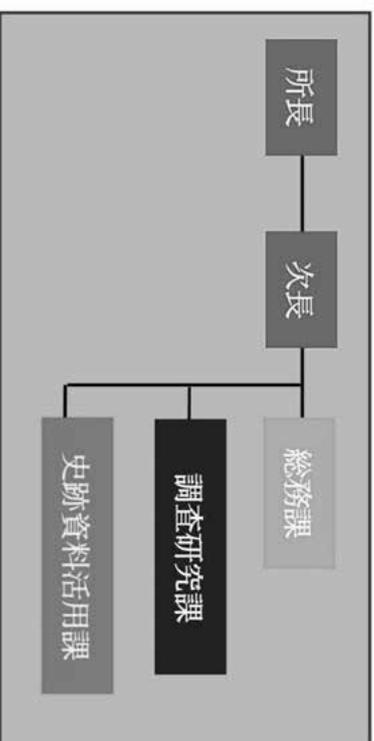
3.1.8. 埋蔵文化財センター

(考古学博物館内にあるため外観写真は省略)

(1) 施設の概要

- ・埋蔵文化財センターの沿革
1981（昭和56）年考古博物館の設置と埋蔵文化財センターの併設が議会承認
1982（昭和57）年考古博物館開館とあわせ、埋蔵文化財センター開所
1992（平成4）年考古博物館とともに創立10周年記念式典を挙行
2002（平成14）年創立20周年記念事業『縄文トーク 2002 in 山梨』開催
2012（平成24）年創立30周年を迎える
2022（令和4）年創立40周年を迎える

・埋蔵文化財センターの組織



・埋蔵文化財センターの業務

- 山梨県埋蔵文化財センターは、1982（昭和57）年4月に発足以来、埋蔵文化財の調査研究、保護（保存・活用）を目的とした次のような業務を行っている。
- 埋蔵文化財の調査研究
- 埋蔵文化財に関する指導及び助言
- 埋蔵文化財・史跡の保存及び活用
- 埋蔵文化財に関する資料の作成及び活用
- 地域に Outreach する埋蔵文化財体験事業など

(2) 監査手続

- ・所管課職員に対する質問
- ・資料の閲覧
- ・発掘調査現場の視察

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.61.【意見事項】古い遊休備品の処分等適切な処理について

備品の中に相当古いものがあつた。ものによっては、価値のあるものもあり、今後、現金化するなど備品現品調査により発見された不用品等は、物品管理・調達事務がイデブツクに従い適切に処理されたい。

【現状】

令和5年度備品現品調査チェック表によると、現用品として写真機が、35台計上されている。

これについて、実査したところ、破損して使用できないと思われるものも含めて40台以上存在した。

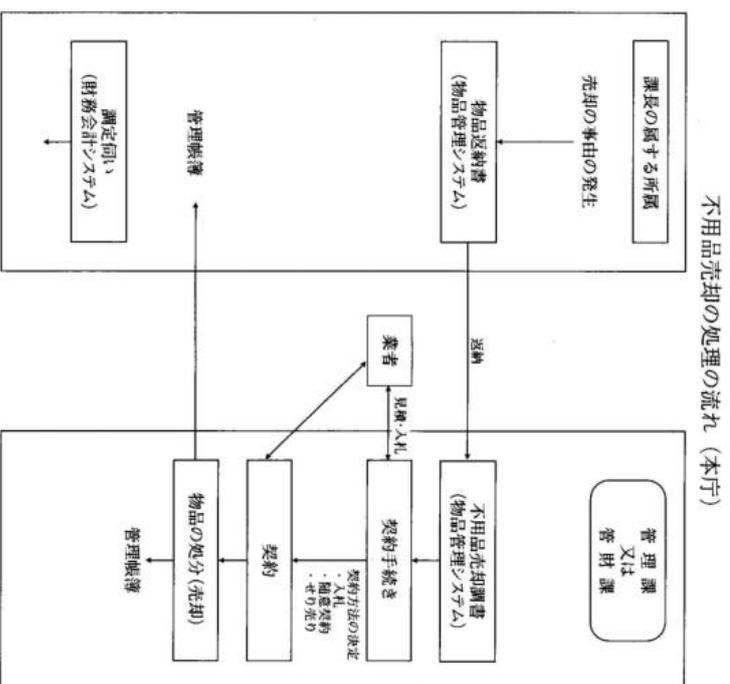
令和5年9月21日 現地備品確認（カメラ）一覧

- ・ニコンFM2：34台（内1台未使用品）
- ・ニコンEL2：1台
- ・ニコン機種不明：10台
- ・ヨニカ現場監督：6台
- ・ヨニカ機種不明：2台
- ・ソニヤ RB67：2台
- ・ペンタックス6×7：1台
- ・ビデオカメラ：1台
- ・ハンディカム：1台
- ・ボラロイドカメラ：1台
- 合計 59台

【問題点及び改善策】

問題は、「物品管理・調達事務ガイドブック（以下「ガイドブック」という）によれば、不用品となった備品は、所管課で処分（棄却）をするか、価値のあるもの（処分価格が10万円以上の場合）に関しては、本庁（管理課、管財課（現資産活用課））へ保管転換するとあるが、その規程に従っていないことである。

＜不用品売却の処理の流れ＞



実査したカメラは、以下のようなものであり、中古カメラの価格を調査すると4万円から30万円ほどとなっている。

- ペンタックス6×7 (中古) 4万円～30万円
- ニコンFM2 (中古) 5万円～6万円
- ニコンFM2 (未使用) 15万円
- ヤマハ (中古) 6万円

備品現品調査により発見された不用品等は、今後、ガイドブックに従い適切に処理されたい。

No.62.【意見事項】出土品の個別管理について

現状の資料搬入出入マニュアルを改訂し、出土品が収蔵施設からの搬出時及び搬入時においてのみ、個別に管理することを要望する。

【現状及び問題点】

平成31年3月に、県立考古博物館から縄文土器を盗んでネットオークションに出品したとして県埋蔵文化財センター元専門員が逮捕された事件（以下「出土品紛失事件」という）は、まだ、記憶に新しい。
多額の経費を費やし発掘した出土品は、県民共有の貴重な財産であるので、その管理状況は、重要な事項といえる。

発掘調査により出土した出土品の取り扱いについては、「山梨県出土品取扱要項」（以下「取扱要項」という）に基づき取り扱いの基準が定められている。
当該要項の別表1出土品取り扱い区分基準表には、IからIVまで取り扱い区分が定められている。

I	保存する。
II	原則として保存する。 ただし、同種類が多量に出土した場合および出土品が細片化して資料化が困難な場合は、必要な記録を取った上で一定量のみを保存する。
III	必要な記録のみで保存しない。 ただし、同種類が多量に出土した場合および出土品が細片化して資料化が困難な場合は、必要な記録を取った上で一定量のみを保存する。 ただし、地域的・時代的希少性を考慮し、また、将来にわたり保存・活用を図る必要性、可能性のある場合は保存する。
IV	保存を要しない。 必要に応じて遺跡の環境を把握するために資料を採取する。

峡北収蔵施設に保管されている出土品は、上記取扱要領のⅠ及びⅡの区分基準に該当するものである。

当然、上記の基準に基づいて、個別に管理すべきものと考えるが、出土品が数百万点と多く、管理能力の問題から現状個別には管理できていない。収蔵庫には、数十から数百の出土品が、収蔵箱に入れられその箱ごとに管理されている。出土品紛失事件以降、下記のように対策が施されているが、それは、収蔵箱ごとであるので、個別に管理できないところが問題である。

例えば、箱の数は管理出来てもその自身の収蔵品個別ごとには、管理できていないので、箱の中の一部の収蔵品が紛失したかどうかについては、わからないこととなる。

埋蔵文化財センターにおいては、平成31年の出土品紛失事件を受け、以下の対策を行っている。

- ・ 収蔵庫鍵の使用簿の作成・設置
- ・ 収蔵品管理責任者の設置、出土品持ち出し簿の作成・設置
- ・ 収蔵庫への立ち入り制限（時間外の入室禁止）
- ・ 定期的な収蔵品の確認、抽出検査の実施
- ・ 収蔵品の写真及び実測図の保管棚への明示
- ・ 収蔵庫における保管場所の見直し
- ・ 保管棚への柵の設置と施錠等
- ・ 新たに防犯カメラを設置

【改善策】

上記に記した通り、出土品紛失事件後、埋蔵文化財センターにおいては、対策が施されている。

収蔵庫鍵の使用簿の作成・設置や・収蔵品管理責任者の設置、出土品持ち出し簿の作成・設置、監視カメラの設置など、峡北収蔵施設の搬出搬入に関しては、厳しくなされていると判断できる。

つまり、埋蔵文化財センターにおいては、資料搬入出マニユアル（峡北収蔵施設 資料貸出マニユアル、様式【資-1、2】資料搬入出管理票、様式【資-3】貸出資料一覧表）に基づき、実施しているため手続き上は、何ら問題は無い。

しかし、管理されている単位は、出土品が保管されている箱ごとであるので、箱の出身である出土品個別ごとには、管理されておらず、出土品搬入搬出時の個別管理ができないこととなる。

もともと、出土品の数は、県内のインフラ整備事業によってますます増加傾向にあるので、出土品を個別にすべて管理することは非効率であるばかりか、保管コストが増加すると予想され現実的ではない。

そこで、現状の資料搬入出マニユアルを改訂し、出土品が収蔵施設からの搬出

時及び搬入時においてのみ、個別に管理することを要望する。個別に管理することを収蔵施設からの出入り時に限定することで、出土品の紛失等のリスクを抑えることができるばかりか、管理労力を抑えることができ、より適切に管理できることとなるものと思料する。

No.63.【意見事項】資料搬入出管理票の整理実施によるストック情報の把握について

峡北収蔵施設の資料について、導入以前の資料搬入出管理票の整理を行い、現状どれくらいの貸出等があるのかの情報（ストック情報）の確認をされたい。

【現状】

峡北収蔵施設において、資料搬入出管理票でその管理を行っており、令和5年3月から当該管理票を運用しているが、令和5年2月以前の管理票は作成されていないので、現状どれくらいの貸出等があるのかの情報（ストック情報）を把握できていない状況である。なお、峡北収蔵施設において、その搬出搬入につき下記管理票にて管理している。

管理票のサンプルを示すと以下のとおりである。

（出典：「峡北収蔵施設 資料搬入出管理票」埋蔵文化財センター資料）

資料搬入搬出管理【資-1】

【管理用番号】	西暦 (4桁)	月日 (4桁)	通し番号 (3桁)
※11桁 (記入例) 20201125001			

峡北収蔵施設 資料搬入出管理票【所属保管】

①貸出予定資料に関する情報を記載し、担当者に提出し押印を受ける。

① 貸出 基本 情報	連 助 名	収 納 室	収 納 報 告 番 号
	資料種別	資料種別	資料種別
	資料情報		
	事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	
	記載者	史跡資料活用課	

②貸出 (搬出) 時に記載し、セクター担当者に提出、押印を受ける。

搬 出 日	令和 5年 6月 21日	水曜日
搬 出 時 間	13時 30分 ~	15時 0分
搬 出 者	責任者所属氏名	同行者所属氏名
立 金	責任者所属氏名	同行者所属氏名
返却予定日	令和 5年 12月 29日	金曜日
記 載 日	令和 5年 6月 20日	火曜日
記 載 者	所属氏名	史跡資料活用課

③返却 (搬入) 時に記載し、セクター担当者に提出、押印を受ける。

搬 入 日	令和 年 月 日	曜日
搬 入 時 間	時 分 ~	時 分
搬 入 者	責任者所属氏名	同行者所属氏名
立 会 者	責任者所属氏名	同行者所属氏名
立 会 者	責任者所属氏名	同行者所属氏名
立 会 者	責任者所属氏名	同行者所属氏名
記 載 日	令和 年 月 日	曜日
記 載 者	所属氏名	

※各項目は、出入りが確実に管理できるように詳細に記載すること。

出入照会	相互点検 (令和 年 月 日 曜日) ※毎年4月実施		
所長	課長	担当	専任

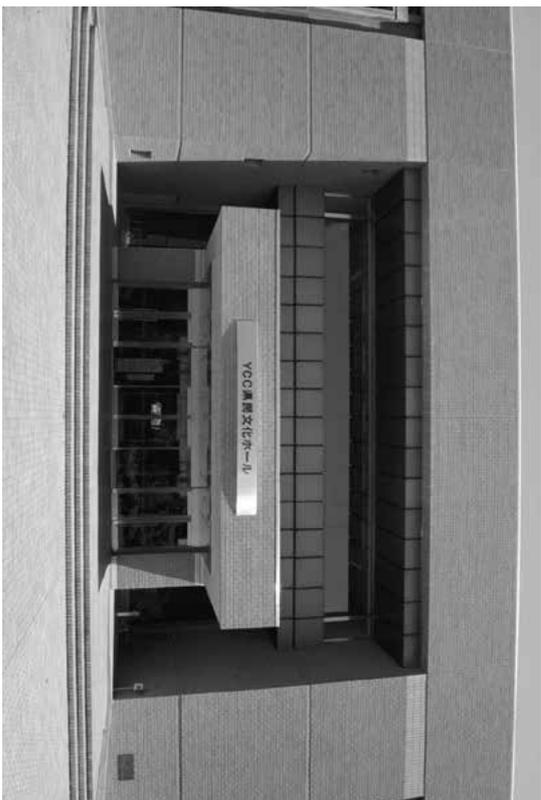
【問題点及び改善策】

当該書式での管理は、令和5年3月からなされており、それ以前の資料(出土品)についてすべて作成されているわけではないため、令和5年2月以前の管理票は作成されていないので、現状どれくらいの貸出等があるのかの情報(ストック情報)を把握できない状況にある。

当該搬入搬出管理票は、搬出(貸出)・搬入(返却)時のみに運用しているものであり、すべての資料を管理するためのものではないということ(埋蔵文化センター)であるので、手続き上問題があるというわけではない。峡北収蔵施設に収納されている資料(出土品)の保管状況を確認し、適切に管理することを目的として、令和3年から5年にかけて全収納室の点検を行っているため、その点検に合わせて令和5年2月以前の管理票を作成することによって、より管理状況が改善されると思われる。令和5年2月以前の搬入搬出管理票作成も含め、すべての管理票を作成されるよう要望する。

当然ではあるが、その際にはNo.62.の意見事項のように、収納箱単位でなく、資料(出土品)ごとに管理するよう要望する。

3.1.9. 山梨県立県民文化ホール



(1) 施設の概要

・施設概要総括

所在地	甲府市寿町 26-1
設置年月日	昭和 57 年 11 月 23 日
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
設置目的	芸術文化に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与する事を目的とする。
主な施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積 約 21,635 m² ○建築面積 約 9,259 m² ○建築延床面積 約 20,018 m² ○建物の構造 地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り ○施設の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール 約 3,594 m² 定員：1,989 人 ・小ホール 約 1,725 m² 定員：700 人 ・練習室、リハーサル室、楽屋、会議室 約 1,455 m²

・県民ロビー 約 179 m ² ・事務室、機械室、倉庫等	約 12,977 m ²
・駐車場	約 5,614 m ²
・レストラン(客席、厨房)	約 237 m ² 定員：約 100 人

(出典：指定管理施設概要説明書から抜粋)

・施設の概要

YCC 県民文化ホール(県民文化ホール)は、山梨県における芸術文化の拠点となる施設である。昭和 57 年の開館以来、室内楽や演劇、古典芸能などの舞台芸術の鑑賞や各種創作活動の練習・発表の場として、また、全国規模の各種大会や研修会等の会場として幅広く利用されている。

一流の芸術鑑賞及び地元の文化活動の育成の場として、大・小ホールとそれを支える付属施設によって構成されている。大・小ホールとそれを支える付属施設の概要は以下の通り。

〔大ホール〕

残響時間 1.8 秒の音響を主体とし、1,000 平方メートルを超える舞台を確保した本格的ホール。

〔小ホール〕

客席数は 700 席。舞台の大きさは大ホールとはほぼ同じ大きさで、どのような催しにも対応できるホール。

〔リハーサル室・練習室〕

舞台のアクテイングエリアの広さを確保したスペースは様々なリハーサルに対応できる施設である。練習室 5 部屋も十分な広さを確保している。

〔会議室〕

会議、講演会、研修会、レセプション、パーティーなどにご利用できる。

(出典：山梨県 HP から抜粋)

・指定管理の状況

a. 指定管理者について

指定管理者は、アドナレージョン・共立・NTT フアシリアーズ共同事業体である。共同事業体各社は、県民文化ホールの管理運営において、管理運営の理想像や考慮すべき社会的状況、地域制や県内の文化環境など、これらの分析のもと同様の理念と方向性を持ち、管理運営をより良く遂行可能な、各業務のトップ企業(3社)によるベストパートナーシップをもって共同事業体を結成。

各社の特性を十分活かした総合力で、安心・安定的で山梨県民の期待に応えるべく管理運営を行っている。

共同事業体各社の概要は以下の通り。

〔代表企業：株式会社アプロレーン〕

アプロレーン社は山梨県内を代表する総合広告代理店として多くのお客様と密接なパートナーシップを築き、実績を積み重ねている。山梨日日新聞・山梨放送のグループ企業として県民から高い共感度を得て活動ができる強みがある。

また、アプロレーン社が所属する山日 YBS グループでは、山梨の文化創造を目的にした多くの事業実績を有している。グループ創業 150 周年を機に、国連が挙げる SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す取り組みを進めている。

〔構成員：株式会社共立〕

共立は創設 64 年の歴史を持ち、全国に展開する「KYORITZ Group」全体で累計 200 施設以上の文化施設管理運営経験を有し、とりわけホールの指定管理者としては国内 No. 1 の実績を誇る。

ホールマネジメント企業（施設運営者側）として地域や利用者に寄り添いながら最前線で業務を遂行してきたと同時に、照明・音響・映像の技術/制作スタッフ（施設利用者側）としても、あらゆるエンタテインメントシーンでクオリティの高い事業を提供している。

〔構成員：株式会社 NTT フラジリテイズ〕

NTT フラジリテイズは、平成 4 年に NTT から分社され、先進的にフラジリテイズマネジメントを提供するために設立した企業である。100 年以上もの間、日本の通信を守ってきた技術力を活かし、現在では、全国的に指定管理者や PFI 事業等に参画し、多くの自治体と協議を推進している。特に、文化ホールやアリーナなどの大規模集客施設で多くの実績を有している。

〔出典：指定管理者から提供された資料を監査人加工〕

b. 指定管理業務の概要

山梨県とアプロレーン・共立・NTT フラジリテイズ共同事業体が締結した、基本協定書に従い、以下の管理業務をアプロレーン・共立・NTT フラジリテイズ共同事業体を実施する

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

(4) 舞台芸術の公演の実施に関する業務

(5) その他山梨県が必要と認める業務

〔出典：山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書〕

また、以下の条項に従って自主事業も運営している。(d 指定管理業務の自主事業 参照)

山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書（平成 31 年 1 月 31 日締結）

（一部抜粋）

山梨県（以下「甲」という。）とアプロレーン・共立・NTT フラジリテイズ共同事業体（以下「乙」という。）とは、山梨県立県民文化ホール（以下「文化ホール」という。）の管理業務に関し次のとおり基本協定を締結する。

（自主事業）

第 4 条 乙は、文化ホールの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、乙の責任と費用により実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

※令和 5 年 3 月 31 日において、平成 31 年 1 月 31 日に締結された「山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書」の協定の期間（平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日）が終了したが、令和 5 年 2 月 22 日において、「山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書」を再度締結して、協定の期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とした。

C. 指定管理業務の経理状況

指定管理施設の管理業務・経営状況説明書

指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 収入総計	340,108,676	334,116,343	305,381,554	314,049,248	428,343,325
施設利用料	124,283,535	102,271,140	49,118,230	97,603,670	92,534,840
指定管理委託料	161,713,000	223,188,000	171,265,000	220,509,000	
追加委託料(感染症)		4,165,490	11,069,070		
損失補償金					31,857,959
事業収入	28,719,800	42,816,728	11,343,101	27,927,532	66,546,357
駐車場収入	16,382,050	13,832,450	5,942,450	9,735,840	8,655,900
広告料	1,866,240	1,878,720	1,780,900	1,736,900	1,724,800
自動販売機収入	2,869,911	2,382,660	675,448	1,238,169	1,513,757
レストラン収入	1,673,307	1,510,417	129,468	1,476,479	1,125,803
チケット販売手数料等	2,600,853	3,842,738	2,134,887	3,065,658	3,874,909
B 支出総計	341,693,900	341,396,625	297,158,316	317,366,553	404,617,033
人件費	104,029,920	102,246,360	103,184,400	103,184,400	103,184,400
修繕費	2,937,799	3,329,266	5,452,224	3,504,758	5,749,112
光熱水費	40,092,616	34,906,022	21,071,075	32,490,427	44,111,090
その他保守点検費	113,400	113,400	481,800	500,500	115,500
一般消耗品費	3,946,705	4,424,117	2,381,586	2,734,511	4,657,914
舞台消耗品費	3,240,000	3,241,254	2,350,040	2,333,474	3,399,315
燃料費	2,928,535	2,180,980	2,414,420	2,198,960	1,443,791
通信運搬費	1,301,024	1,257,452	1,157,373	1,164,515	1,252,684
広告費	6,899,800	6,966,850	7,027,900	7,027,900	8,677,900
賃借料(事務機等)	9,510,854	9,809,646	9,893,758	9,893,757	9,875,078
備品購入費	378,000		260,000		4,472,380
運営事務管理経費	2,513,032	2,605,894	2,578,915	2,609,482	2,723,736
文化事業費	69,539,500	75,142,737	34,103,070	52,367,000	96,310,400
印刷製本費	507,269	225,942	121,726	12,320	135,026
チケットシステム費	690,228	699,438	668,690	1,284,965	1,356,905
感染症拡大防止対策費		574,381	555,087	226,705	
新しい生活様式対応経費			819,000	1,000,000	1,518,000
その他	6,012,790	2,674,157	1,439,931	1,831,297	2,320,075
外部委託費	87,052,428	91,573,080	92,413,200	92,413,200	87,310,657
建物維持総合管理	28,817,856	30,973,440	31,257,600	31,257,600	31,257,600
警備業務	19,764,000	20,705,640	20,895,600	20,895,600	20,895,600
清掃業務	14,646,852	15,696,000	15,840,000	15,840,000	14,556,667
植栽費	3,085,560	3,270,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
舞台設備保守(音響)	2,523,960	2,092,800	2,574,000	5,055,600	1,518,000
舞台設備保守(照明)	4,968,000	5,009,640	5,055,600	5,055,600	3,813,700
舞台設備保守(美術)	3,024,000	3,047,640	3,075,600	3,075,600	2,195,600
ヒズン保守他	820,800	1,281,840	831,600	831,600	831,600
臨時(舞台技術費)	2,057,400	2,079,720	2,098,800	2,098,800	1,457,500
臨時(アルバイト)	6,264,000	6,317,640	6,375,600	6,375,600	6,375,600
ホームレス支援委託料	1,080,000	1,098,720	1,108,800	1,108,800	1,108,800
外部委託比率	25.5%	26.5%	31.1%	29.1%	21.6%
県への謝礼金			9,024,827		25,776,355
収支差額(A-B)	△1,585,224	△7,280,282	8,223,238	△3,317,305	23,726,292
一人当たり指定管理者委託料* *指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)	435.0	552.2	2,936.8	1,068.2	1,242.5

(参考) 自主事業に係る収支状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
C 収入総計	7,886,143	8,387,595	5,487,842	7,539,482	11,423,221
D 支出総計	6,014,376	7,714,777	4,686,253	6,301,204	9,373,159
収支差額(C-D)	1,871,767	672,818	801,589	1,238,278	2,050,062

d. 指定管理業務の自主事業

事業名	対象者	実施場所
1 ホールコンシェルジュ事業	利用者	当施設等
2		
3		
4		
5		

(出典：指定管理施設の管理業務・経営状況説明書から抜粋)

- (2) 監査手続
 - ・当該事業の関連資料の入手・閲覧、施設及び設備の観察
 - ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.64.【指摘事項】指定管理業務の外部委託の事前承認について

指定管理者が指定管理業務の再委託等を行う場合は、山梨県立県民文化ホール(以下「ホール」)の管理に関する基本協定書(平成31年1月31日締結)第7条の規定に基づき、山梨県の事前の承認をすることが必要である。令和4年度において、施設維持管理について外部委託を実施しているものの、事前の承認を得ていることを確認できる書面等がなく、事前承認の有無について確認ができなかった外部委託について、所管課が事前承認した事実を確認できる証拠を補完すべきである。

【現状】

山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書(平成31年1月31日締結)では、以下のように規定されている。

山梨県立県民文化ホールに関する基本協定書（平成31年1月31日締結）
（一部抜粋、下線監査人追加）

山梨県（以下「甲」という。）とアトブレーン・共立・NTTフレッヂリテイナーズ共同事業体（以下「乙」という。）とは、山梨県立県民文化ホール（以下「文化ホール」という。）の管理業務に関し次のとおり基本協定を締結する。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、管理業務の全部を一括して、又は管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

上記下線部分に明記されているように、アトブレーン・共立・NTTフレッヂリテイナーズ共同事業体が、山梨県立県民文化ホールの管理業務の全部または一部について外部委託等をする場合は事前に山梨県の承認を要する。しかし、令和4年度においては当該承認がなされていることを確認できる書面等が残されていなかった。

なお、令和5年度においては、「令和5年度業務計画書」に（様式1-3）令和5年度 施設等維持管理に係る外部委託状況」が添付され、令和5年度業務計画書の承認と合わせて、外部委託状況の承認がなされていることが確認できている。

【問題点及び改善点】

山梨県立県民文化ホールの管理に関する基本協定書において、指定管理者が指定管理業務の再委託等を行う場合は、山梨県の事前の承認をすることが明記されているが、令和4年度においては、事前の承認が行われていることが確認できる書面等が確認できなかった。

基本協定書に従った手続きが行われていない可能性があるという形式的な面のみならず、実質的にもリスクは存在する。すなわち、事前の承認を行われておらず、無制限に外部委託を許容している状況であるとすれば、指定管理業務を実施するにふさわしくない外部委託業者が利用されるリスク等を負うこととなります。また、仮に外注事業者の利用で問題が発生した場合、山梨県が承認した事業者であるか否か、事後的な検証は困難となってしまう。

以上のことから、事前の承認対応を徹底し、その承認が行われていることを確認できる書面等を残すことを要望する。具体的な方法としては、業務計画書に外部委託に関する資料の添付をすることで、業務計画書の承認と合わせて外部委

託業者についても承認をするなどの対応を行うことが考えられる。

なお、令和5年度においては、令和5年度業務計画書に（様式1-3）令和5年度 施設等維持管理に係る外部委託状況」が添付され、令和5年度業務計画書の承認と合わせて、外部委託状況の承認がなされていることが客観的にも明確になっており、令和5年度においては、上記の問題点が改善された対応を実施している状況であることを付記する。

No.6.5.【意見事項】別途補償金がある場合の計画を上回る利益が発生した場合の納付について

「山梨県民文化ホールの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」（令和3年3月22日）第2条において、令和2年6月1日以降は、委託管理業務に係る実際の収支差額が収支差額見込額を上回った場合、指定管理者は、上回った額の50%に相当する額を山梨県に納付する旨の記載がある。令和4年度において、本指定管理業務の収支状況に山梨県からの補償金収入が含まれているが、当該条項があることで当該受け取った補償金について、実質的にその一部を返還することになってしまっている。そこで、今後も同様の協定を締結する場合は、補償金の実質的な一部返還がないような取扱いを検討していただきたい。

【現状】

「山梨県民文化ホールの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」（令和3年3月22日）第2条において、令和2年6月1日以降は、委託管理業務に係る実際の収支差額が収支差額見込額を上回った場合、アトブレーン・共立・NTTフレッヂリテイナーズ共同事業体は、上回った額の50%に相当する額を山梨県に納付する旨の記載がある。当該条項の適用を受け、令和4年度において、アトブレーン・共立・NTTフレッヂリテイナーズ共同事業体は山梨県へ25,776千円の納付金を支出として計上している。

一方で、令和4年度において、アトブレーン・共立・NTTフレッヂリテイナーズ共同事業体は山梨県から受領した損失補償金31,857千円を収入として計上している。この損失補償金は山梨県立県民文化ホールの休業期間に充当される休業補償金である。また、山梨県への納付金25,776千円は、当該補償金31,857千円を含めた収支により算定されている。

以上のことから、山梨県への納付金25,776千円には、実質的に山梨県から受け取った休業補償金部分も含まれていることとなっている。

【問題点及び改善点】

問題点は、山梨県への納付金 25,776 千円には、実質的に山梨県から受け取った休業補償金部分も含まれている点である。実質的に休業補償金の一部を返還することになると、補償金給付の趣旨にそぐわないこととなり、補償金を受け取ったときに想定されていた対応が実施できなくなるといったリスクが発生する。また、「山梨県民文化ホールの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」(令和 3 年 3 月 22 日) 2 条において、計画を上回る利益の 50%を県に納付させる意図は、超感染症社会の状況において、利用料収入や感染症対策経費は精算に見込むことは困難であるため、計画を上回る利益の 50%は指定管理者の経営努力、残る 50%は不確定要素によるものとみなす、という考え方を基礎としている。その考え方を鑑みても、休業補償金は不確定要素ではなく山梨県に納付するものではないと考えられる。

以上のことから、今後も上記のような協定を締結する場合は、県から補償金等が交付されていた場合に、実質的な一部返還がないような形の協定の内容を検討していただきたい。

No.66.【指摘事項】収支報告に係る消費税納付相当額の取り扱いについて

指定管理者は課税事業者であり、収支報告書上の収支金額は税込額であることから、収支報告の際には指定管理者が同指定管理業務に係る消費税額負担分を調整すべきものと考ええる。

【現状】

指定管理業務に係る収支状況(上記・指定管理の状況C.指定管理業務の経理状況 参照)の算定において、消費税の調整を行っていない。具体的には、収支状況が税込みで算定されているため、収支状況に課税対象取引の消費税が含まれているが、消費税分の控除調整(通常未払消費税が発生するので、支出側での消費税の調整)を行っていない。

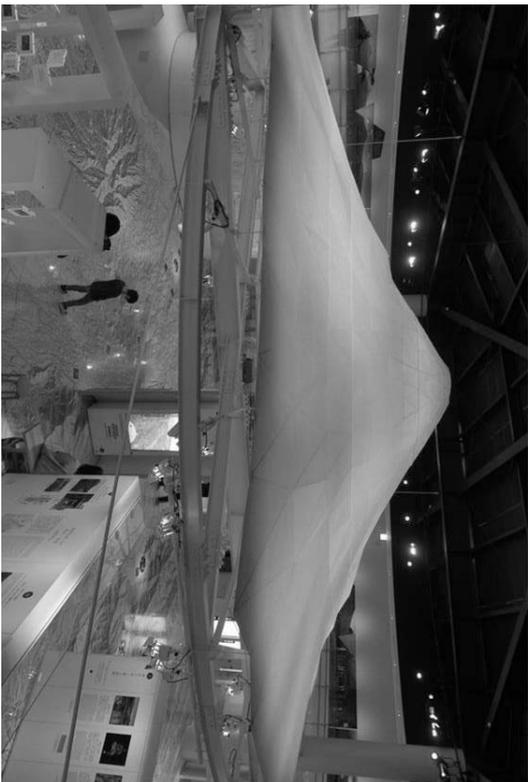
【問題点及び改善点】

「山梨県民文化ホールの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」(令和 3 年 3 月 22 日) 第 2 条において、令和 2 年 6 月 1 日以降は、委託管理業務に係る実際の収支差額が収支差額見込額を上回った場合、ア・ブ・ソ・共・共立・N・T・T・ア・ソ・リ・テ・ア・ネーズ共同事業体は、上回った額の 50%に相当する額を

山梨県に納付する旨の記載がある。仮に、消費税の調整を行わない場合、利益は消費税部分を含んで算出されることで過大に算定されることとなり、「山梨県民文化ホールの管理に関する基本協定書の一部を変更する協定書」(令和 3 年 3 月 22 日) 第 2 条に従って山梨県に納付される金額は消費税相当額の負担を反映していない、実質的な収支差額とは言えず問題となる。

そこで、収支計算において、たとえば支出部分に、未払消費税等の項目を設定して、収支に係る消費税納付分を算定したうえで計上し、収支差額は消費税負担考慮後の金額を算定することを要望する。なお、同じ所管課である県立美術館等においては当該消費税負担相当額について支出項目に含めている点を付記しておく。

3.1.10. 山梨県立富士山世界遺産センター



南館展示施設「富嶽三六〇」（山梨県立富士山世界遺産センターホームページより）

(1) 施設の概要

(公式ホームページ)
<https://www.fujisan-whc.jp>



i) 施設所在地
 南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾 6 6 6 3-1

ii) 設置目的
 「信仰の対象」と「芸術の源泉」として世界文化遺産に登録された富士山の普遍的価値や多様な自然、美しい景観の保全に理解を深めるとともに、県民文化の発展と観光の振興に資するため、常設展示に加え、調査研究、情報発信、環境保全・普及啓発活動等を行っている。

iii) 主要事業及び所管課
 主要事業：調査研究・情報発信・保全観光
 所管課：山梨県観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課

iv) 管理業務
 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例にもとづき指定管理者が実施
 指定管理者（平成 31 年度～令和 4 年度）：㈱ピカ

＜山梨県と指定管理者の業務区分について＞
 業務の一部は山梨県が直接運営している。各業務の実施に当たっては、山梨県と指定管理者との間で必要な協議を行い、適切な執行に努めていくこととしている。

山梨県と指定管理者の業務区分は以下のとおり。

業務区分	業務内容	運営主体
富士山保全業務	○調査研究業務 ○富士山の文化的価値に関する情報発信業務 ○富士山及び周辺環境の保存管理業務 ○展示業務 ○教育普及業務	山梨県

施設運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ○文献検索などの支援相談業務 ○県職員の人事、給与事務 ○県予算の執行管理等 	指定管理者
施設管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○展示施設の利用の承認 ○利用料金の收受 ○館内案内 ○観光情報の提供 ○研修室の貸出 ○広報・利用促進に関する業務 ○飲食提供、物品販売等 	指定管理者

v) 施設の規模

① 敷地面積 28,019.00 m²

② 建物面積等

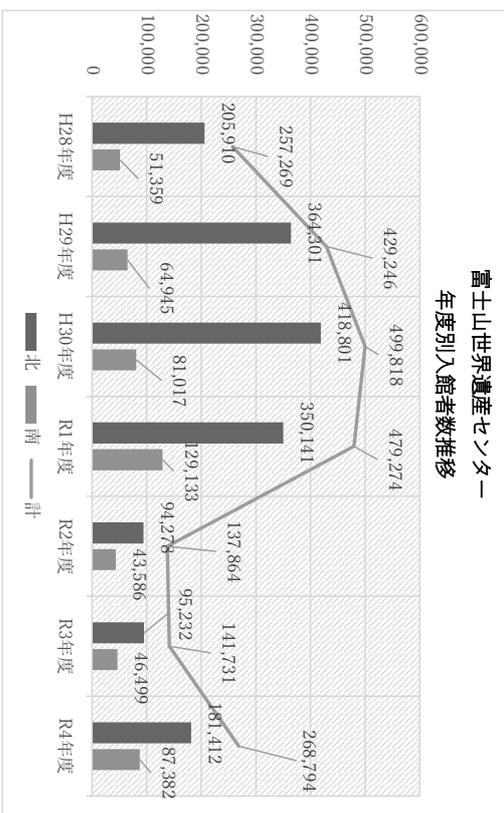
設置年月日	北館 平成10年7月28日	南館 平成28年6月22日
建築面積	1,304.72 m ²	1,413.28 m ²
延床面積	1,670.72 m ²	1,581.28 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上2階建て	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建て
施設・設備の内容	1階 展示コーナー、事務室、機械室、受付・ホール、売店 (県産品コーナー)、外部トイレ、ポラントイレセンサー等 2階	1階 展示室、富士山ライブラリー (図書・資料コーナー)、富士山ステーション (多目的ホール)、機械室、ホール、事務室、トイレ等

研修室、レストラン、ホール、休憩スペース、屋上展望広場等	2階 御中道回廊、遙拝デッキ等
------------------------------	-----------------

vi) 沿革

昭和45年11月	旧富士ビジターセンター開設 (現在の北館)
平成28年6月	富士ビジターセンター廃止、南館完成
平成28年6月	富士山世界遺産センター開設 (北館及び南館を合わせて富士山世界遺産センターとして開設)

vii) 施設利用者数



viii) 世界遺産としての富士山について

日本人の自然観や日本文化に大きな影響を与えてきた富士山は、ユネスコ世界遺産委員会によって「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として2013年(平成25年)に世界文化遺産に登録された。
世界文化遺産とは、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が定めた「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録された、遺跡・建造物や自然などのことである。

文化遺産	自然遺産	複合遺産
記念工物(歴史上や芸術上、記念碑的価値の認められた建造物)・建造物群(景観など複数の建造物の一群)・遺跡(遺跡群など、地域一帯や文化景観・継承地など)。アテネのアクロポリス(ギリシヤ)、万里の長城(中国)など	厳正保護地域(特出した生態系)、原生自然地域(手付かずの土地や海域)、国立公園、天然記念物、種と生息地管理地域、景観保護地域、資源保護地域、その他。イエローストーン国立公園(米国)、グレート・バリア・リーフ(オーストラリア)など。	文化遺産、自然遺産、それぞれ一項目ずつ以上が適用された物件。自然環境と人間の文化的な営みが、ともに顕著に普遍的な価値を有する遺産。フチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー)、ギョレメ国立公園およびカッパドキアの岩石遺跡群(トルコ)など。

ix) 事業予算
令和4年度

センター運営費	会計年度職員給与他	12,808 千円
センター管理費	指定管理委託料他	72,474 千円
センター事業費	調査研究他	3,705 千円
経常経費		4,048 千円
合計		93,035 千円

x) 指定管理収支実績

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	148,485	87,133	87,850	127,612
うち 指定管理者委託料	49,486	49,940	49,940	49,940
うち 追加委託料(感染症)	2,750	18,474	21,474	38,174
支出	173,556	101,373	95,297	124,693
収支差額	△25,071	△14,240	△7,446	2,918

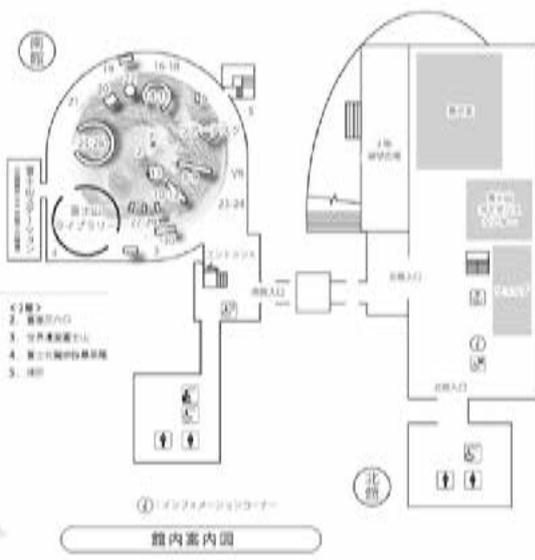
(単位：千円)

南館 世界遺産「富士山」を学ぶ

世界遺産として認められた富士山を、多岐にわたる価値を有する「信仰の対象」と「芸術の源泉」について、また世界遺産を生み出した自然と人の関わりや、200の構成資産からなる世界遺産富士山の魅力について、VRをフル活用し、映像を取り入れ、体験的にわかりやすく紹介しています。

展示ガイドシステム「富士山」をご利用いただけます。

- 展示案内
- 1. 富士山について
 - 2. 富士山の歴史
 - 3. 富士山の自然環境
 - 4. 富士山の文化
 - 5. 富士山の芸術
 - 6. 富士山の信仰
 - 7. 富士山の伝説
 - 8. 富士山の祭典
 - 9. 富士山の食文化
 - 10. 富士山の伝統工芸
 - 11. 富士山の歴史
 - 12. 富士山の自然環境
 - 13. 富士山の文化
 - 14. 富士山の芸術
 - 15. 富士山の信仰
 - 16. 富士山の伝説
 - 17. 富士山の祭典
 - 18. 富士山の食文化
 - 19. 富士山の伝統工芸
 - 20. 富士山の歴史
 - 21. 富士山の自然環境
 - 22. 富士山の文化
 - 23. 富士山の芸術
 - 24. 富士山の信仰
 - 25. 富士山の伝説
 - 26. 富士山の祭典
 - 27. 富士山の食文化
 - 28. 富士山の伝統工芸
 - 29. 富士山の歴史
 - 30. 富士山の自然環境



世界遺産富士山VR
富士信仰の旅

VRゴーグルを装着して、吉田口から富士山頂をめざし、富士信仰の旅を体験してください。

富士山の自然を学ぶ展示
観光案内・カフェ・ショップ

展示時間：平日10時～17時

富士山の自然を中心に学ぶ展示エリアや大型ビジョンによる富士山ガイドシステム「富士山」をご利用いただけます。2階の展望広場は富士山の撮影スポットとしても人気です。お土産ショップ・カフェもございます。

(2) 監査手続
センターを所管する世界遺産富士山課(本庁)において担当者へのヒアリング及び関連する書類の閲覧を実施しモニタリング状況等を確認した。
また富士山世界遺産センターにおける現場職員及び指定管理者にヒアリングを実施し、センターの現地視察を行った。
主に本庁及びセンターにおいて実施される事務手続の書類を調査し、特にセンターの管理業務に関して、指定管理の契約事務やモニタリングを含む県と指定管理者との関わりを中心に、経済性、効率性、合規性等の観点から監査を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.6.7.【指摘事項】利用料の徴収について

受益者負担の観点から利用料を徴収するべきである。

【現状】

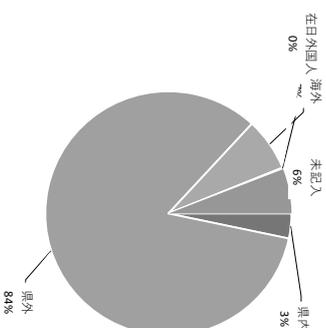
平成31年度からの指定管理者はプロポーザル時に利用料金無料化の方針を掲げ、現在まで利用料収入を徴収していない。債務負担行為の金額(指定管理料の総額)の積算は予定する必要経費から利用料収入などを控除して算定される。つまり設計上、利用料収入の減収によって、県民の負担である委託料が引き上げられていることになる。

この点、指定管理者は無料化による入場者増加により売店やカフェの収入(以下、売店等収入)をもって減収をカバーする当初計画としていたが、実際無料化を始めた平成31年度はその前年度より売店等収入が減少しており、1か月のコロナ閉館はあるにせよ「入場料無料化による入場者増」の証左とはならない。なお、無料化以前の指定管理者の利用料収入は平成28年度～30年度の3年平均で14百万円ほどに上っている。

【問題点及び改善策】

入館者の属性分析によれば、入国規制期間があった令和4年度でも外国人比率が北館約13%南館約26%となっている。また属性を詳細に分析した資料はないが、日本人でも大部分の入館者は県外からの観光客、登山客、修学旅行生等となっており、県民の比率は高くない。令和4年度南館アンケート457人のうち

15人が県内となっている(下図)。来館者一人あたりの指定管理料は276.9円だが、この比率を考えれば来館した県民一人あたりの指定管理委託料は1万円近くとなる。



なおこの年度のアンケートは途中までインバウンドがなかったため外国人比率が例年より低い。

コロナ明けの今後はインバウンドも回復し、より県民利用率は小さくなるものと推測される。令和5年度は7月末の時点で南館の外国人比率は41.8%にも及ぶ。

センターの一義的な受益者は来館者であり、センターの施設運営管理コストの多くを委託料で負担する仕組みは不合理と考える。応益負担の原則を鑑みれば、入場料収入を増やし県民負担である委託料を下げるのが公平である。

特に令和2年度以降コロナ禍に際して補正予算で委託料を追加することとしたが、まずは入場料で少しでも穴埋めするべきであったものと考えられる。プロポーザル時の議事録では「無料化による影響で赤字となった場合は指定管理者で補填する」旨の発言があり、結果として委託料補填をしている点でこの発言には齟齬がある。

またアンケートで「無料とは思えない」といった意見が挙がる等、南館の「富嶽三六〇」やVRを使用した展示品を中心に有料でしかるべきクオリティとなっている半面、そのコストを費やしており、主にデジタル仕様の展示品の改修で令和2年度と3年度に1～2億円投資し、さらに毎年数百万円の展示品保全費用がかかっている。投資回収の観点でも相応の入場料収入を確保すべきである。

No.6.8.【意見事項】デジタル展示物の保守業務の再委託先の選定について

南館のデジタル展示物の保守業務の再委託先が指定管理の要綱上で既に指定されており、競争が働かず保守費用に関して経済性が失われている。

【現状】

保守管理業務の再委託先は指定管理者が毎期の年次契約に際して自ら選定できるが、南館のデジタル展示品の保守のみについては、指定管理要綱において県が委託先を特定の県外業者に指定している。これは、この業者が展示品のメンテナンス開発や改修に携わった経緯から、技術的に保守ができるのが同者のみのためとのことである。

指定管理者制度の趣旨は指定管理者の民間ノウハウを利用して経済性を確保するために総合的に管理を委託するものであり、再委託先をあらかじめ県が指定することは制度趣旨に反するとも言える。

令和3年度の大規模改修による南館の照明機材・VR等のデジタル展示導入は「デジタル技術を活用したクオリティの高い展示物の設計企画を手掛ける事ができる請負業者は全国的に少数である」ことを理由に同事業者に随意契約とされ、コンテンツ制作の技術力のみを評価し金額度外視でプロポーザルによる選定がされている。この際設計・改修の費用や事後的な保守費用も含めた経済性を考慮していない。この経緯から、当該展示物の保守について指定管理者と同事業者が継続的に契約し、出張旅費も含めた比較的高額な保守費用が毎年発生している。デジタル展示物を刷新し指定管理の要綱を変更しない限りは半永続的に同一業者への保守費用が発生することになる。

	H31	R2	R3	R4
南館展示保守料	11,550千円	11,220千円	10,120千円	7,447千円
南館入場者数	129,133人	43,586人	46,499人	87,382人

【問題点及び改善策】

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。特にデジタル機器等の導入や大型改修の契約に際しては、初期費用のみでなくランナーコストも見込んだ経済性を検討するとともに、事後的な保守業務について他の業者による代替性があり競争性が失われないかという点を検討した上で慎重に業者の選定をするべきである。

No.69.【指摘事項】助成金等の収支報告への記載漏れ

指定管理業務にかかる収入である雇用調整助成金と休業要請協力金、指定管理業務の収支報告に含まれていない。

【現状】

指定管理者は令和3年度において、コロナ禍のセンター閉館にかかる雇用調整助成金及び休業要請協力金を受け取っている。これらの指定管理業務において国等から受けた助成金は指定管理業務にかかる収支計算書に記載すべき収入であるが、報告された収支計算書では計上されていない。令和3年度については、結果として雇用調整助成金を収支として計上したとしても黒字とならず、50%の返納は生じなかったが、その他の収支の状況によっては、計上しなかった場合と比較して、返納が生じる可能性が高い状況となっていた。

【問題点及び改善策】

指定管理業務にかかる収支は漏れなく適切な金額で報告するべきである。令和3年度の当初予算の計画値と比較して収支差額が増えているれば一定の金額を返納するべきである。なおこれらの助成金について事業主の事業全体について申請するものは、助成額のうち指定管理事業分として適切な金額を算出する必要がある。

No.70.【意見事項】自主事業に係る収支金額の適切な報告について

所管課としては、自主事業の収支金額を適切に報告書に記載するよう指定管理者に求めることが望まれる。

【現状】

自主事業は指定管理者が自らの経費と責任において実施する事業であり、公の施設を利用してどの程度の自主事業をしているかを県が把握できるように金額を明確にしたものは、指定管理者の評価指標の一つとなる。同センターの自主事業はイベントを中心に年10回以上のペースで実施されているが、参加者から加料を徴収していないことから自主事業として収支を記載していない。（平成31

年度から令和3年度)

【問題点及び改善策】

自主事業による収入はなくとも、自主事業の実施において人件費や材料費等、多少なりとも指定管理者のコストがかかっており、自社の事業で購入した資材を自主事業に流用していたとしてもその購入金額として記載することが実態を報告に表示する点では望ましい。

特に指定管理事業の収支差額の一部を県に返納する可能性がある前提では、指定管理事業の人件費に自主事業に費やした工数分も含まれる場合、収支が実態より過少に計上され返納額が過少となるおそれがある。

No.71.【意見事項】アンケート集計のシステム利用について

システムを利用したアンケートによる調査集計の手法を導入し、より多くの来場者から有効な意見を得ることが望まれる。

【現状】

現状は来館者に用紙を配布してアンケートを回収する形式となっている。コロナ禍は感染症対策もあり特に配布が少なくなつた。令和4年度の年間のアンケート回収件数は601件である。入館者268,794人に対する回答数としては多いとは言えず、アンケート返答率が十分得られている状況とは言えない。また来場者の属性(住所地・国籍・年齢・性別等)分析の精度を上げる点でも現在の回答件数では不十分である。

【問題点及び改善策】

出入口などにQRコードを設置しスマートフォンで読み取る形式のアンケート集計は、入館者からの回答件数を増やせる可能性がある。特に外国人来館者の多い当館において多言語対応ができれば利便性は高いと考える。

アンケートの回答件数を増やすことで多くの有用な意見を聞き入れ、センターの質の向上や管理の改善をはかり、目標達成度の成果判断がより正確なものになる。また、より精緻な来場者の属性分析に近づく。

加えて、回答のシステム集計は手作業による属性や回答集計のコストを削減し、事務の省力化をはかることができる。

なお、例えばアンケート回答者に対して次回入館料や売店割引クーポンを発行する等、インセンティブを付与する等工夫をすることでアンケートの回収率

向上や集客へとつなげることもできるのではないかと考える。

No.72.【意見事項】指定管理業務範囲の再確認について

指定管理業務への参入障壁をなくし多くの事業者が応募するために、指定管理業務の範囲を再確認することが望まれる。

【現状】

センターは県と指定管理者の共同運営の形であり、センターで実施される業務のうち展示の企画解説やイベントは県主導である。管理業務のうち展示物管理保守など特殊な技術を要する業務は再委託であり、指定管理者が実施する業務としては主として、利用承認、館内受付や売店カフェの運営業務と、その他管理業務である。

特殊な技術や専門的ノウハウを要し事業者の業種が限定される業務という程ではなく、多くの民間事業者が参入することが公平であるが、指定管理者の応募は平成31年度の募集時は2者、令和5年度の募集時は1者(指定管理者継続)にとどまっている。指定管理制度の趣旨の一つである競争性がない。

この要因の一つとして、受付や本来的な管理業務に加え、売店やカフェの運営事業も仕様書において指定管理業務の一つとして設定されているため、業務規模が大きくなりこれらを横断的に実行できる運営実績と財務体力のある者が限られることと考える。なお売店やカフェの業務は、センター設置及び管理条例及び基本協定書において指定管理業務として具体的に定められておらず、その他の県が必要と認める業務として位置づけられているものである。

【問題点及び改善策】

売店等の事業を指定管理業務の一つとして必ずしも設定する必要がなく、直接の委託業務とすることにより、指定管理の参入障壁が低くなり管理業務に専念することにチャレンジするような応募者も増える可能性もある。

そもそも売店事業は営利性がある事業であり、多くの観光客を集客できる施設において土産品を主として扱う売店が施設使用料の負担なく独占的に営まれ、その利益が原則としてすべてその業者に帰属する点について、同業他社にとつて公平な状況と言えるか疑問である。

No.73.【意見事項】収支報告への恣意性低減対応について

収支差額の対計画値の一部を県に返納する取り決めについては、指定管理者の恣意性が反映されないような対応がリスク管理上必要と考える。

【現状】

令和2年度からウイズコロナ補正予算による追加委託料が決定されたことにもない、協定書において実績の一部を県に納付する仕組みとなっている。指定管理者募集要項の文言を借りれば下記のような規定である。

委託料については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した基準額となっています。そのため、実際の収支差額が見込額（毎事業年度の開始の日の1月前までに指定管理者が提出する業務計画書の収支差額）を上回った場合、上回った額の半分は指定管理者の経営努力、残る半分以上を不確定要素による利益とみなし、指定管理者は上回った額の50%に相当する額を県に納付することとします。

年初計画より着地が良かったとしても、それは単に計画時よりコロナ禍が回復したという外的要素もあるため、指定管理者の経営努力要素は半分程度という前提で設計したものと理解する。

令和4年度については、見込収支差0円のところ、5,837千円の収支差額となり、指定管理者はその50%を県に返納している。なおこの収支差額はあくまで入出金ベースの指標であり、同センターでは自社仕入の売店等の棚卸商品があるため、年度の業績ではない。

【問題点及び改善策】

上記の規定を前提とした場合、指定管理者としては県への返納金額を減らすべく収支差額実績を小さくするインセンティブが働く。特に売店等の原材料費や備品類について、来年度の購入予定分を年度内に前倒しで購入して当年度の支出額を増やすことも仕組み上は可能である。このため、例えば在庫の期首と期末の差異が大きい場合や年度末の購入が著しく多いような場合は、実績収支の調整をする等の対応も考えられる。

また、年度前に提出する当初計画を現実的な着地点より大きめに設定すれば、結果として計画差額が生じず返納額を小さく抑えることができる。年度計画の妥当性を果として客観的に判断することに限界はあるが、費目ごとの対比の異常値に対して検証する等の対応策が有用と思われる。

No.74.【意見事項】50%返還スキームの合理性について

そもそも対計画値の50%を返納した残額が指定管理者の経営努力として返納不要と判断して良いのか、スキームの合理性が十分ではない。特にコロナ禍明けのフェーズにおいて追加委託料そのものが過大であれば指定管理者に残る金額に単なる過大見積りが含まれているとも言える。

【現状】

令和2年度以降の委託料はコロナ減益の見込み分（21,474千円）を追加している。この減益分の算定根拠は「令和2年6月から9月の4か月の減少率」をもとにしており、平成31年度より来場者が60%以上減る前提の保守的な見込数値である。

令和4年度以降は明らかに来場者数（売店等収入）が回復しており、状況が回復するほどコロナ減益委託料の金額は過大になると言える。年初計画より増えた実績利益の5割を返納したとしても、そもそもその委託料が過度に保守的な金額である場合、指定管理者に残る利益金額は過大支給要素を多く含んでいることになる。

【問題点及び改善策】

コロナ禍が明け収入が増加する局面において、コロナ減益要素を含む委託料は過大な部分がある。計画値との差額の5割を返納する仕組みは十分なのかを再度検討し、設計を再構築する必要があると考える。

No.75.【意見事項】施設利用者数の考え方について

実績数値として公表する施設利用者数の考え方につき整理されたい。

【現状】

令和4年度の利用実績 268,794人は県立美術館 291,539人に匹敵する（いずれも「指定管理施設の管理運営状況評価書（モニタリング）の結果一覧（令和4年度事業分）」より）。県内の屋内展示施設では比較的大きい数値と言える。

ただしこの数値は北館（181,412人）と南館（87,382人）の合計人数である。両館は建物としては南北に対峙し物理的に分かれているが、スバルライント入口の森林の中に位置し駐車場を含め独立した一つの拠点であり、両者は展示品の違

いはあるが併せて一つの施設という扱いが妥当である。

【問題点及び改善策】

設置目的を同じくする一つの施設の利用者という観点では、両館の合計数を実績値として利用することは合理的とは言えないと考える。

他施設との比較、利用者あたりの指定管理料の分析、目標数値としての妥当性といった観点で、利用者数として有用な数値を検討することが望まれる。無論、両館の来場者を区別して各々集計することは分析上有用である。

3.1.11. 山梨県立富士北麓駐車場



(1) 施設の概要等

①施設の概要

施設名	山梨県立富士北麓駐車場
所在地	山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-84
設置年月日	平成 23 年 7 月 1 日
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例
設置目的	富士山を来訪する観光客の利便の増進を図るとともに、富士北麓地域の観光の振興に資するため。
主な施設内容	敷地面積 88,710 m ² (駐車場等 44,280 m ²) ・ 駐車場面積 33,725 m ² 第 1 駐車場 15,930 m ² 、第 2 駐車場 8,935 m ² 、 第 3 駐車場 6,190 m ² 、第 4 駐車場 2,670 m ² ・ 観光案内所、トイレ面積 198 m ² ・ バス乗降場、通路、浸透池等の面積 10,357 m ²

② 指定管理者について

名称	フジネット共同体
構成団体	富士観光開発株式会社、株式会社フオネット
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで (4 年)
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町船津 3633 番 1 号
主な業務の内容	(1) 施設及び設備器具の維持保全業務 駐車場施設及び設備器具の維持保全業務を行う。 (2) 富士北麓地域の観光案内業務 富士登山をはじめ、富士北麓地域を中心とした観光案内業務を行う。 (3) 富士スバルラインマイカー規制期間中の駐車場の運営 管理業務 富士スバルラインマイカー規制期間中の臨時駐車場の料金徴収等の運営管理業務を行う。

③ 指定管理業務に係る県の委託料

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県委託料 (千円)	32,501	25,357	26,970	28,523

④施設の利用状況

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
駐車台数 (台)	31,449	3,731	11,179	22,273
駐車場使用料 (千円)	31,449	3,731	11,179	22,273

駐車場使用料は、「山梨県立富士北麓駐車場駐車料金収納事務委託取扱要領」及び「山梨県財務規則」(以下「規則」という。)に基づき、指定管理者が収納し、規則第 204 条に定める指定金融機関及び指定代理金融機関に払い込む。

⑤令和 4 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	決算額
収入の部	
指定管理委託料	28,523
自動販売機手数料	577
その他収入	203
収入の部 計	29,304
支出の部	
人件費	6,097
水道光熱費	987
修繕費	8
委託費 (※)	17,885
原材料費	95
消耗品費	230
印刷製本費	182
通信運搬費	110
広告料	115
保険料	239
使用料及び賃借料	173
備品購入費	20
公租公課費	846
雑費	4
支出の部 計	26,998
収支差額	2,305

(出典：令和 4 年度事業報告書)

(※) 委託費の内訳

(単位：千円)

項目	決算額
委託費	
トイシ清掃業務	345
除草業務	401
一般廃棄物処理業務	88
機械警備	92
浄化槽保守点検	427
機械設備保守点検	572
浄化槽汚泥処理	237
芝生管理	2,000
駐車場警備業務	11,944
看板等設置撤去業務	726
仮設照明設置撤去	583
仮設照明給油	76
仮設料金徴収BOX	126
料金徴収BOXカメラ設置	55
芝収集運搬費	169
その他	39
委託費 計	17,885

(2) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施
- ・現地施設の観察

(3) 監査結果

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2. 観光文化・スポーツ部施策事業の監査

・抽出基準
 スポーツ振興課、文化振興・文化財課及び世界遺産富士山課が所管する事業（ただし、経常経費などの経常的事業は除外。）から、抽出単位を「細事業」単位とし、その当初予算額が10百万円以上を基準として抽出した。ただし、10百万円未満であっても、質的観点より監査人の判断により一部抽出している。

・抽出結果
 その結果、所属課ごとの抽出細事業数及び当初予算額計は以下のとおりとなった。

所属課	抽出細事業数	当初予算額計
スポーツ振興課	12 事業	425,427 千円
文化振興・文化財課	12 事業	1,018,645 千円
世界遺産富士山課	11 事業	320,892 千円

なしスポーツエンジンが、その事業主体となっている。
やまなしスポーツエンジンの運営形態は、現状、県事務局が事務業務を行う任意団体となっているが、それ以降については何ら決定されていない。

【問題点及び改善策】

問題となる点は、山梨県スポーツ成長産業化戦略の具体的計画である実行計画が策定されていないことである。

やまなしスポーツエンジンが設立されて、令和4年度からいくつかの事業が実施されているが、令和5年度以降の具体的かつ実践的な実行計画が何ら策定されていない。長期的なロードマップとして年度ごとの取り組みすら決定されていないのが現状である。長期的具体的な実行計画がないまま、効率的かつ効果的に本戦略を実現することが、果たして可能であろうか。加えて、令和4年度において、38百万円もの予算を投じて委託先事業者から報告書という形で実績報告を頂いているが、その結果を用いて県がデータを分析し、どのような施策に生かしていくのか検討されていない。仮に検討されていたとしても、具体的な実践的な実行計画がないまま、どのようにしてスポーツで稼げる県を作り上げていくのか甚だ疑問である。

山梨県スポーツ成長産業化戦略は、令和4年度で終期を迎えるので、本戦略で実施した施策（KPI）の実施結果、事業効果等の測定を通じて評価を実施し、そのデータに基づいて本戦略の目指すべき姿「スポーツで稼げる県」を実現すべく、より具体的実践的な実行計画の策定を要望する。

No.77.【意見事項】企画提案審査会の公平性及び客観性確保について

当団体の行う事業に係る外部委託先を選定する際には、運営委員会の構成員以外の第三者を委託先選定に係る企画提案審査会の審査委員に招請するなど、更なる公平性及び客観性確保のための対応を検討することを要望する。

【現状】

スポーツコミュニケーション事業を実施する主体は、上記のとおり、スポーツ振興課を事務局とした任意団体である。
当団体は、やまなしスポーツエンジン運営委員会が意思決定機関となっており、事業計画や事業報告、予算及び決算等運営に関する必要事項を決定する。

運営委員会の構成員は、上記の通り、県の観光文化・スポーツ部長、イベント関連企業、観光関連企業、スポーツ関係団体など6名から構成されている。
さて、令和4年度における当団体の取り組みとしては、①アウトドアスポーツアクティビティの開発②サイクルイベントの試験的開催③データ収集・分析などがある。そのうち、①アウトドアスポーツアクティビティの開発について、外部の業者に業務委託を行っている。

当該事業（以下「アウトドア開発事業」という）の業務委託においては、「アウトドアスポーツアクティビティ開発等業務委託に係る企画提案審査会設置要綱」に基づき、企画提案審査会を設置して、業務委託先をプロポーザル方式（公募型）で採用している。

当該企画提案審査会の組織は、上記の運営委員会の構成員のうち5名から構成されている。

以上のように、厳正適正に事業の業務委託が行われて、果たして、当該委託先の業者が事業を実施するに至った。

委託先は、結果的に、運営委員の構成員であり、当該事業の企画提案審査会のメンバーでない業者が採用となった。

【問題点及び改善点】

このように、スポーツエンジンの意思決定機関である運営委員会の構成員が、結果的にその一部事業の「アウトドア開発事業」の業務委託先として採用されている。この点において、公平性・客観性への担保として、企画提案審査会の審査委員から事業の委託先となり得る運営委員会の構成員（結果的に当該構成員が採用されている。）を除外した上で、県の取扱いに準じ、プロポーザルによる委託事業者の選定を行うなど、必要最低限度の公平性及び客観性への対応はなされているものと認められる。

しかしその一方で、委託先として採用された運営委員会構成員を除く、運営委員会の構成員と企画提案審査会の審査委員が所属する企業・団体は全く同一となっており、公平性及び客観性について一定の疑義が生じ得る外観性が認められることもまた事実である。

そのため、企画提案審査会の審議運営においては、その公平性・客観性を担保するため、運営委員会の構成員が所属する企業・団体以外の所属の第三者を審査委員として招請するなど、更なる公平性及び客観性確保のための追加対応を検討することを要望するものである。

スポーツエンジンは任意団体であるが、事務局は県が担っており、その運営主体は実質的に県である。多額に上る補助金が費やされていることから、公平性及び客観性を具備した適正な事業運営を行っていただきたい。

3.2.2. 譲渡施設活用支援事業費（スポーツ振興費）

【事業の概要】

山梨県が北杜市に八ヶ岳スケートセンターを譲渡し、北杜市が八ヶ岳スケートセンターを地域振興に活用できるように、先導的で持続可能な取り組みを促進するための施設運営費を山梨県が補助するものである。

【目的・法令根拠等】

高度経済成長長期に建設された多くの建築物の老朽化が進行する状況にあって、依然として厳しい環境にある地方財政の状況、少子高齢化等による社会構造や住民ニーズの変化などの要因が複合的に重なり、更新時期を迎える公共施設等への対応が全国的にも課題となっている。このような状況の中、山梨県では、平成27年度、公共施設等の長寿命化や統廃合等を進め、施設の更新や維持管理にかかるとータルコストを削減し、財政負担の平準化を図ることを目的とする「山梨県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、平成28年度には当該総合管理計画に基づき実施する公共施設マネジメントに関する方策をとりまとめた「山梨県公共施設マネジメント実施方針」（以下、「マネジメント実施方針」という。）を策定した。

山梨県では、平成29年度から総合管理計画及びマネジメント実施方針に基づき、社会的ニーズの変化に対応したサービスの提供及び施設管理に係るコスト削減、財政負担の平準化を図るため、施設のあり方検討（公共施設評価）を実施し、今後の利活用の方向性を検討している。（＜参考＞山梨県ホームページ「公共施設マネジメントの推進について」）

令和3年1月、「県立八ヶ岳スケートセンターに係る今後の対応」により、方針を県庁内で合意した。

令和3年3月「山梨県立八ヶ岳スケートセンターの譲渡に関する基本協定書」（以下、「協定書」という。）により、次の条件で北杜市と合意した。

- ・県が最大限の修繕を実施した後、市に施設を無償譲渡すること。
 - ・県は、譲渡後、市に運営費の一部を3年間補助すること。
- 八ヶ岳周辺地域を地域活性化のモデルエリアとし、協議会等を山梨県と北杜市が設置し、周辺地域資源との連携による創出価値の拡大に向けた方策を検討中である。

以上のような経緯に基づき、県民利用施設の1つである八ヶ岳スケートセンターは、令和3年7月20日公表の「公共施設のあり方検討について」において、「移譲」することが公表された。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：23,500千円

決算額：23,500千円

【具体的な目標】

市町村に譲渡したスポーツ施設における先導的で持続可能な取り組みを支援し、スポーツを通じた地域活性化を図ることが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.3. 全国障害者スポーツ大会派遣費補助金（スポーツ振興課）

【事業の概要】

全国障害者スポーツ大会への出場選手に対して、強化練習・全国大会への派遣を行うなど、大会への参加を支援する。

（経緯）

- ・平成13年度に第1回全国障害者スポーツ大会が国民体育大会と連動する形で宮城県において開催された。
- ・当初から3障害者の特性を理解している社会福祉法人山梨県障害者福祉協会内に事務局をおく山梨県障害者スポーツ協会に事業の補助を行う。

（事業内容）

- ・全国大会への選手団派遣
- ・地区予選会派遣
- ・強化練習

（参考情報：過去の実績）

	派遣選手団人数 (名)	開催地	メダル獲得数 (個)
平成24年	40	岐阜県	23
平成25年	45	東京都	32
平成26年	38	長崎県	26
平成27年	34	和歌山県	24
平成28年	57	岩手県	19
平成29年	36	愛媛県	11
平成30年	35	福井県	13
令和1年	41	茨城県	台風接近により中止
令和2年			新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期
令和3年			新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止

（出典：スポーツ振興課から入手した資料から監査人が抜粋）

【目的・法令根拠等】

毎年10月中旬から10月下旬に全国障害者スポーツ大会が開催されるが、この大会で好成績を目指し、生きがいのある生活を送れるよう支援するとともに、積極的な社会参加を推進する。
（根拠法令）

- ・地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱
- ・全国障害者スポーツ大会実施要項
- ・全国障害者スポーツ大会団体競技選手育成強化事業実施要項
- ・全国障害者スポーツ大会団体競技地区大会開催実施要領
- ・全国障害者スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱

（出典：スポーツ振興課から入手した資料から監査人が抜粋）

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：11,109千円
決算額：7,454千円

【具体的な目標】（数値など）

【施策（成果）目標】

障害のある人が生きがいのある生活を送ることができるよう、積極的に社会参加を促進する。

【事業（執行）目標】

全国障害者スポーツ大会への出場選手に対して、強化練習・合宿を行い、大会への参加を支援する。

（出典：細事業説明書から監査人が抜粋）

その他予算化された事業の執行が目標となる。

【実施した監査手続】

担当者への質問、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.78.【意見事項】全国障害者スポーツ大会選手団等の意見の吸い上げを行う体制の構築について

より効果的かつ効率的な全国障害者スポーツ大会選手団への支援のため、支援対象の選手団等から意見を細かく吸い上げ、翌年度以降の支援に役立つような体制の構築をすることを提案する。

【現状】

本補助金は、全国障害者スポーツ大会選手団等の支援に利用されるものである。これまで当該補助金を利用して、全国障害者スポーツ大会の出場選手等に対

して多くの支援が実施されていることは確認できた。今後も全国障害者スポーツ大会は行われていくものであり、さらに効果的かつ効率的な支援が期待される。

【問題点及び改善策】

そこで、補助金を有効に利用しつつ、従前より効果的かつ効率的に全国障害者スポーツ大会選手団の支援を行うために、支援対象の選手団等からの意見を細かく吸い上げ、翌年度以降の支援に役立てるような体制の構築をすることを提案する。例えば、全国障害者スポーツ大会終了後に、選手団等にアンケートを実施して、それぞれの要望や、続けてほしい支援内容、今後に向けて改善してほしい等を記載してもらう等、様々な方法が考えられる。

今回の提案の具体的なメリットとしては、以下の事項が考えられる。

1. 選手団支援に効果のある支援が明確になる。
2. それぞれの競技の特性に応じた支援を行うことが可能となる。

例えば、選手団にアンケート調査をした結果、「続けてほしい」という意見が多かった支援は確実に効果がある支援であり、翌年度以降も続けなければならぬ支援であることがわかる。つまり、1. のメリットがある。一方で、選手団等から改善してほしいという意見が多い支援があるとすれば、それは、効果的ではない支援であり、翌年度に見直す対象とするべき支援内容となるはずである。また、支援対象の競技は多岐にわたっている。競技の特性はそれぞれ異なるものであることから、そのすべてを支援する側が把握しきれないかもしれない。そこで、各競技の選手や監督など、その競技に関する事項や現状を熟知している立場から要望を上げてもらえば、2. のメリットが享受できるはずである。もともと、選手団等からあがってきた要望をすべて対応するということは、予算やリソースの問題もあることから困難である。そこで、「限りある予算やリソースを効果的かつ効率的に利用するための指針として現場の声を聴く」、「翌年度以降の支援を今年度よりも良いものとするために現場の声を聴く」という観点から、上記の提案について検討してほしい。

3.2.4. 青少年センターグラウンド天然芝生化事業費

【事業の概要】

(事業内容)

青少年センターグラウンドの天然芝生化。(下記(参考：青少年センター施設全体図)の中央「運動場」部分の天然芝生化。)

(事業期間)

令和4年度

(経緯)

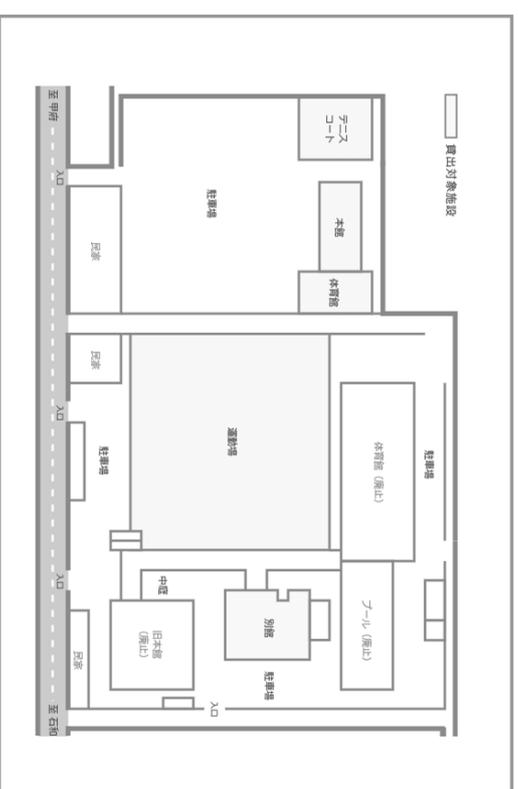
・「スポーツ推進計画」において、「一人一スポーツ」の推進を掲げ、県民のスポーツ実施率の向上に取り組むこととしている。

・「スポーツ推進条例」「スポーツ成長産業化戦略」において、スポーツを通じた地域の活性化を図ることとしている。

このような経緯から、本事業費による青少年センターグラウンドの天然芝生化が行われた。

(出典：スポーツ振興課から入手した資料から監査人が抜粋)

(参考：青少年センター施設全体図)



(出典：山梨県立青少年センターのホームページ 施設案内ページを抜粋)

【目的・法令根拠等】

(目的)

県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむ機会を拡充し、一人ひとりが健康で豊かな生活を営むため、スポーツ環境の充実を図ることを目的としている。

(法令根拠等)

- ・ スポーツ推進計画
- ・ スポーツ推進条例、スポーツ成長産業化戦略

(出典：細事業説明書から監査人が抜粋)

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算金額：41,719千円

決算額：40,571千円

【具体的な目標】(数値など)

スポーツ推進計画等に基づき、「一人一スポーツ」の推進を掲げ、県民のスポーツ実施率の向上、スポーツを通じた地域の活性化、その他予算化した事業の執行が目標となる。

また、土のグラウンドから芝生のグラウンドに変わったことに対して、けがや熱中症など安全性に関する調査等も実施する。

【実施した監査手続】

担当者への質問、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.79.【意見事項】青少年センター内施設管理部門ごとの連携について

青少年センター内の各施設の管理部門が複数に渡ることになった場合には、各施設の利用の連携等がとりやすいように、各管理部門が連携する体制整備をすることを提案する。

【現状】

青少年センター内の各施設について担当者へヒアリングをしたところ、以下の回答が得られた。

- ・ 青少年センター内のセンターグラウンドについては、本事業(天然芝生化)についてはスポーツ振興課が実施するが、今後の管理については教育委員会

が実施する。

・ 青少年センター内のプールは解体し、旧体育館は改修を行って、やまなしバラスポーツセンター(仮称)として運用していく予定。管理はスポーツ振興課が実施する予定である。

・ 青少年センター内の日本館については、スポーツ振興課以外の他部局が管理する予定である。

これらの回答から、青少年センター内の各施設は、管理部門が複数となる予定であることがわかった。

【問題点及び改善策】

そこで、今後青少年センター内の各施設の管理部門が複数に渡ることになった場合には、各施設の利用の連携等がとりやすいように、各管理部門が連携する体制整備をすることを提案する。具体的には、各部門・各施設の担当者レベルで定期的な会議の実施や、委員会の設置など様々な規模の連携体制が考えられる。

このような提案を行う理由としては、山梨県版の地域スポーツコミッション「やまなしスポーツエンジン」に寄与することが挙げられる。「やまなしスポーツエンジン」は自然や観光資源を活用したアウトドアスポーツアクティビティの開発や、スポーツツーリズムの推進、スポーツと他産業との連携による新たなサービスを創出していくこと(出典：山梨県HP)を目標にしている。その目標の達成に、本事業において天然芝生化された青少年センター内グラウンドは非常に有益な施設であると考えられるが、グラウンド単体だけではなく、青少年センター内のその他施設と連携を図れば、実施できる施策の範囲も広がり、「やまなしスポーツエンジン」の目標達成のために有益と考えている。そのため、上記の提案を実施した。

青少年センターは、山梨県内においても国道20号や西関東連絡道路に近いことなどから、非常にアクセスのよい施設である。「やまなしスポーツエンジン」の目標達成のために重要な役割を果たす施設として、有効活用をしてもらいたい。

3.2.5. 山梨県スポーツ協会補助金【事務局運営費】（スポーツ振興課）

【事業の概要】

（公財）山梨県スポーツ協会に対する補助金

1. 事務局運営費
 2. 事務局人件費（専務理事 1人、プロパー職員 10.5人）
 3. 事務局退職給与引当金（プロパー職員 10.5人）
- なお専務理事は県 OB で事務局長を兼任している。

【目的・法令根拠】

（目的）

県内体育スポーツ団体を統括する山梨県スポーツ協会に助成することによって、スポーツの振興を促進し、県民の体力向上とスポーツ精神のための指導・推進体制の充実を図る。

（法令根拠）

スポーツ基本法第 34 条（地方公共団体の補助）
公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

【令和 4 年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：75,025 千円
決算額：75,025 千円

【具体的な目標】

特になし

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.80.【指摘事項】補助対象業務の明確化について

本来の補助対象とすべきか不明瞭な人件費に対して補助が行われている。補助金交付要綱等において補助対象業務を明確にしていないことが要因と考えられ、補助金対象者と指定管理業務従事者を分ける必要がある。そして、現在の補助金対象者の人件費の適否を検証していく必要がある。

【現状】

補助対象者の 1 名の事務分掌には「指定管理者の統括に関すること」が含まれている。指定管理に関する業務は、当該補助金の対象とする「国民体育大会本県選手団の派遣、競技力向上対策本部、総合型地域スポーツクラブの支援など、本県のスポーツ施策と関連したスポーツ振興に関する業務」（予算書）とは一線を画すものであり、その人件費は本来指定管理料の予算でまかなうべきものである。指定管理制度は、選定に当たっては公平性・透明性が図られるべきであるため、補助金対象者が指定管理業務に従事することは適当でない。

【問題点及び改善策】

補助金交付要綱上「スポーツ協会の運営」の補助対象経費が、「人件費、退職給与引当金、その他財団運営に係る経費」とのみ記載されているため本件のような事態が生じかねない。補助の対象となる人件費の具体的業務を要綱等で明確にするべきである。

加えて事務局長を含む事務局の管理職は、指定管理業務を含む法人の事業運営に横断的に関与することが職務であるのであれば、その人件費のすべてを補助対象とすべきかを改めて整理することが望まれる。

補助金の受給が、指定管理選定に当たりほかの民間企業に対して有利とならないようにすべきである。公平性・透明性の観点から、業務と人件費の割合に関わらず、指定管理業務に従事する職員を補助対象とすべきではないと考える。また県は、補助金の実績報告として補助対象者がどのような業務に携わったかを明記させ、必要に応じて報告された人件費がその業務に限定したものであるかを实地調査等でモニタリングする必要がある。

人件費においては、「本県のスポーツ施策と関連したスポーツ振興に関する業務」として補助対象業務となるか精査し、補助の適否を検討することが望まれる。

No.81.【意見事項】補助対象となる退職給与引当金の期間帰属の適切化

退職給与引当金の予算額について、過年度の職務対価がまとめて特定の年度に補助されていた可能性がある。

【現状】

対象者の退職金引当額を補助対象としているが、対象人数は従来から 10.5 人と一定であるにもかかわらず、過去推移を見ると変動が大きく、退職者が発生し

た年度の金額は著しく大きい。

退職金引当額予算推移 (令和4年予算書より)

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	5,441	2,121	6,067	4,926	4,501	3,191	7,922	7,398	6,930	2,978

一般に職位が高く勤続年数が長い対象者がいれば積立額が大きくなるが、前年比で倍以上となる年度もあり、これは退職金が支払われた年度に過去の引当総額と実際の退職金支給額の差額をまとめて計上している影響もあると推測される。

後述のように予算上の人件費上限が合計額で高めに設定されているため、退職金の精算差額が全額補助対象となっていた年度が考えられる。

【問題点及び改善策】

退職金は在職中の職務の対価であることから、当年度の引当として適正な金額を予算計上するべきである。退職時にまとめて多額の差額精算している場合、それに補助する仕組みは、当該職員が補助対象業務に従事していない時期の職務の対価も当該業務の補助金でまかなうことにもなりかねない。単年度の補助対象となる退職給与引当金は、退職時の退職給与支給見込み額のうち、当該年度に帰属すべき金額のみとなることが理論上正しいことを踏まえると、補助金は、退職時の引当額の積算も過去の引当額と同様に最小限な積算とし、多額の差額精算分については、補助金の対象外にすることが望まれる。

No.82.【意見事項】補助対象となる人件費予算の上限設定について

人件費予算を抑制するための上限設定が不十分と言える。

【現状】

予算上、平成17年度に補助対象業務に従事していた職員の令和4年度の人件費と、令和4年度に実際に補助対象業務に従事する職員の人件費とを比較し、いずれか低い額を補助額としている。従事していた者が退職していれば同等の職位の者の令和4年度人件費を比較対象にしている。

このように予算上の上限額を設定することで人件費増加を防ごうとするものである。ただし平成17年度に従事していた者(と等級が同じ者)は、当然令和4年度には相応の昇給をしており、勤続期間が長く実際に従事する職員より当然に高い人件費である。

令和4年度は当初予算の25パーセント超が設定上限額である。

【問題点及び改善策】

11.5人の総額で、かつ給与・社会保険料・退職金含めた総額で上限判断をするため、個々のポジションごと、あるいは費目ごとで上限額を超えていても、結果として予算範囲内となり人件費増を抑制するための上限設定としては効果が限定的である。

適切な人件費の上限設定を整理し、総額ではなく費目ごとに上限を設定する等、より厳密な人件費増の抑制をする仕組みを検討する事が望まれる。

No.83.【意見事項】一定額以上の予算流用の適正化について

一定以上の予算流用については、変更申請を提出させ適切な説明を求める必要がある。

【現状】

委託料等の業務経費の当初予算が人件費に流用されており、当初予算のおよそ50%の金額の委託費が人件費に流用となっている。

補助金要綱第5条で経費及び内容等の変更について費用科目相互間の低い額の概ね20%を超える配分の変更は変更申請の提出と県の承認が必要とされているが、変更申請がされていない。

【問題点及び改善策】

当初予算の費目ごとの金額はその金額が業務上必要と判断して見積られた金額であるから、安易に他の費目に流用(特に事業経費と人件費の間の流用等、性質の異なる費目間)をすることは可能な限り控えるべきである。山梨県財務規則第25条でも予算流用は特別の理由がある場合に限り認められるものとされている。

一定割合以上を流用している場合は、要綱に従い変更申請を提出させる等、特別な理由の提示を求めるべきである。

3.2.6. 山梨県スポーツ協会補助金〔境川自転車競技場運営費〕（スポーツ振興課）

事業の概要

【事業の概要】

- (公財) 山梨県スポーツ協会の下記に対する補助金
1. 自転車競技場の運営費
 2. 人件費及び退職給与引当金（2名）

【目的・法令根拠】

(目的)

自転車競技の競技力向上や県民が自転車競技に親しむ機会を提供するなど、自転車競技を主としたスポーツの振興を促進し、県民の体力向上とスポーツ精神の育成のための指導・推進体制の充実を図る。
(法令根拠)

公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：10,469千円
決算額：10,331千円

【具体的な目標】

特になし

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.84.【意見事項】補助金交付要綱に従った添付書類の提出について

補助金交付要綱に従って実施報告に必要な添付書類の提出を受ける必要がある。

【現状】

3月の補正予算による追加修繕の事業が完了した際に入手した実施報告書について「事業別決算内訳書」が添付されていない。

なお年度内に実施した当該補助金対象事業についての実施報告入手時には、同書類は適正に添付されている。追加修繕事業は業務の完了が6月になったため、年度を超えて改めて補助金対象事業の実施報告書求めた例外的なパターンである。
補助金交付要綱では「事業別決算内訳書」の添付が求められており、追加修繕をした結果として事業別決算内訳の内容は変更するため、改めて作成して提出を求めらるべき書類である。

【問題点及び改善策】

事業を追加して再度実施報告の提出を受けるにあたり、内容に変更のある書類は再提出を求め、補助金交付要綱に沿った必要な書類を入手することを求める。

3.2.7. 韓国忠清北道スポーツ交流事業費（スポーツ振興課）

【事業の概要】

山梨県は、昭和62年度から中国四川省と友好県省を締結、平成4年から韓国忠清北道と姉妹県道を締結し、招聘と派遣を相互に行うスポーツの定期交流を実施し、相互の親善とスポーツ振興を図っている。

令和4年度は、韓国忠清北道スポーツ交流団20名を山梨県に招聘した。交流競技はハンドボール（高校女子）として、韓国1位のチームである忠清北道一信（イルシン）女子高等学校と、山梨県の駿台甲府高等学校の選手が、合同練習・交流試合等を行った。

経費の負担区分は、忠清北道側は日本までの国際航空運賃及び韓国国内での移動・滞在費を負担し、山梨県側は日本国内での移動・滞在費を負担した。

【目的・法令根拠等】

本県と姉妹県道を締結している韓国忠清北道とのスポーツ交流事業を実施し、国際交流及び国際親善を深めるとともに、本県スポーツ振興を図ることを目的とする。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：3,565千円
決算額：2,576千円

【具体的な目標】

スポーツ交流事業を実施し、国際交流及び国際親善を深めるとともに、山梨県におけるスポーツ振興を図ることが目標である。

【監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.8. 山梨県スポーツ協会補助金〔競技力向上費〕（スポーツ振興課）

【事業の概要】

（公財）山梨県スポーツ協会が実施する下記事業に対する補助金
事業内容

- 1 競技団体選手強化事業
- 2 大学チーム・企業チームサポート事業
- 3 ジュニアアスリート・トータルサポート事業
- 4 競技力向上対策本部の運営事業

国体(国民体育大会)に出場する41競技団体の競技力向上事業を助成し、競技力の維持・向上を目指す。

トレーナーの謝金、合宿の旅費等に対して山梨県スポーツ協会が補助金として交付するもの。

【目的・法令根拠】

（目的）

本県を代表して出場する国民体育大会や各種全国大会において上位入賞を目指す各競技団体、成年、少年のチームや選手を対象に、長期的な視野に立ち、効果的な強化事業の助成と強化に必要な競技環境を整える。

（法令根拠）

公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：56,194千円
決算額：52,820千円

【具体的な目標】

国体（国民体育大会）の山梨県の順位：20位台以上
全国47都道府県のうち32府県が競技スポーツ振興の指標として国民体育大会を位置づけしており、山梨県はここ数年、20位台を目標として取り組んでおり、県の規模からすると健闘していると言える。

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.85.【意見事項】仕入税額控除の有無につき、補助金要綱に報告等の規定の要否検討について

山梨県スポーツ協会からの補助金に含まれている各競技団体の消費税の仕入税額控除額について、山梨県スポーツ協会に報告や返還が適切に行われるべきであり、返還額がある場合は県に返還されるべきものと考えられる。仕入税額控除の状況を確認し、必要に応じて補助金要綱に仕入税額控除の規定に伴う返還や報告の規定の要否を検討することを要望する。

【現状】

当該補助金は、一部の旅費を除き、山梨県スポーツ協会が各競技団体に対して交付する「競技力向上対策費補助金」の原資として県が補助金を交付するものである。

交付を受ける各競技団体の旅費や利用料、報償費等に充てるための補助金であるため、各競技団体が一定の課税事業者である場合、仕入税額控除を受けると、山梨県スポーツ協会からの補助金に過大分が生じうる。その場合には、その競技団体は通常、事業実施後に仕入税額控除分の返還が必要となる。

なお、山梨県スポーツ協会の「競技力向上対策費補助金要綱」には仕入税額控除の確定に伴う返還や報告の規定がないため、これまで仕入税額控除分の有無の報告や返還を山梨県スポーツ協会は受けていない。

【問題点及び改善策】

いわゆる人格のない社団等を含めた公共・公益法人等については、補助金等の対価のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額については仕入税額控除の対象外とされており（消費税法第 60 条第 4 項）、山梨県スポーツ協会が各競技団体に対して交付する「競技力向上対策費補助金」は一般的にこれに該当するものと考えられることから、仕入税額控除の対象外となつているとも考えられる。

そこで、山梨県スポーツ協会からの競技力向上対策費補助金にかかる仕入税額控除の扱い状況を一度整理し、各競技団体が仕入税額控除の報告や返還を適切に実施する旨の山梨県スポーツ協会の補助金要綱への記載要否の検討を要望する。もし、補助金にかかる過大分がある場合もしくは見込まれる場合には、適切に山梨県スポーツ協会に返還され、それが県に返還される仕組みを設定することが必要となる。

No.86.【意見事項】適正な予算設定について

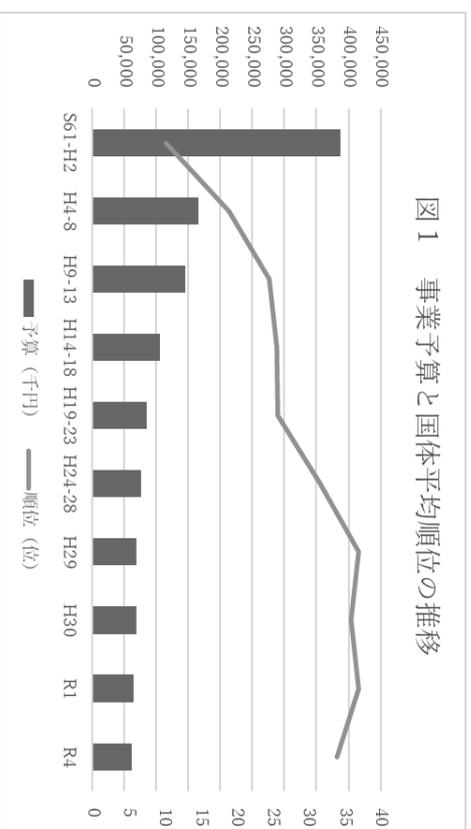
成果目標を達成するための適正な予算を設定するべきである。

【現状】

同事業の成果目標は国体順位であり、20 位台以上（29 位以上）を目標としているが、予算の減少しているここ数年の順位は図 1 のように 30 位台中-後半を推移している（R2、R3は中止）。順位と予算とは一定の相関関係があると言える。

また、規模が比較的類似する他都道府県の予算（図 2 予算書より引用）の比較を見ても山梨県の同事業の予算規模は相対的に低い。人口規模 42 位（令和 3 年度時点）の山梨県においては、県外からの優秀選手の移住といったイレギュラーな事態を考慮しない限り、国体順位 20 位台以内という目標を達成することは、年々縮小する現状の予算では高いハードルである。

図 1 事業予算と国体平均順位の推移



平成 28 年度以前は 5 年間平均値。

図 2

国体成績・競技力向上対策費 比較

▼山梨と人口規模または天皇杯得点が同等、及び関東地区の比較的規模の小さい県を抽出

県名	R3(1月)総計 の人口規模 74回 (R1)	国体成績		R2			R3 76回(大会中止)	R2/R23 (%)
		H23 66回	H28 71回	75回(大会中止)	76回(大会中止)	77回(大会中止)		
山梨	80万人 (42位)	37位	37位	118,651	110,809	79,741	76,673	67%
島根	66万人 (46位)	40位	40位	95,650	129,854	130,589	144,404	137%
富山	103万人 (37位)	36位	36位	240,650	227,800	239,741	233,335	100%
香川	95万人 (38位)	25位	24位	78,761	108,133	128,513	118,321	163%
佐賀	80万人 (41位)	33位	29位	52,800	94,184	545,909	707,025	1034%
福井	76万人 (43位)	10位	32位	200,000	442,380	516,934	498,163	258%
栃木	192万人 (18位)	18位	26位	160,000	213,000	521,000	665,281	326%
群馬	192万人 (19位)	38位	17位	200,000	200,000	208,000	208,000	104%

※山梨県の競技力向上費には「県有馬管理委託費 (R 215,704千円)」を含む。→ 他県には含まれていない。

【問題点及び改善策】

近年の実績として目標値を達成していない状況である以上は、事業の成果目標の達成のために適切な予算を計上するべきである。競技力の向上は結果が出るのに時間を要することを考えると、2032年の山梨国体を見据えれば先の話ではなく長期的視野で既に力点を置く時期であると言える。上記の過去推移から客観的に判断すれば、現状の予算規模では目標とする成果の達成は困難と考える。なお予算を変更しないのであれば、事業の成果として現実性のある達成可能な目標を再設定するべきである。

「スポーツで稼げる県づくり」の達成には、競技力向上や専用球技場の推進といった具体的施策実施の裏付けとなる十分な予算が必要であるものと思料する。

3.2.9. 競技馬管理委託費 (スポーツ振興課)

【事業の概要】

山梨県は、昭和62年から県有馬及び強化指定馬の飼育・調教・管理を公益財団法人山梨県馬事振興センター(以下、「馬事振興センター」という。)に委託している。県有馬とは馬術競技の普及・振興、競技力維持・向上のための県保有の競技用馬のことであり、強化指定馬とは国体成績向上のため、オーナーと国体出場を条件に飼養にかかる経費を一部負担する契約をした能力の高い競技用馬のことである。令和4年度は、県有馬1頭と、強化指定馬5頭を管理委託している。

県有馬については23歳で引退し、入替を行ってきたが、山梨県の財政状況等を勘案し、高額な競走馬を購入することは困難であることから、強化指定馬制度を推奨し、競技馬の長期的な経費削減を目指している。

強化指定馬制度とは、馬事振興センターが、スポーツ振興課、畜産課、馬事振興センター、県馬術連盟、民間有識者を構成員とする競技用評価選定委員会を設置し、競技用評価選定委員会が、強化指定馬の選定と評価、現県有馬の評価を年に2回実施、馬事振興センターは、選定された強化指定馬オーナーと国体出場に係わる委託契約を交わし、県からの委託費の中から強化指定馬が国体関東ブロック大会及び本大会へ出場し、活躍するための年間を通しての調教費、飼料代等の一部を支払う制度である。

これにより、競技力向上と経費削減という2つの利点が考えられる。

＜競技力向上＞

- ・県は高額な馬を購入せずに、能力の高い民間競技馬を国体関東ブロック大会及び本大会へ出場させ、得点に結びつけることが出来る。
 - ・乗馬クラブ等が強化指定の獲得のため、積極的に優秀馬を購入し、県内の優秀馬増加が見込める。
 - ・強化指定馬と県有馬との競争意識が向上し、馬事振興センターの活性化が見込める。
 - ・単年契約のため、馬の成績不振や怪我による指定馬変更で、優秀馬の大会使用が恒常的に可能になる。
- ＜経費削減＞
- ・将来的には県有馬を保有しないことで購入、育成、入替といった経費の削減を見込める。

【目的・法令根拠等】

本県馬術競技の普及・振興と競技力の維持・向上が目的である。

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算現額：16,657千円
決算額：16,656千円

【具体的な目標】

馬術競技で、国体関東ブロック大会、国体本大会での上位入賞が目標である。

【監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.87.【指摘事項】備品原簿の整理について

備品原簿の分類名「馬・サラブレッド(雌)」において、競技馬が1頭(物品番号:50300302)登録されているが、担当者に質問したところ現在では当該競技馬はいないとのことであった。よって、当該競技馬について備品原簿から削除するよう要望する。

【現状】

現状、当該細事業において保有している競技馬は、備品原簿の分類名「その他乗用馬」に登録がある競技馬(物品番号:50300399)のレットサーパスのみである。しかし、備品原簿の分類名「馬・サラブレッド(雌)」において、競技馬が1頭(物品番号:50300302)登録されたままとなっている。

【問題点及び改善策】

山梨県財務規則第163条(主要備品の現在高報告)において、「出納局管理課長(車両にあつては、庁舎管理室長)の職にある物品出納員は、毎年3月31日現在の本庁及びかいにおける主要備品(車両(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。))又は取得価格一件百万円以上の備品をいう。)の現在高を調査し、翌年度5月31日までにその結果を会計管理者に報告しなければならない。」とされている。当該細事業において保有している競技馬は、備品原簿の分類名「その他乗用馬」に登録がある競技馬(物品番号:50300399)のレットサーパスのみであるため、備品原簿の分類名「馬・サラブレッド(雌)」において登録されている競技馬(物品番号:50300302)については、山梨県財務規則第164条(不用品の処分)に基づき、当該競技馬について備品原簿から削除するよう要望する。

No.88.【意見事項】委託料の基礎となる必要経費の見積りと実績の比較について

馬事振興センターへの委託料の基礎となる必要経費の見積りと実績の比較を行うことにより、委託料の適正性の検証を行うことを要望する。

【現状】

山梨県は馬事振興センターに県有馬及び強化指定馬の飼育・調教・管理を委託しており、「県有馬術競技用馬及び県強化指定馬の管理委託に関する契約書」(以下、「委託契約書」という。)を毎年度締結している。当該委託契約の締結に当たり、県は馬事振興センターより飼育管理にかかる必要経費の見積書を入力し、当該見積金額をもとに委託料を算定している。

委託契約書第12条には(実績報告書の提出)に関する文言が、第13条には(委託料の返還)に関する文言がそれぞれ記載されている。

(実績報告書の提出)

第12条 乙は、本年度の県有馬及び強化馬飼育管理業務の事業実績報告書を第2号様式により、事業完了後2週間以内に提出するほか、必要に応じて甲が必要と認める書類を提出しなければならない。

(委託料の返還)

第13条 乙は、その精算の結果、委託料が超過に支払われたこととなった場合は、速やかにその超過額を甲に返還するものとする。

(委託契約書より抜粋。甲：山梨県、乙：馬事振興センター)

【問題点及び改善策】

委託契約書に基づき実績報告書(第2号様式)の提出及び受領は行われているものの、第2号様式及び第2号様式-2の記載項目は、管理者名、馬名、委託期間、飼育・調教の状況、健康の状況、競技用馬としての使用実績のみであり、委託料の基礎となる必要経費の実績の記載が無いため、見積りと実績の比較が行われていない。当該委託契約は、県有競技用馬の管理(飼育・調教等)については、専門的技術が必要であり、県内には他に委託先がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約となっている。また、同様の理由により、見積合せの省略も行っている。

以上の観点からも、実績額の報告を受け、委託料の基礎となる必要経費の見積

りと実績の比較を行うことにより、委託料の適正性を検証することが必要であると思料する。

3.2.10. 未来・やまなしアスリート支援事業費（スポーツ振興課）

【事業目的】

郷土に誇りを持ち活力ある社会を創造するため、世界で活躍する山梨発グローバルアスリートを発掘・育成するための事業で、以下の4つの事業からなる。

【令和4年度予算/決算執行状況（全体）】（単位：千円）

予算現額：20,151千円

決算額：10,936千円

- (1) 合同発掘プラン「甲斐人の一撃」事業
- (2) 新しいスポーツ競技力向上サポーター事業
- (3) パラスポーツ・コウザイネーター配置事業
- (4) 障害者スポーツ用具・環境整備費

以下、各事業ごとに記載する。

(1) 合同発掘プラン「甲斐人の一撃」事業

【事業の概要】

・事業主体
県

・事業スキーム

ジュニア選手の才能を見極め、種目を適正化し、スポーツタレントを発掘していく山梨版エリートプログラム。
体力測定により選抜された、優れた資質を有する山梨在住の子ども達に、様々な種目（6～10種目程度を想定）を体験させ、体の動かし方、動作、技術の習得を図る。また、その能力・資質を見極め、それぞれの適正に合わせた種目に繋げ、その競技団体による育成・強化を図っていく。

・令和4年度予算/決算執行状況（単位：千円）

予算現額：9,094千円

決算額：3,803千円

・具体的な目標（数値など）

子ども達の適正に合った競技を選択することにより、発掘したジュニアアスリートが、県内の優れた指導者から質の高い育成プログラムと環境を提供され、パフォーマンスを最大限に引き上げることができる。
山梨発掘のアスリートが誕生し、国内大会さらには国際大会で活躍する

ことで、県民に夢と希望を与え、活力ある健全な社会形成に繋げることができる。

【実施した監査】

- ・ 所管課担当者に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.89.【意見事項】家庭環境や経済的環境を配慮した、フオローアップ事業の設置について

当該事業で、ジュニア選手の中から運動能力の高い子どもを選定して、マッチングし、その後、競技団体に育成指導を任せている。地域に密着したスポーツ少年団や、その地域環境を活かした競技団体の性質上、当該事業で選定された子どもも居住地域が、マッチングした競技の活動拠点と、距離的に離れている場合が生じる可能性がある。その場合には保護者の協力が不可欠と思われる。果たして、マッチング後に遠征費や、合宿、練習などの送り迎えの環境が十分でないアスリートの卵もいると思われるので、家庭環境や経済的環境を配慮したその後の事業(フオローアップ事業)の設置を要望する。

【現状】

当該事業は、ジュニア選手の競技環境から、居住地で行われている競技種目を選択することが多く、自身の個性に合った競技を選択できない状況や、競技団体所属の子ども達に限らず、体力測定により広く運動能力の高い子どもを選別し、それぞれの適正に合わせた競技種目に結びつけることで、優秀なスポーツ選手を効果的・効率的に育成していく事業である。

【問題点及び改善策】

体力測定等を実施して、卓越した身体能力のある子ども達を選別し、優秀なスポーツ選手を育成していくことは、非常に大切であると思われる。ただし、体力測定後、運動能力の高い子どもは、適性のある競技とマッチングを行った後、その子どもの育成は、各種競技団体が行うこととなる。子どものアスリート育成に欠かせないことは、保護者の理解と協力である。各種競技の強化合宿や、交流試合等には、保護者に対して、時間的、経済的に多大な負担が押し掛かる。

マッチング後は、既存事業の競技団体選手強化事業等でフオローすることを予定しているが、果たして、保護者の協力がいるような事情で得られない子どもは、競技スポーツを続けることができるのだろうか。疑問である。つまり、マッチング後に、遠征費や、合宿、練習などの送り迎えの環境が十分でないアスリートの卵もいると思われるので、当該マッチング事業だけでなく、家庭環境や経済的環境を配慮したその後の事業(フオローアップ事業)の設置を要望する。

(2) 新しいスポーツ競技力向上サポート事業

【事業の概要】

今後、本県の新しいスポーツ団体から世界で活躍するトップアスリートを輩出していくため、各競技団体が実施する練習会や指導教室、指導者講習などの競技力向上を目的とする事業に要する経費を補助する。

・ 補助対象

- ① 国民体育大会競技種目以外のオリンピック競技種目
 - ・ 自転車競技 (BMX フリースタイル)
 - ・ スケートボード
 - ・ サーフイン
 - ・ テコンドー

② ①以外の新規スポーツ競技 (自然の中で行うアウトドアスポーツを含む)

・ トレーイルラン、マウンテンバイク、ラフテイング、パドルボードなどスポーツリリズムでも山梨の魅力となりうるアウトドアスポーツを想定

- ・ 令和4年度予算/決算執行状況 (単位：千円)
予算現額：2,400千円
決算額：1,408千円

・ 具体的な目標 (数値など)
強化練習などを開催することにより、アスリートの技術が向上し、国内外の大会で活躍できる選手の輩出が期待できる。

【実施した監査】

- ・ 所管課担当者に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】
特記すべき事項なし

(3) パラスポーツ・コーディネーター配置事業

【事業の概況】

障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図る必要があり、障害者のスポーツ実施状況が低調であるとともに、成人一般に比べ障害者のスポーツ実施状況の改善が進まない状況であることから、パラアスリートへの育成・強化にもつながらない現状がある。

パラスポーツ・コーディネーターを配置し、コーディネーターを中核として、障害者スポーツ協会やスポーツ団体等との実情に応じたきめ細やかな連携・協働を通じて、多様な活動レベルのニーズに対して、課題の把握とその解決に取り組み、普及啓発から競技人口の拡大、育成・強化までトータルサポート体制の確率を図ることを目的とした事業である。

- ・パラスポーツ・コーディネーターを配置し以下の事業を実施
- ・調査研究、実施事例（モデル）の収集及び講習会の開催
- ・スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築
- ・各地域の課題に対応した取り組みを推進
- ・身近な場所ですポーツを実施できる環境を整備

令和4年度予算/決算執行状況（単位：千円）

予算現額：7,339千円
決算額：4,405千円

- ・具体的な目標（数値など）
障害者のスポーツ実施に特有の障壁の解消、スポーツ振興体制の整備、障害者のスポーツ実施率の増加等が図られ、将来、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる社会が実現する。

【実施した監査】

所管課担当者に対する質問
関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

(4) 障害者スポーツ用具・環境整備費

【事業の概況】

山梨県スポーツ推進計画基本方針Ⅳ「競技力の向上」政策項目4で、障害者のスポーツ活動の推進について、障害者がスポーツを通じて社会参加できるように環境の整備や支援を行うとともに、パラリンピックを目指すパラアスリートの育成、強化の方法を検討していくことが明記されている。

障害者スポーツの裾野を広げるには、誰もが気軽に体験してみようと思える環境を整備する必要があり、県では、指導員派遣事業やスポーツ交流教室を拡充するなど参加機会の提供を進めているが、そこで使用する用具については、整備が不十分である。

障害者スポーツ指導員派遣やスポーツ交流教室等で使用するスポーツ用具や、車椅子等は、障害者スポーツ協会が保有する用具を借用しているが、種目が限られその数も不足している。

そのため、用具を借りて障害者スポーツを行うことができる体制作りのため、用具の貸出業務を行っている山梨県障害者スポーツ協会に対して、障害者が気軽に取り組める種目の用具、スポーツ車椅子等を県が補助する事業である。

・補助対象

山梨県障害者スポーツ協会

令和4年度 予算/決算執行状況（単位：千円）

予算現額：1,319千円
決算額：1,319千円

- ・具体的な目標（数値など）
貸出用具の保有数や種目数が拡大することで、新たに興味関心を持つ参加者が増え、障害者スポーツの活性化が見込まれる。

また、実施機会や実施種目が拡大することで、新たに競技を始める人が増え、障害者スポーツの裾野が広がることで、競技性の高いスポーツにつながるきっかけとなる。

障害のない人とのスポーツを通じた交流により障害者理解が得られ、共生社会の実現に向けての期待ができる。

【実施した監査】

所管課担当者に対する質問
関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】
特記すべき事項なし

3.2.11. 国体選手派遣事業費（スポーツ振興課）

【事業の概要】

（事業内容）
山梨県を代表して国民体育大会に出場する山梨県選手団本部役員の大会派遣。
（事業主体）
山梨県が実施する。（スポーツ基本法により、本部役員の国体への参加が示されているため山梨県が実施することが望ましい）
（事業費の概要）

- ・報償費：帯同スポーツクター等への謝金など
- ・旅費：本部役員等の旅費など
- ・燃料費：レンタカーの燃料費など

（過去の派遣実績）

年度	大会	開催地	派遣人数 (名)	備考
令和1年度	関東フロッグ大会	千葉県	10	
	国民体育大会本大会	茨城県	26	
	冬季国体スケート競技会	青森県	6	
	冬季国体スキー競技会	富山県	6	
令和2年度	関東フロッグ大会	神奈川県	10	中止
	国民体育大会本大会	鹿児島県	26	中止
	冬季国体スケート競技会	岐阜県・愛知県	6	
	冬季国体スキー競技会	秋田県	6	中止
令和3年度	関東フロッグ大会	栃木県	10	中止
	国民体育大会本大会	三重県	26	中止
	冬季国体スケート競技会	栃木県	6	
	冬季国体スキー競技会	秋田県	6	

（出典：細事業説明書から監査人が抜粋）

【目的・法令根拠等】

（事業の目的）
山梨県を代表して国民体育大会に出場する県選手団の結束を図り、開閉会式への参加、山梨県選手団の激励を行い競技成績の向上を図る。
（根拠法令等）

スポーツ基本法

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位千円で記載）

予算金額：10,752千円
 決算額：9,193千円

【具体的な目標】（数値など）

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行（山梨県選手団本部役員の大会派遣等）が目標である。

なお、令和4年度の各大会の派遣予定人数は以下のとおりである。

年度	大会	開催地	派遣人数 (名)	備考
令和4年度	関東ゾロツク大会	東京都	10	
	国民体育大会本大会	栃木県	26	
	冬季国体スケート競技会	青森県	6	
	冬季国体スキー競技会	岩手県	6	

（出典：細事業説明書から監査人が抜粋）

【実施した監査】

担当者への質問、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.12. 国体選手派遣費等補助金（スポーツ振興課）

【事業の概要】

本県を代表して国民体育大会に出場する選手等の派遣にかかわる経費の一部を助成し、選手の負担を軽減するもので、選手が出場しやすい環境をつくることにより、国体での成績向上を図る事業である。

【目的・法令根拠等】

スポーツ基本法
 山梨県国民体育大会選手派遣等補助金交付要綱、同交付要領

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：72,287千円
 決算額：52,089千円

【実施した監査】

- ・ 担当所管課に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.13. 県民文化祭開催補助金（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

県民文化祭実行委員会及び県が主催となって実施される県文祭では、年間を通じて様々なジャンルのフェスティバルが行われている。フェスティバルは総合フェスティバルと部門別フェスティバルとに分類される。総合フェスティバルは、ジャンルを超えた総合的な文化芸術の発表と相互交流を促進することを目的としており、同一会場にて複数部門の展示・発表を行うことで観覧者に対して複数部門が同時にアプローチできる場となっている。部門別フェスティバルは、多彩なジャンルの文化芸術活動者や団体に対し発表の場を提供し発表者と県民の交流を促進することを目的としており、県民誰もが文化芸術活動に参加することのできる貴重な機会となっている。

具体的な事業の内容は、(1) 実行委員会の運営 (2) 総合フェスティバルの開催 (3) 部門別フェスティバルの開催、の3つである。

【目的・法令根拠等】

県民総参加の「やまなし県民文化祭」を開催することにより、県民に鑑賞や発表の機会を提供して、文化芸術活動への参加と交流を促進することで、文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会を実現することを目的としている。

(出典：細事業説明書から監査人が抜粋)

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算現額：17,324千円
決算額：14,385千円

【具体的な目標】(数値など)

当初予算金額は以下の通りである。

事業	金額(千円)
実行委員会	1,918
総合フェスティバル	6,474
部門別フェスティバル	8,932
合計	17,324

(出典：文化振興・文化財課から入手した資料から抜粋)

この予算を利用して、上記の目的を達成するとともに、以下の課題を解決することも目標となる。

(課題)

- ・文化芸術に係る後継者や参加する若者の不足
- ・県文祭の発表団体において、若年層の取り込みが十分に進んでおらず、構成員の高齢化が著しい状態にある。少子高齢化が進行することの社会的状況が継続してしまふことは、鑑賞者の減少に留まらずそれぞれの団体等の存続さえ危ぶまれる。文化芸術活動の灯が消えてしまわぬよう、時代の要請に応じた事業体系・事業内容の整理による県文祭の活性化を図り、文化芸術の裾野拡大のための足掛かりとすることが必要になる。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う文化芸術に係る活動方法の変化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「新しい生活様式」が示され、文化芸術に関わる人々の活動方法は変化を余儀なくされているが、その影響は一時的なものではなく、将来にわたって影響を及ぼすことが予想される。こうした社会的状況の中でも、活動機会の場を失った文化芸術に関わる人々に対し、活動機会の場の提供を継続的に続けていかなければならないため、「新しい生活様式」に即した県民文化祭の実施方法を採らなければならない。
- (出典：文化振興・文化財課から入手した資料から抜粋)

【実施した監査】

担当者への質問、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.90.【意見事項】定量的な目標の設定と評価の実施について

本細事業の評価にあたっては、定性評価のみではなく、定量的な目標設定を行うことで、事業遂行における目標や成果の客観性が担保できることから、**も、一部定量的な目標設定を検討することを要望する。**

【現状】

「事務事業評価シート」という書面において、毎年本細事業は評価されている。その評価は以下の項目について行われる。

- (1) 必要性についての評価（事業に対する県民ニーズは認められるか。）
(行政が行うべき事業か。市町村との役割分担が出来ているか。)
 - (2) 活動量についての評価（事業は予定された活動量を上げているか）
 - (3) 効率性についての評価（事業は効率的に行われているか）
- 令和3年度の「事務事業評価シート」を閲覧したところ、評価は適切に行われて

いることは確認できた。

【問題点及び改善策】

しかし、その内容は、ほとんどが定性的なものであった。この点をうけて、定量的な評価をより多くの場面で採用するべきではないかと考える。そして、定量的な評価を行うためには、事前に定量的な目標も設定する必要がある。

上記の事項を意見事項として記載する理由は2点ある。

まず1点目として、事業実施者が目指すべき事項が明確になるという点である。例えば定性的な目標に加えて、その目標を達成するための定量的な目標を設定すれば、事業実施者はその定量的な目標を達成すれば定性的に設定された目標を達成できるということが明確になり、補助金を利用した事業の実施や行動指針も良い方向に変化するのではないだろうか。

次に2点目として、評価が明確になるという点である。例えば、事前に定量的な目標を設定して、それを超えたら「a」評価、目標の80%を達成したら「b」評価、といった具合に評価をすれば、評価する側とされる側双方にとって明確な評価となる。たとえば、開催したフェスティバルに参加した県民のアンケート等をとって、そのアンケート結果を定量的な目標にするなどが考えられる。評価する側とされる側の見解の相違を少なくして評価を明確にするためにも、定量的な評価の導入は必要と考える。

もつとも、すべての評価が定量的に行うことは、あまりにも形式的で実質面を無視した運用になりかねない。そこで、従前の定性的な評価を中心としながらも、定量的に目標設定ができるような項目は定量的な評価を行うという運用が望ましいと考える。

3.2.14. 文化芸術創作活動支援事業費（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

クリエイターやアーティストの創作活動を支援し、文化芸術の振興及び多様性の尊重等を図ることにより、地域活性化及び共生社会の実現を図る。具体的な事業の内容は以下の通り。

①クリエイターの誘致・創作活動

1) 専用 Web サイト開設

創作活動を始めるための情報提供、創作活動支援及びクリエイター同士の交流の契機とするため、県外クリエイター等に対し、活動拠点や空きスペース、生活環境等のニーズに対応した情報等を専用 Web サイト等に掲載する。

【構成内容】

- 創作活動支援内容
- 制作スペース等の環境情報（例：空きスペースやレジデンス情報、展示可能箇所の紹介）
- 本県の文化芸術の取組（例：やまなしメディア芸術アワードの受賞作品の公開、コンテストの実施状況）
- 県滞在のクリエイター情報（例：クリエイターやアーティストの紹介や実績の紹介）
- 滞在時の創作エピソード 他

2) やまなし文化立県推進アドバイザーの設置（専門家の設置）

県外からのクリエイター誘致や公共空間等での展示事業等については、文化芸術に対する深い造詣や実務経験、準備をする上での人脈等が必要であり、事業を円滑、効果的に進めることを目的に「やまなしアーティストアドバイザー」として委嘱する。

②やまなし文化立県戦略有識者会議

クリエイターコミュニティややまなしへの助言等を含む、「やまなし文化立県戦略」推進について、専門的・実務的な助言を得ること及び本戦略に係る事業間の連携等を効果的にすすめることを目的に設置する。

（出典：文化振興・文化財課から入手した資料から抜粋）

【目的・法令根拠等】

クリエイターやアーティストの創作活動を支援し、文化芸術の振興及び多様性の尊重等を図ることにより、地域活性化及び共生社会の実現を図る。

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算金額：9,388千円

決算額：6,422千円

【具体的な目標】(数値など)

予算化した事業の執行が目標である。また、以下の課題への対応を行うことも目標となる。

(課題)

- ・コロナ禍の影響を受けたクリエイターらの文化芸術活動を積極的に後押し、文化芸術の力により、地域を活性化させる必要がある。
- ・本県の優位性に惹かれたクリエイターを国内外から集積し、新たな文化芸術の創造につながる創作活動に対する支援が必要。
- ・令和3年度のメデアイア芸術祭関連事業の効果を継続し、メデアイア芸術の振興を図ってゆくことが必要。
- ・コロナ禍で見られたワーケーションやグランピング等は、本県の都市部近接性や自然環境の豊かさを再認識するものであり、この契機を逸することなく、クリエイターを呼びこみ、県全体の地域活性化を図る必要がある。

【実施した監査】

担当者へのヒアリング、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.15. 文化財等を活用した文化観光振興事業費(文化振興・文化財

課)

【事業の概要】

文化芸術・観光融合促進事業費補助金により、イベント等の開催に要する経費について予算の範囲内で補助する事業である。県内のクリエイターや演者の出演機会を設けるイベント等を開催する主催者が対象となる。国の地方創生推進交付金を活用した補助金であり、交付額の1/2は、国庫補助となる。令和4年度開始の事業で令和6年度まで継続予定である。

【目的・法令根拠等】

無形民俗文化財保全団体等の活動と観光の融合による新たな賑わいの創出と持続的な活動を支援することを目的とする(文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱より抜粋)。コロナウイルスの蔓延により、出演や発表の機会を失ったクリエイターに対して、イベント主催者に補助金を交付することでクリエイターの活動支援、文化、芸術の維持を図る。
文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付。

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算現額：25,000千円

決算額：23,687千円

【具体的な目標】

1 団体25万円を限度に年間100件の補助金を交付することが目標。
令和4年度実績は、107件に対して補助金を交付した。

【実施した監査】

補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

No.91.【意見事項】補助金同一交付先の複数回交付状況の是正について

補助金交付先について抽選や期間を区分するなどして同一事業者が複数回交付を受ける状況を是正すべきである。

【現状】

令和4年度から開始された補助金であるが、経費の100%が補助されることやコロナウイルスの第5類への移行などイベント開催できる環境が整ってきたことから、当初の目標を超過する補助金の申請があった。宿泊施設を運営する事業者が主であった。

補助金交付件数は107件だが、補助金交付先は52の事業者であり平均すると同一の事業者が約2件交付を受けている。同一の事業者が異なるイベントで複数回申し込んでいるためである。補助金交付先は申請の先着順で決定するため早期に情報を入手した事業者が交付を受けやすかったと考えらえる。

令和5年度は、令和4年度と同様に申請の先着順に交付決定がなされる。ヒアリングを実施した10月時点において予算残額は少なくなっており、年度末にかけて申請受付を停止する可能性がある。

【問題点及び改善策】

予算枠を上回る申請者が存在する状況においては、早期に申請したことをもって同一の事業者が複数の交付を受けることができる現在の方法は、年度前半にイベントを行う事業者が申請を行いやすく有利となるし、早期に複数申し込みをした事業者に補助金が偏って交付される可能性がある。同一事業者の複数回の交付を制限したり、抽選により交付先を決定したりするなどして幅広い事業者に交付がなされるべきである。令和6年度の事業においては、幅広い事業者が交付を受けることができるよう対応を求める。

3.2.16. 美術館等を中核とした文化クラスター推進事業費(文化振興・文化財課)

【事業の概要】

令和2年度から令和6年度の5年間で対象とした「山梨県文化観光推進地域計画」に基づく事業であり「Well-being」(健康、共生、幸福)をテーマに文化観光を推進する。県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キースヘリング美術館、清春芸術村を文化観光拠点施設として設定し、文化拠点そのものの魅力増進、文化、自然、食といった資源の有機的な連携の実現、交通アクセスなどの利便性の向上、情報発信力の強化を図る事業である。文化庁より、予算の2/3の国庫補助を受けている。

山梨県は、小淵沢駅を拠点とする電動自転車レンタルサイクル事業や県立美術館のミレー作品のデジタル展示、芸術の森公園を活用したアートプロジェクト等を実施している。当該計画の一環として平山郁夫シルクロード美術館等が、特別展の開催や周辺の自然環境の整備等を実施している。

【目的・法令根拠等】

- ・ 地域の資源となる「文化」「自然」「食」を総合的に体感できる文化観光体験を当地域の特色として推進する。
- ・ それを通して、「Well-being」(健康、共生、幸福 etc.)の価値、つまりは、一人ひとりが豊かさを実感することができる地域を目指す。
- ・ 結果として、地域内、首都圏を中心とする国内、そして中国を中心とした海外旅行客の来訪増を実現し、観光振興と地域・文化発展の好循環を創出する。(「山梨県文化観光推進地域計画」の計画全体の方針より)

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算現額：36,462千円
 決算額：31,596千円

【具体的な目標】

「山梨県文化観光推進地域計画」において数値目標を設定し「山梨県観光入込客統計調査報告書」の実績値と比較している。令和4年実績は、監査実施時点において集計中であり実績は不明である。同計画が、峡中、峡北地域にまたがるため地域別に目標を設定している。

目標項目	令和3年 目標	令和3年 実績	令和4年 目標	令和4年 実績	令和5年 目標
来訪者の満足度（日本人）%	31	42	32	—	34
来訪者の満足度（外国人）%	31	42	32	—	34
来訪者数（日本人）千人	3,101	3,475	3,860	—	4,619
来訪者数（外国人）千人	101	3	174	—	247
来訪者の文化・歴史の満足度（日本人）%	40	46	41	—	43

峡北地域

目標項目	令和3年 目標	令和3年 実績	令和4年 目標	令和4年 実績	令和5年 目標
来訪者の満足度（日本人）%	42	52	44	—	46
来訪者の満足度（外国人）%	42	52	44	—	46
来訪者数（日本人）千人	2,512	2,261	3,127	—	3,742
来訪者数（外国人）千人	82	2	141	—	200
来訪者の文化・歴史の満足度（日本人）%	33	33	34	—	36

峡中・峡北地域 共通

目標項目	令和3年 目標	令和3年 実績	令和4年 目標	令和4年 実績	令和5年 目標
訪日外国人宿泊客1人あたり平均消費額	14,357	—	15,138	—	15,919

令和4年実績は、新型コロナウイルスの影響によりデータなし

【実施した監査】

- ・業務委託契約書等の資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

No.92.【意見事項】地域の地形にあったレンタル自転車への切り替えの検討

No.93.【意見事項】レンタル自転車の対面式の賃貸方法の検討

レンタルサイクルの利用促進及び利用者の利便性の向上及び採算の改善のため、地形にあった自転車へ変更することや、レンタル自転車の対面方式への変更を検討してはどうか。

監査チーム内に、NPO法人やまなしサイクルプロジェクトの副理事長を務めているメンバーがおり、同法人にてレンタルサイクル事業、自転車イベントを開催した実績がある。そうした見地から電動自転車レンタルサイクル事業について意見を記載する。

【現状】

電動自転車レンタルサイクル事業は、「こぶちシェアサイクル」としてHPを公開している。以下、電動自転車レンタルサイクル事業を「こぶちシェアサイクル」という。

こぶちシェアサイクルの概要

電動アシスト自転車シェアリングサービス。専用のアプリをダウンロードして会員登録することで誰でも自転車をレンタルすることができる。

拠点（自転車の貸出及び返却場所）

- ・小湊沢駅前観光案内所
- ・中村キース・ヘリング美術館
- ・平山郁夫シルクロード美術館
- ・清春芸術村

料金

時間	料金
2時間	600円
6時間	1,500円
24時間	2,500円
48時間	3,500円

車種	台数
Wimo社 電動アシスト自転車 Coozzy	12台
YAMAHA CT1Y X	6台
YAMAHA BRACE	2台
合計	20台



小淵沢駅前観光案内所の設置状況

文化観光拠点施設である各美術館の交通インフラ整備を目的としてレンタルサイクル事業を実施している。実験運用としてこれまで無料で運営してきたが、令和4年7月以降有料化し、令和5年3月にホームページを公開している。

令和4年度7月以降（有料化後）の貸出実績

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	合計
回数	90	93	76	72	75	35	0	441
収入 円	102,100	108,400	82,100	90,300	81,900	39,200	0	504,100

※1～3月は、積雪の影響により貸し出しを行っていない

当該事業は、民間企業への委託により運営されている。令和4年度においては、自転車の保守・管理業務、自転車のレンタル業務、広報、調査、調査結果の分析及び報告を委託内容として委託料 3,080,000 円で契約している。令和5年度は委託料 4,510,000 円、令和6年度も同程度の委託料を見込んでいる。委託料には、予約、貸し出しを管理するアプリの利用料が含まれる。自転車の購入代金、自転車の部品交換費用、令和5年3月に公開したホームページ作成費用は別

途山梨県が負担している。

監査人が当該事業の資料を確認したところ山道を走行するためブレーキの故障が多発しており都度修理を依頼している他、多くの自転車でスタンプが脱落するといった自転車の仕様の問題と考える故障が発生していた。

令和4年度までの実績結果を踏まえた、今後の方針について担当者に確認したところ、「令和4年度から有料化実施、令和5年度には乗り捨ての開始、清春芸術村への設置とレンタル自転車の環境整備を進めてきた。令和5年度のレンタル実績を分析して「山梨県文化観光推進地域計画」が終了する令和7年度以降に独立採算を実現しつつ事業を継続できるように検討していく」とのことであった。

【改善策】

委託料が年々増加している状況からは、広告費や協賛金など利用料以外の収入がないと単独での採算確保は難しい状況と思われる。一方で、八ヶ岳周辺は、観光スポットが多数存在しており自然の景観、道路の整備状況等、自転車での周遊に適した場所であり、レンタルサイクル事業は継続する価値がある事業である。レンタルサイクルの利用促進及び利用者の利便性の向上、採算の改善のため以下の2点を意見として記載する。

1. レンタル自転車の車種の変更

現在 12 台稼働している Wimo 社 電動アシスト自転車 Coozzy は 20 インチ 3 段変速、キャリアブレーキ、フレームはフリーサイズである。平坦な街中を走行するには十分であるが、八ヶ岳周辺のようにほとんどが登りか下りの坂道であり勾配も急な坂が多い地域には、適していない。下りでのブレーキにかかる負荷が高く、ブレーキシユアの摩耗、ブレーキの故障の多発は同然と考えられる。利用者にとっても 3 段変速で 5% 以上ある坂道を上るのは電動アシストがあるとはいえ負担が大きい。フレームサイズもフリーのワンサイズなので、多くの利用者が身長や足の長さにあった自転車を選択できず、本来の快適な走りを実現できていない。

利用者の快適性の向上、安全性の向上をはかるために、デザインブレーキを搭載した電動クロスバイクやワンテンバイクへの買い替えを実施すべきである。フレームサイズも子供から成人男性、女性向けのサイズを用意することを推奨する。地形にあった魅力のある自転車を提供することで利用者の増加につながる。

2. 貸出の対面方式への変更検討

アプリ利用料を利用した無人の 24 時間貸出対応から、対面式の貸し出しサービスへの変更により採算の改善、利用者へのサービスの向上ができるか検討す

べきである。

先行するレンタサイクルの事例として山梨県富士川町の道の駅富士川のレンタサイクルがある。3時間500円という格安価格にて様々なサイクリングや電動クロスバイクを対面でレンタルしている。道の駅富士川の従業員が予約から貸与まで対面で実施しており、ごぶちシェアサイクルとは対照的な事例である。観光地ではないにもかかわらず、ごぶちシェアサイクルでは対面レンタルは希少であることから多くのレンタサイクル実績がある。また、対面対応であることから貸し出し時に地域のスポットを案内したり、特産品の情報を提供したり等、利用者とのコミュニケーションが図られている。八ヶ岳周辺の観光地では、24時間いつでもといったニーズよりも、地域の人とのふれあいや快適な自転車でのんびりと地域の地形を楽しむといったニーズの方が大きいと考えられる。また、ごぶちシェアサイクルの委託費には、多額のアプリの使用料が含まれていると考えられる。アプリの使用を取りやめることで低いコストで運営できる可能性がある。先行する道の駅富士川のノウハウの調査やアプリ使用の費用対効果の分析を行い、ごぶちシェアサイクルの継続にむけた検討をすべきである。

ごぶちシェアサイクルと道の駅富士川レンタサイクル自転車事業との比較

	ごぶちシェアサイクル	道の駅富士川
車種	電動小径自転車 フリーサイズのみ 20台	ロードバイク クロスバイク 電動クロスバイク サイズ各種 17台
料金	上記の通り	3時間500円
拠点数	4か所	1か所
貸出方式	アプリによる無人対応	対面対応
営業時間	24時間	9時～18時
貸出回数	441回	408回
令和4年7月～3月	1月～3月は休止	1月～3月146回を含む
収入	504,000円	204,000円
令和4年7月～3月		

※道の駅富士川の情報、監査人が道の駅富士川に確認を実施したものの。

3.2.17. 文化財保存事業費補助金（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき文化財の所有者、管理者又は地方公共団体に対して文化財の保存修理・管理に関する経費に対して補助金を交付する。国指定の文化財に対しては対象経費総額の内、国庫補助残額の1/2以内、県指定の文化財に対しては対象経費総額の1/2以内を補助する。長年にわたり継続的に実施している事業である。

【目的・法令根拠等】

国・県指定文化財等の保存修理・管理事業等に要する経費を助成し、文化財の適正な管理等を行う。山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：69,728千円
決算額：61,708千円

保存修理、管理に必要な額に対して予算が不足している状況であるが、国の補助金交付決定がなされないと実行できないことから予算に未執行が発生している。

【具体的な目標】

文化財の修繕等の計画は優先順位や修繕間隔を考慮して中期的に計画されており、これに基づき当年度に実施する修繕等を予算としている。予算に余力があれば緊急対策事業として使用する。予算で決められた修繕を100%実施することが目標である。

【実施した監査】

- ・補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

No.94.【指摘事項】補助金交付先に対する消費税等仕入控除確定報告書の提出要否の確認について

補助金交付先の状況を確認し、必要に応じて消費税等仕入控除確定報告書

の提出及び補助金の返還を求めるべきである。

【現状】

山梨県文化財保存事業費補助金は、国又は県の指定文化財や天然記念物となった物品に対する修理や防災点検に関する費用などを補助するものである。令和4年度の補助金交付対象者は、地方自治体と寺院、神社の他、民間企業であった。山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱第9条2、第10条では、補助金の交付にあたり消費税等仕入控除に関する減額又は消費税等仕入控除確定報告書の提出を定めているが、令和4年度においては、減額及び消費税等仕入控除確定報告書の提出の実績はゼロであった。

【問題点及び改善策】

収益事業を行っている寺院、神社及び民間事業者は、山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱第9条2、第10条のいずれかに該当する可能性がある。令和4年度の補助金交付先の状況を確認して必要に応じて消費税等仕入控除確定報告書の提出及び補助金の返還を求めるべきである。

3.2.18. 埋蔵文化財発掘調査費〔受託〕（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

東海旅客鉄道㈱、日本郵便㈱等からの受託契約に基づく埋蔵文化財の発掘調査事業

【目的・法令根拠等】

文化財保護法 第94条 施行令

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：365,938千円

決算額：153,521千円

【具体的な目標】（数値など）

なし

【実施した監査】

- ・ 所管課担当職員に対する質問
- ・ 資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.19. 市町村埋蔵文化財発掘調査費補助金（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

市町村が行う発掘調査等で、以下の事業が補助対象事業となる。

(1)発掘調査（県事業に伴う発掘調査）

県が事業主体の開発事業のうち、事業の地域性や受益者がごく狭い範囲の住民に限られる事業について、市町村が行う発掘調査

(2)遺跡発掘事前総合調査（県事業に伴う試掘調査）

県が事業主体の発掘事業のうち、事業の地域性や受益者がごく狭い範囲の住民に限られる事業について、市町村が行う試掘調査

(3)遺跡詳細分布調査

地方公共団体が備えるべき周知の埋蔵文化財蔵地の資料について所在、範囲を明らかにするために行う遺跡の詳細な分布調査。

(4)重要遺跡確認調査

県内の歴史を解明する上で重要な遺跡の保護を図るため、遺跡の範囲及び価値の内容を確認することを目的とする発掘調査。

(5) 整理作業等

(1)～(4)の調査に係る整理作業や報告書刊行費、出土品のうち保存処理が必要な出土品については、保存処理費を補助の対象としている。

【目的・法令根拠等】

山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：13,571千円

決算額：11,989千円

【具体的な目標】（数値など） なし

【実施した監査】

担当所管課に対する質問、関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.20. カモシカ生育調査費【南アルプス】（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

南アルプスカモシカ保護地域における調査に係る事業費。以下、南アルプスカモシカ保護地域における調査について記載していく。

（調査目的）

近年、特別天然記念物として保護されてきたカモシカによる農作物・幼齢造林木に対する被害が発生し、一部の県では訴訟に発展するなど、特別天然記念物の保護と農林業者の生産活動との調和を図る必要が生じてきた。

このため、環境省・林野庁及び文化庁の3庁合意に基づいて設定された15を数える保護地域のカモシカの生息状況及び生息環境などを「カモシカ保護管理マニュアル」（平成6年文化庁作成）に基づき継続的に調査し、カモシカの維持に必要な個体数の確保と生産活動との調和を図る対策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

時系列的に変化するカモシカ個体数群の動向の現状把握を目的とする特別調査と通常調査を実施している（令和4年、5年は特別調査を実施する）なお、特別調査（2年間）は概ね6年毎（前回：平成26年、27年）に実施。

（調査期間）

令和4年度～令和5年度（2年間）

（通常調査と特別調査について）

（1）通常調査（特別調査時を除き毎年実施）
同じ地点、同じ時期に長期間（複数年）のモニタリングで、特別調査を補完。特別調査時を除く毎年、各都県で実施する調査

（2）特別調査（概ね6年毎に行い、文化庁が事前に決定する：山梨県・長野県・静岡県合同で実施）

- ・ 生息状況調査
- ・ 生息環境調査
- ・ その他

（3）通常調査と特別調査の違いについて

通常調査は、現地頭数などの数量の調査のみ、特別調査は分析できる専門業者が、過去6年の通常調査データと今回の調査データを合わせてながら分析し、報告書としてまとめるという大きな違いがある。

（4）保護地域（南アルプス）での過去の調査実施状況（○：調査実施）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通常調査		○	○	○	○	○	○		
特別調査	○								○

（特別調査の実施計画）

（令和4年度実施内容）

① 特別調査に関する協定を山梨・長野・静岡3県で締結後、山梨県が委託発注・契約

② 特別調査指導委員会を設置、委員会の2回開催（静岡県、長野県）文化庁調査官及び委託業者も参加

③ 文化庁調査官から現地での指導、助言等を受ける。

④ 職員による文化庁調査官との協議・相談及び初年度の報告。

（令和5年度実施内容）

⑤ 特別調査指導委員会を2回開催（山梨県、静岡県、長野県）文化庁調査官及び委託業者も参加

⑥ 文化庁調査官から現地での指導、助言等を受ける。

⑦ 職員による文化庁調査官との協議・相談及び最終年度の報告。

（調査委託業務の実施方法について）

各県（山梨、長野、静岡）から委嘱された指導委員が保護地域指導委員会を組織し、調査の指導・助言を行う。

調査業者の委託業務の発注については、3県分を一括で担当県が複数年入札し、業者の決定・契約を行い、調査結果をまとめて報告する。担当県は、前回（平成26年、平成27年）は長野県。今回（令和4年、令和5年）は山梨県である。

（出典：文化振興・文化財課から入手した資料から監査人が抜粋）

【目的・法令根拠等】

- ・ 文化財保護法、山梨県文化財保護条例に従って実施。
- ・ 南アルプスカモシカ保護地域における特別天然記念物カモシカの生息状況を調査し、今後の保護施策の推進を図る。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算金額：9,798千円
決算額：9,605千円

【具体的な目標】 (数値など)

上記の(特別調査の実施計画)に基づき、予算化した事業の執行が目標である。

なお、令和4年の予算の要約は以下のとおりである。

科目	内容	金額 (千円)
報償費	指導委員謝金等	66
旅費	指導委員旅費等	156
委託料	カモシカ特別調査委託料	9,556
負担金	会議参加負担金等	20
	合計	9,798

(出典：文化振興・文化財課から入手した資料から監査人が抜粋)

【実施した監査】

担当者への質問、各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.21. 国史跡甲府城跡買上げ事業 (文化振興・文化財課)

【事業の概要】

国指定史跡「甲府城跡」の保存・活用を図るため、甲府城跡愛宕山石切場の隣接地にあたる民有地(502.59平米)を買上げる事業。

なお、買上げ対象地は、令和3年度に国指定史跡「甲府城跡」に追加指定されている。

また、当該経費については、国庫補助金(文化庁：史跡等購入費国庫補助)を受けて行う事業で、国庫補助率は、対象事業費の80%となっている。

【目的・法令根拠等】

史跡指定地内を公有地化することにより、史跡の保存・活用を図る。

【令和4年度予算/決算執行状況】 (単位：千円)

予算現額：98,837千円
決算額：30,237千円

【具体的な目標】 (数値など)

なし

「史跡甲府城跡保存活用計画」「史跡甲府城跡整備基本計画」

【実施した監査】

- ・ 所管課担当者に対する質問
- ・ 関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

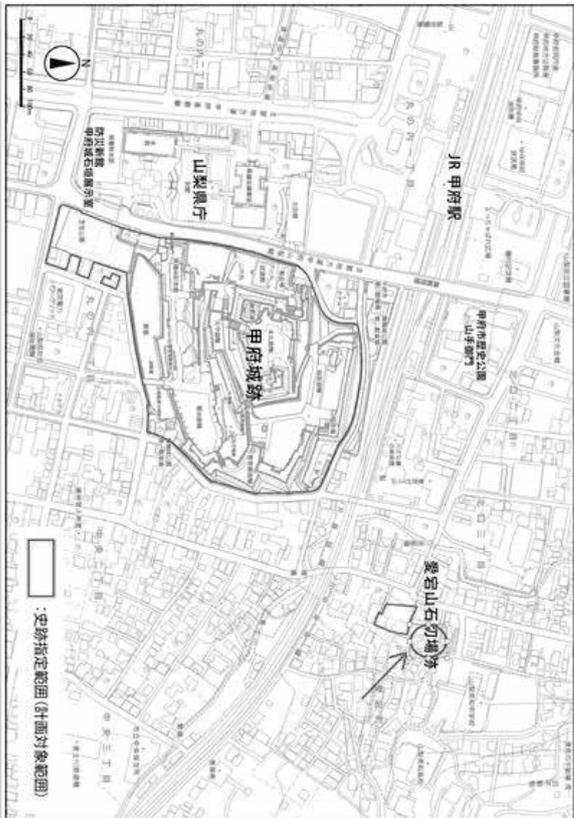
特記すべき事項なし

事業の詳細については、以下のとおりである。

当該事業は、国指定史跡「甲府城跡」の北東部に位置する「愛宕山石切場跡」に隣接する民有地を買上げる事業である。

当初予算額が98,837千円であり、このうち国庫80%の補助金を受けるも、県財源による負担も19百万円ほどと多額に上る。

場所は、甲府駅東側に位置し、甲府の中心に位置(下図矢印の指す○部分)する。



出典 「史跡甲府城跡整備基本計画」

甲府城跡は、平成 31 年 2 月 26 日に国史跡に指定されているが、その経緯は以下の通りである。(出典：「史跡甲府城跡保存活用計画」)

甲府城跡は、明治時代以降の建造物の撤去、勲業試験場、鉄道開通、博覧会開催、太平洋戦争、都市近代化の中で大きな変貌を遂げてきた。中でも最大の特徴である石垣は、コンクリート積みや間地積みへと改変を受け、本来の姿から大きく変化した。また、青少年科学センターをはじめとする諸施設や、記念碑の建立も史跡景観の変貌に大きな影響を与えてきた。

そのような中で、本来の姿から大きく変わる甲府城に対して、保存に関する気運が高まった。昭和 43 年 (1968) に県指定史跡となり、翌 44 年 (1969) には県教育委員会が、甲府城の歴史と将来あるべき姿を多角的な視点からまとめた『甲府城総合調査報告書』を刊行し、その後の甲府城跡の取扱いに大きな方向性を与え画期となった。平成元年 (1989) に策定された舞鶴城公園整備事業の基本計画も、『甲府城総合調査報告書』の考え方をもとにしており、現在の方針も基本的にはこれを踏襲している。

また、甲府城に石材を供給した、城外の石切場と考えられている愛宕山石切場については、平成 21 年 (2009) 11 月 12 日に「甲府城跡愛宕山石切場跡」として県史跡に指定された。

平成 26 年 (2014) 5 月 19 日、山梨県考古学協会と山梨郷土研究会の連名により、「県指定甲府城跡の国指定史跡にむけて」とする要望書が山梨県知事と山梨県教育委員会教育長に提出された。

愛宕山石切城跡は、「江戸期の文献史料 3 点や絵図 2 点に当該地を指す場所を「石取場」と記載しており、大正年間の石碑 1 点にも築城期に石垣石材を採取したと記されている。甲府城跡の石垣石材と愛宕山石切場跡はともに安山岩であり、加工せずに自然石をそのまま使用した技術的特徴を持つ」(県資料) ものであり、令和 3 年度には、当該対象地も、国史跡甲府城跡に追加指定された。

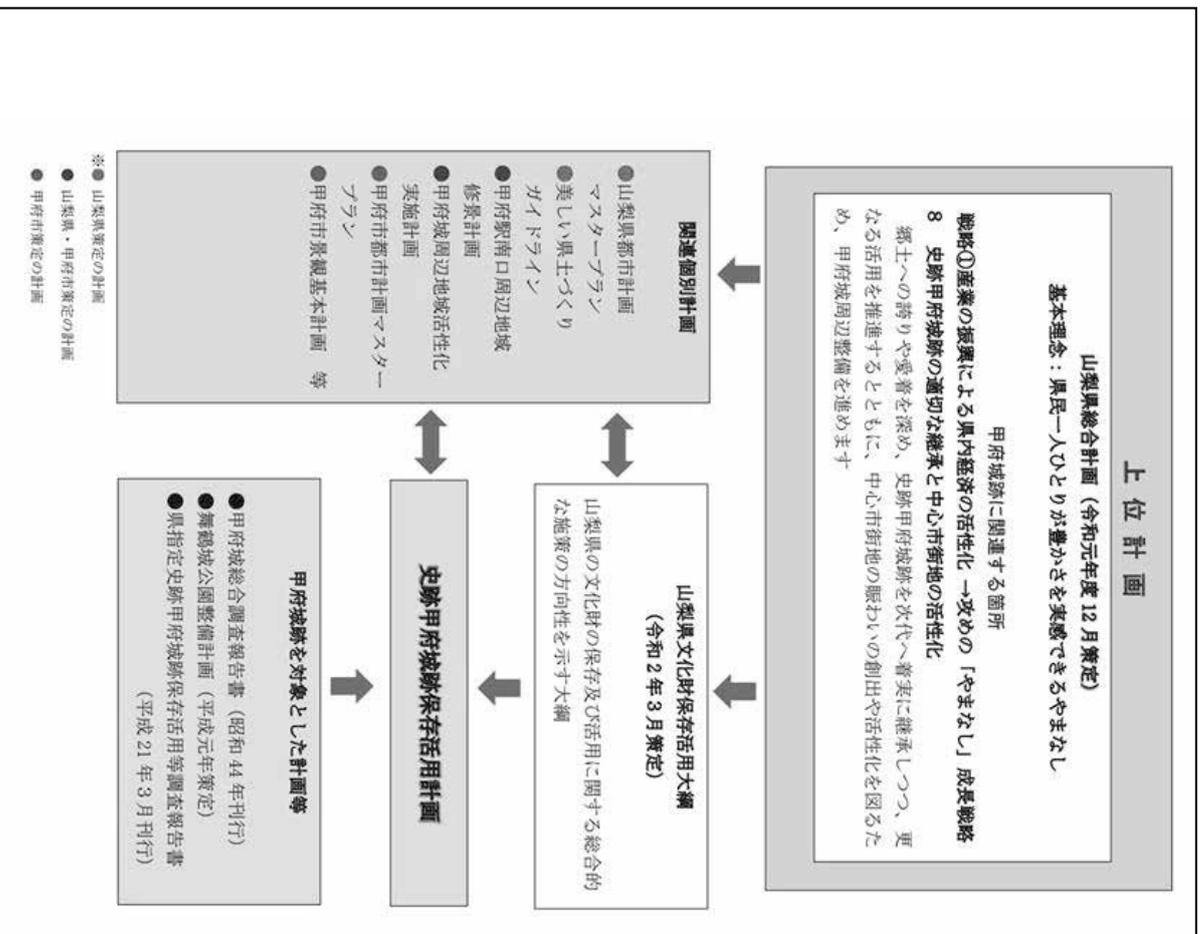
国史跡は、我が国にとって歴史上又は学術上重要な歴史的記念物であるため、文化財保護法に基づきその保護が図られている。また、国民共有の財産として公開・活用できるようにする必要がある。

ところで、史跡甲府城跡を適切に保存し、その価値を損なわないよう、構成に継承することを目的に、保存活用に関する方針などを定めた計画がある。それは、史跡甲府城跡保存活用計画である。

本計画は、文化財保護法等文化財関連法に準拠したものであると同時に、本計画の位置づけ図の通り、行政施策という側面から山梨県の上位計画である「山梨県総合計画」及び文化財行政の上位計画である「山梨県文化財保存活用大綱」に基づき、「山梨県教育振興基本計画」、「やまなし観光推進計画」、「山梨県都市計画マスタープラン」、「甲府市景観計画」などの関連計画や法令、施策と連携・補完しながら、甲府城跡の保存活用を適切に行っていくことを目的として策定されている。

個別の関連計画については、山梨県策定のもの、甲府市策定のもの、山梨県・甲府市共同策定のものがあり、このうち「甲府城周辺地域活性化基本計画」と「甲府城周辺地域活性化実施計画」は特に本計画と密接に関連している。

史跡甲府城跡保存活用計画の位置づけ



以上のように甲府城跡は、山梨県や甲府市により計画が策定され、様々なスマートフォンホルダーの活用が予定されている。

とくに、今回の当該事業に関連する、国指定史跡「甲府城跡」の北東部に位置

する「愛宕山石切場跡」史跡は、県民に親しまれている甲府城跡と地理的に離れている。

当遺跡は、今後の発掘調査等により歴史的な位置づけが明らかになると思われるが、当該事業を有効に活用すべく「史跡甲府城跡保存活用計画」「史跡甲府城跡整備基本計画」に則った積極的な活動、及びその後の事業実績のモニタリングを実施されることを要望するものである。

3.2.22. 山梨が誇る出土品活用促進事業（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

- 1 文化財交流展「富士山をのぞむ人類の登場と縄文芸術」の開催
 日時 令和5年7月16日から8月28日
 場所 山梨県考古博物館
 内容 山梨県・静岡県・長野県で文化財の交流を行い、日本の中央に位置する「山の洲」として三県をさらに盛り上げていく取り組み。この事業では、山梨・長野の縄文時代資料を静岡で、静岡の旧石器時代・縄文時代の出土品を山梨で、それぞれ展示公開した。
 山梨県考古博物館では、日本最古級のムラから見つかった石器をはじめ、国内でも数点しか見つかっていない旧石器時代の石製品、山梨・長野の影響を受けた縄文土器など、静岡の旧石器時代・縄文時代の魅力を伝える文化財を幅広く紹介した。
- 2 日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の魅力発進事業
 平成30年度に長野県との共同申請により認定された日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の魅力を県内外に発信し、来館者増加を図る目的で、縄文土器和紙カッツスリーヴの制作、縄文時代についての講座実施、フリーペーパー「縄文ZINE」にて「富士山麓の縄文人」特集掲載などを行った。
- 3 ふるさと山梨文化財歴史発見事業
 埋蔵文化財を活用し、山梨県の魅力の発信や、歴史資産を活用した教育活動等を実施する。主な事業は次のとおり。
 ①石積技術の公開と運動させた体験型イベント「ひらけ！玉手箱 2022～今年も楽しい石工体験～」の開催
 ②県内のイチャオンの城、館、烽火台、古道などをまとめたウォーキングマップ「やまなし城・居館めぐりのススメ～峡東・郡内編～」の作成と遺跡ツアー
 ③県内の小学校などに「出前」と称して出向いて授業を支援（縄文土器作り、勾玉作り、火起こし体験、土器に触れる体験等）。また、縄文時代から江戸時代までの土器や石器、及び火起こしセット等の考古資料を学校現場に貸し出す。
 ④埋文調査成果の公開及び体験学習会として、マチナカ博物館、遺跡調査発表会の開催

令和4年度 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I 石積技術の公開と運動させた体験型イベント												
1 ひらけ玉手箱！												
II ウォーキングマップの刊行と遺跡ツアーの開催												
1 散策マップの作成と遺跡ツアー												
III 出前支援事業の拡充												
1 出前支援事業												
2 考古資料貸出												
IV 埋文調査成果の公開及び体験学習会												
1 マチナカ博物館												
2 遺跡調査発表会												
3 山梨の遺跡発掘展2023												
4 史跡甲府城跡稲荷櫓 常設展												
5 史跡甲府城跡鉄門展												
6 甲府城跡青空教室												
7 来て見て触って昔の道具												
8 めざせ！古墳マスター！！												
9 その他講演会												

(文化振興・文化財課より提供)

【目的・法令根拠等】

考古博物館・埋蔵文化財センターの連携により、出土品や史跡を効果的に活用し、地域活性化につなげるとともに、郷土愛を高め、貴重な文化財を次世代に伝える機運を創出する。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：8,931千円

決算額：7,868千円

【具体的な目標】（数値など）

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査】

担当者への質問、資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.23. 文学資料収集費（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

文学資料等を収集する事業。「山梨県立文学館資料収集方針」を策定し、同方針に基づき、文学資料を収集している。方針の概要は、収集する文学資料を「図書」、「逐次刊行物」、「視聴資料」、「特殊資料」に分類した上で、本県出身及びゆかりの文学者をカテゴリーライズし、収集する文学資料を決定するというものである。

【目的・法令根拠等】

文学資料等を収集し、文学活動の推進、文学鑑賞機会の充実を図る。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：10,015千円

決算額：10,014千円

【具体的な目標】（数値など）

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査】

担当者への質問、資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.95.【意見事項】県側での価格認定書の入手について

価格認定書の入手に当たっては、購入先のみではなく県独自に価格認定書を入力し、その購入額の妥当性を担保するための一定の仕組みを設けることを検討すべきである。

【現状】

文学資料購入にあたり、購入価格の適正性評価に当たり、購入額が10万円以上になる場合には販売先に価格認定書を求めているとのことであった。

この点、文学資料は適正価格が必ずしも明確にならないものである以上、一定以上の購入費となる場合に価格認定書を要求していることは適切であるといえるが、価格認定書は常に販売先に用意させている。

【問題点及び改善策】

購入した文学資料の中には、100万円を超える資料もあるところ、価格が特に高額になるような場合は、購入先から価格認定書を取得するのみならず、県側においても積極的に価格評価を行う（別の業者に評価を依頼することにより、客観性のより高い適正価格の把握が可能になると思われる。全ての購入物について、このような対応を行うことは効率性の点から不要であると考えられるが、例えば一定の金額を超える購入物について、購入先のみではなく県独自に価格認定書を入力し、その購入額の妥当性を担保するための一定の仕組みを設けることを検討すべきものと考ええる。

3.2.24. 資料整理費（文化振興・文化財課）

【事業の概要】

作業員による資料整理業務や保管専用の封筒・箱、移動の際に損傷を防ぐ梱包材、害虫駆除や防カビ・殺菌のための燻蒸作業用の薬剤等、収蔵資料の保存に必要な物品の購入を行う事業。

【目的・法令根拠等】

山梨県の歴史文化を未来に伝えること、また博物館法にうたわれる博物館としての責務(資料収集・保存、調査研究等)を果たすこと。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：7,870千円

決算額：5,589千円

【具体的な目標】（数値など）

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査】

担当者への質問、資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.25. 富士山世界文化遺産協議会負担金（世界遺産富士山課）

【事業の概要】

富士山世界文化遺産協議会へ負担金を支出し、協議会や作業部会、学術委員会等を開催するとともに、登山者アンケートや同協議会のHP運営を行う。

（経緯）

- ・平成24年1月25日 遺産協議会設置

世界遺産登録に向けた推薦書が日本政府によって承認された日と同日に遺産協議会発足。

山梨・静岡両県内の資産及びその周辺環境の現況の把握、資産の保存管理

及びその周辺環境の保全に係る事項等について協議を行う組織

- ・令和2年3月30日 第12回遺産協議会開催（書面協議）

- ・令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について承認。

- ・令和2年8月4日 第13回遺産協議会開催（書面協議）

遺産影響評価手法の導入について及び来訪者管理戦略における時期計画期間の指標・水準及び対策について承認。

- ・令和3年3月30日 第14回遺産協議会開催（書面協議）

遺産影響評価マニュアルの策定について及び公平でわかりやすい利用者負担制度を検討していくことについて承認

（必要性）

富士山の世界遺産登録にあたり、ユネスコ世界遺産委員会から提出を求められ、2016年（平成28年）に提出したヴァイジョン（全体構想）、情報提供戦略、経過観察指標の拡充・強化等（以下、「ヴァイジョン及び各種戦略等」という）及び世界遺産富士山の保全に向けた具体的な施策を定めた包括的保全管理計画の着実な遂行に向け、山梨・静岡両県に関わる課題について、引き続き業績・民間を合わせた関係者による協議を行い、両県に共通する経過観察等の事業を実施する必要がある。

また、ヴァイジョン及び各種戦略等は2016年（平成30年）12月1日までに最新の保全状況報告書を提出要請されたため、提出。翌2019年（令和元年）に開催された第43回世界遺産委員会の審議で、さらに2020年（令和2年）12月1日までに最新の保全状況報告書を提出要請され、提出。審議は2021年（令和3年）にはなされなかったが、定期報告と併せて次年度の審議の可能性がある。今後も各種戦略等実施のため、引き続き両県で協力しながら対応していく必要がある。

（出典：世界遺産富士山課から入手した資料から抜粋）

【目的・法令根拠等】

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、山梨県、静岡県、関係市町村等、国機関で構成する富士山世界文化遺産協議会（以下「遺産協議会」という）及び住民代表者、資産所有者、関係団体を加えた作業部会において協議を行い、資産保全管理及びその周辺環境の保全のための課題解決について関係者間の合意形成を図るとともに、必要な事業を実施する。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：3,213千円
決算額：3,213千円

【具体的な目標】（数値など）

富士山の着実な保存管理を推進するために、予算化した事業の執行が目標となる。令和4年度予算は以下の通り。下記表中の内容を具体的な目標として設定している。

項目	内容	金額（千円）	備考
会議費	遺産協議会（1回を予定） 遺産協議作業部会（2回を予定） 学術委員会（2回を予定） 利用者負担専門委員会（2回を予定）	3,233	
保全状況報告書（包括的保存管理計画）作成支援業務委託	包括的保存管理計画の作成	990	
モニタリング調査業務委託	登山者、来訪者に対するアンケート調査の実施・結果分析	9,878	
遺産協HP保守業務委託	HPの保守管理	1,681	
情報提供戦略	パンフレットの増刷	1,201	
事務費		355	
予備費		1,000	
合計		18,338	①

前年度からの繰越見込額	5,486	②
所要額 計	12,852	①-②
山梨県負担額	3,213	(①-②)÷2

(出典：世界遺産富士山隈から入手した資料から抜粋)

【実施した監査】

担当者へのヒアリング、資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.96.【意見事項】パンフレットにかわる情報提供ツールについて

紙のパンフレットのみではなく、情報提供ツール及びデータ分析等のためにデジタル化を検討すべきである。

【現状】

富士山世界文化遺産協議会負担金を利用した事業の1つとして、「パンフレット印刷・配布」がある。富士山の魅力等の情報提供を行う戦略実践ツールとしての効果を期待しているものである。現状は紙媒体での発行に加えて、同じ内容のPDFデータの提供もされている。

【問題点及び改善策】

このパンフレットの印刷・配布を、現状より効果的なものとするために、パンフレットで紹介している内容をまとめて、1つのインターネットサイトを作るなど、深度あるデジタル化の検討をすべきと考える。その理由としては、以下3点を挙げる。

〔紙媒体を減少させるため〕

従前のパンフレット利用者をインターネットサイトに誘導することで、実際のパンフレット自体は減少していき、環境負荷を軽減させることができる。

〔パンフレットの内容改訂が発生した際の便宜のため〕

紙媒体のパンフレットの内容に修正が生じた場合、印刷し直し、配布先への差し替え等の手間がかかる。そのような手間がインターネットサイトにはかからない。また、適時に最新の情報に更新できて、利用者にも利便性が高いと考えられる。

〔データ分析が可能になるため〕

最も大きなメリットと考えているのは、データ分析が可能になる点である。具体的には、国内外観光客等のパンフレットを利用していた方々を、インターネットサイトに誘導することができれば、たくさんの方が情報を入手することが可能となる。例えば、サイトへのアクセス数はもちろん、アクセスしてきた国、アクセスしてきた方の興味のある分野などの情報も入手できるのではないだろうか。

そして、それらのデータを分析すれば、富士山を訪れる方々にとっての利便性を向上させるための方向性や、富士山の魅力のアピール方法の改善案の取得が見込めるのではないかと考える。

No.97.【意見事項】定量的な目標の設定と評価の実施について

本細事業の評価にあたっては、定性評価のみではなく、定量的な目標設定を行うことで、事業遂行における目標や成果の客観性が担保できることから、**一部定量的な目標設定を検討することを要望する。**

【現状】

「事務事業評価シート」という書面において、毎年本細事業は評価されている。その評価は以下項目について行われる。

- (1) 必要性についての評価（事業に対する県民ニーズは認められるか。）
- (2) 活動量についての評価（事業や予定された活動量を上げているか）
- (3) 効率性についての評価（事業は効率的に行われているか）

令和3年度の「事務事業評価シート」を閲覧したところ、評価は適切に行われていることは確認できた。しかし、その内容は、ほとんどが定性的なものであった。この点をうけて、定量的な評価をより多くの場面で採用するべきではないかと考える。そして、定量的な評価を行うためには、事前に定量的な目標も設定する必要がある。

上記の事項を意見事項として記載する理由は2点ある。

まず1点目として、事業実施者が目指すべき事項が明確になるという点である。例えば定性的な目標に加えて、その目標を達成するための定量的な目標を設定すれば、事業実施者はその定量的な目標を達成すれば定性的に設定された目標を達成できるということが明確になり、事業の実施方法や行動指針も良い方向に変化すると想定される。

次に2点目として、評価が明確になるという点である。例えば、事前に定量的

な目標を設定して、それを超えたら「a」評価、目標の80%を達成したら「b」評価、といった具合に評価をすれば、評価する側とされる側双方にとって明確な評価となる。評価する側とされる側の見解の相違を少なくして評価を明確にするために、定量的な評価の導入は必要と考える。

もつとも、すべての評価が定量的に行うことは、あまりにも形式的で実質面を無視した運用になりかねない。そこで、従前の定性的な評価を中心としながらも、定量的に目標設定ができるような項目は定量的な評価を行うという運用が望ましいと考える。

3.2.26. 富士山レンジャー設置事業費（世界遺産富士山課）

【事業の概要】

下記のような山梨県側富士山北麓地域の現地巡回業務、富士山の開山期の登山指導、環境教育等

- ・来訪者に対する利用マナーについての普及啓発、指導、富士山の自然についての解説
- ・植物等の不法採取やゴミの不法投棄等の不正行為に対する監視及び是正指導
- ・指導標、案内板などの自然公園施設の点検 他

富士山レンジャーは現在7名体制。レンジャーの人件費と制服等の需用費に對して予算が設定されている。

【目的・法令根拠】

（目的）

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図ること
（法令根拠）

山梨県富士山レンジャーに関する規則

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：20,512千円
決算額：17,892千円

【具体的な目標】

特になし

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.98.【意見事項】富士山レンジャーの人材確保について

富士山レンジャーの業務に対して適切な雇用条件や労働環境を整備し、流動的な働き方を可能とすることにより、富士山保全に関心のある優秀な人材の確保がしやすい体制を整備することが望まれる。

【現状】

1年を通してレンジャーの業務の殆どは、開山期間は富士山5合目以上、それ以外は樹海エリア等富士北麓周辺のパトロールといった外勤であり、危険や体力的消耗も大きい業務であるが、危険手当等、業務の特質に応じた特別な手当が設定されていない。

会計年度任用職員として採用され、経験に応じて行政職給料表の資格経験職の等級が適用される。不安定な期間雇用である上に、地方公務員法にもとづき原則として年間通じて副業ができない。

【問題点及び改善策】

現状の労働条件では、今後増員が必要になる場合に迅速に優秀な人材を確保することが容易な状況とは言えない。

- ・ 負荷やリスクに応じた待遇面の見直し（相応の手当等、報酬面の改善）
- ・ 全国から人材が集められる仕組み（近辺の職員宿舍を優先的に利用させる等）
- ・ 本人の希望に応じた年間の一定期間のみの雇用等、雇用期間の多様化といった改善策が考えられる。

3.2.27. 富士山保全協力金事業費（世界遺産富士山課）

【事業の概要】

（概要）

富士山の利用者負担制度として、富士山へ登山をする者に対して任意の寄附金（協力金）を求めるとともに、これに関する基金を設置し、富士山の五合目以上の区域に係る環境保全、登山者の安全対策等のために活用する。

原則として一人1,000円としているが、学生や障害者等は協力できる範囲で採納している。

富士山の開山時期に吉田口六合目等3か所において収納拠点を設置して、登山者からの収納事務を業者委託により実施している。その他、コンビニやインターネット払いも対応する他、ツアー会社と契約し団体収納の委託をすることで協力件数を増やすことに努めている。

静岡県と共同設置した富士山世界文化遺産協議会において設置が決定され、平成26年度より本格実施を開始した。なお静岡県においても同様の協力金制度を実施している。



山梨県では協力者に対してはおれとして記念品の木札を配布している。
なおこれが富士山保全協力者証となり、県内の様々な施設等の割引優待特典を受けることができる。

（事業内容）

- ・ 収納事務の委託
- ・ 領収証や記念品の作成
- ・ 受付場所の設置
- ・ 充当事業審議会の開催

【目的・法令根拠】

（目的）

美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る。

（法令根拠）

- 山梨県富士山保全協力金実施要綱
- 山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託取扱要領

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)
予算現額：28,770千円
決算額：27,934千円

【具体的な目標】
協力率70%

過年度における協力率(登山者概算に占める協力件数)及び協力金の推移は以下となっている。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力件数	88,456件	100,804件	—	35,464件	68,448件
協力率	58.6%	67.2%	—	65.2%	72.8%
協力金	87,798,564円	100,365,571円	—	35,387,023円	68,347,322円

令和2年度は実施せず。

なお令和5年度は協力率が75.6%と過去最高となり、協力金も過去2番目の多さとなった。

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.99.【意見事項】カード等決済の収納実施報告書における日付の齟齬について

カード等決済の収納実施報告書における日付の齟齬がある。

【現状】

「富士山保全協力金のクレジットカード及び電子マネーによる収納に関する覚書」によれば、委託会社は協力金を県へ納入した後、収納にかかる実施報告書を添付した上でカード等手数料を県に請求することになる。県は実施報告書が適正と認めたのちに手数料を支払うこととなっている。しかし、委託会社が県へ協力金を納入した日は10月7日であるが、納入した旨を記載した実施報告書を県が検査した日の日付は9月30日となり、齟齬が生じている。

【問題点及び改善策】

事務手続に関しては要綱等に沿った手順通りでの実施が必要となる。

No.100.【意見事項】開山期間以外の徴収業務実施について

開山期間以外での徴収業務の実施を検討することが望まれる。

【現状】

協力金は、富士山の環境保全や登山者の安全対策の五合目以上で行う事業費に使われるため、五合目より先に立ち入る登山者への協力を求める趣旨から、開山期間(7/1-9/10)のみで収納業務を行っている。コンピニオンターネット払いも可能であるが、期間を限定し開山後は受付をしていない。

【問題点及び改善策】

コンピニオンターネット払いの他、登山道に限らず端末設置場所でのキャッシュレス決済の仕組みも可能であることを考えると、開山期間に限定せず通年で登山者以外からも寄附を受けることを可能とすることで、保全事業のための財源をより多く確保でき有用と考える。富士山世界遺産センターは登山客以外の観光客も多く訪れるため「信仰の対象」と「芸術の源泉」として世界文化遺産に登録された富士山の普遍的価値や多様な自然、美しい景観の保全に理解を示した来場者から協力金への寄附を募ることが可能と思われる。

協力金は負担金ではなく本人の判断による任意の寄附金であることから、対象者を登山者に限定せずとも使用用途との関連で必ずしも受益者負担を考慮することは必要ないと考ええる。

No.101.【意見事項】キャッシュレス決済利用者への領収書発行対応について

一定のキャッシュレス決済利用者への領収書の発行に対応することが望まれる。

【現状】

キャッシュレス決済は、現在の運用では決済者へ領収書(受領証)を発行することができない。協力金は確定申告で指定寄附金として寄附金控除の対象になるが、現状の税制では領収書(受領証)の添付が必要とされていることから、そ

のための添付資料を発行できないことになる。

【問題点及び改善策】

現状は一口 1,000 円が基本であるため、事実上は協力者の確定申告の金額に
 大宗の影響はないが、キャッシュレス決済は利便性から利用者が増えており、大
 口金額の協力を寄附するインセンティブにもなり得るため、一定金額以上の
 協力者に対しては寄附金控除に対応できる領収証(証明書類)を発行できるよう
 な運用とすることにより、協力を増やすことが可能になると思われる。

No.102.【意見事項】入山料として強制徴収制導入の検討について

**入山料としての強制徴収は、喫緊の課題として重点的に協議して早急の導
 入を推し進める必要がある。**

【現状】

義務化の議論については静岡県及び国との調整機関である富士山世界文化遺
 産協議会において、10 年来協議されている事項であり議論の進展は見せるもの
 の、現状では義務化が確定していない。

専門家で構成する「富士山利用者負担専門委員会」の令和 3 年 2 月の報告にお
 いて新制度案としての具体的な方向性とその課題が報告されている。

制度：法定外目的税(入山料の義務化)

徴収方法：条件付入域制度(一定エリアへの入域に条件を課す)

課題：「公平な徴収」と「実施体制の整備とコスト」等
 (課題の具体例)

- ・公平な徴収のための全登山者の捕捉の方法
 → 抜け道を利用する登山者が現れるリスクがある
- ・登山道に利用条件を付すに当たり道路法上の調整
 → 県道である登山道では、道路法に基づき限り不払い者に通行拒否がで
 きない

- ・法定外目的税とするにあたっての法整備
- ・徴収窓口設置等のコスト

少なくともコスト面について、条件付入域制度手続き実施コストとして見積
 もられた県の概算費用 1 億円に関しては、相応の入山料を設定することで調整
 ができる。富士山の保全という趣旨を同じくする富士山登山鉄道構想の予算と

して初期投資のみでおおよそ 1,400 億円を負担できる県の財政余裕を鑑みれば特
 段の課題ではない。

【問題点及び改善策】

協力は任意の寄附金であるため、協力率は平均すると登山者の 7 割前後と
 いったところである。3～4 人に 1 人は負担していない不公平感の残るもの
 もあり、原則一人 1,000 円という金額では保全等必要な事業費の財源として不
 十分と言える。入山料として義務化は急務と思われる。

特にコロナ開けとも言える令和 5 年度にはオーバーツーリズムの様々な弊害
 (排ガスによる環境破壊、ゴミの散乱、軽装でのいわゆる弾丸登山、山での火の
 使用、登山道の渋滞、登山マナー等)が社会問題として各報道でクローズアッ
 プされている。今後この状況を放置すれば、登山者の生命の安全への影響、清掃
 等の管理コスト増、世界遺産の登録抹消といった事態も招きかねず、行政として
 対応しなければならぬ喫緊の課題であると言える。入山料の義務化は入山規
 制の観点で有効である。

エベレスト等諸外国の山では入山料が数万円から百万円単位とも言われてお
 り、これと比較して 1,000 円の任意の協力金という富士山の現状は、オーバー
 ツーリズムを回避し環境保全や登山者の安全のための財源を確保するという観
 点から、改善の余地がある状況と言える。

3.2.28. 富士山保全協力金積立金（世界遺産富士山課）

【事業の概要】

富士山保全協力金を基金に積み立て運用し、下記の4つの事業施策を実施する。

- ・富士山の環境保全に関する事業
- ・富士山における登山の安全の確保に関する事業
- ・富士山への来訪者が富士山の有する顕著で普遍的な文化的価値についての理解を深めるための事業
- ・富士山保全協力金の採納に関する事業

【目的・法令根拠】

山梨県富士山保全協力金基金条例
山梨県富士山保全協力金実施要項

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：68,348千円
決算額：68,347千円

【具体的な目標】

特になし

【実施した監査手続】

所管課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.103.【意見事項】基金運用方法の検討について

現状の運用方法を続ける限り基金として運用する必要性はない。運用益を効率的に増やすような運用方法を検討することが望まれる。

【現状】

当該基金の運用については、当年度の協力金を年度中に積み立て、年度末には基金条例にもとづき特定の事業に充てるために全額を取り崩しており、運用期間は半年程度である。条例では「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管」することとされているため、結果として運用方法は短期の安全資

産（1年未満の定期預金 利率0.002）での運用に限定される。令和4年度の運用益は556円、令和3年度は295円である。この状況では基金としての運用の効果は、基金の事務管理コストを踏まえればほぼ皆無である。

【問題点及び改善策】

国内金融機関の利率が超低金利の下で、年間協力金が1億円程度の状況では、短期で預金運用しても、基金として運用する運用益はほとんど生じない。他の基金とあわせて、安全性のある債券等への長期間に渡る有利な利率での一括運用をする方が効率的な投資となる。

長期的な視野に立ち、毎年累積する投資額で長期運用することで運用益を増やし将来の富士山保全に利用することがこの基金の趣旨と思われる。当該基金は必ずしも当年度に收受した協力金を年度末に取り崩す必要はないと考える。

3.2.29. 山梨県富士山保全事業費補助金（世界遺産富士山課）

【事業の概要】

富士山の適切な保存管理を図るため、富士山の環境保全等に関する事業を実施する市町村等に対し助成する。

（経緯）

- ・平成25年3月、富士山世界文化遺産協議会において、専門家の意見を聞きながら富士山における新たな利用者負担制度の創設について検討することとし、同年12月、協議会の下部組織の作業部会で、制度目的、実施方法等に関する意見が集約された。
- ・平成26年1月22日、同協議会にて、富士山へ登山するものへ寄附金（富士山保全協力金）を求め、この寄附金による基金を県が設置し、富士山の五合目以上の区域に係る環境保全、登山をする者の安全対策等のために富士山保全協力金を活用していくことが正式に決定された。
- ・平成26年6月議会において、富士山保全事業費補助金を創設した。

（補助金の概要）

（1） 対象事業者

- ・富士山五合目以上（富士スバルライン五合目以上及び吉田口五合目以上をいう。以下同じ）に行政区域を持つ山梨県の市町村
- ・富士山五合目以上に山梨県恩賜県有財産管理条例に基づき保護の責任のある恩賜県有財産保護団体
- ・行政機関を中心として組織された協議会等であって富士山五合目以上で事業を行う者及びそれを構成する地方公共団体
- ・富士山五合目以上の吉田口登山参道（須走口・吉田口山頂含む）周辺に常設の拠点を持つ民間事業者

（2） 対象事業（次の要件をすべて満たす事業）

- ① 富士山五合目以上の区域において行う次のいずれかかの事業
 - ・ 環境保全事業
 - ・ 登山の安全の確保のための事業
- ② 富士山への来訪者が富士山の有する顕著で普遍的な文化的価値についての理解を深めるための事業
- ③ 事業の実施について、法令に基づき許認可及び関係者の了解を得られ、または得られる見込みがあること。
- ④ 山梨県富士山保全協力金事業審議会の審議の結果、適切であると認められた事業であること。

※富士山保全協力金のさらなる協力率向上を目的に、制度（協力金の使途）が変更されたことにより、令和2年度から従前の新規事業、拡充事業のみではなく、既存事業（平成25年以前の事業）を含めた全事業が補助金事業の対象となった。
 （出典：世界遺産富士山課 細事業説明書に添付された資料から抜粋）

【目的・法令根拠等】

富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に継承することを目的としている。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：18,393千円
 決算額：13,576千円

【具体的な目標】（数値など）

予算化した事業の執行が目標となる。
 予算金額の内訳は以下の通りである。

	区分	単位 (千円)
① 市町村単独事業	富士山安全装備品等整備事業	360
	ヘルメット着用啓蒙事業	1,298
	七合目クローラオベレータ設置事業	1,928
	八合目クローラオベレータ設置事業	1,317
	富士山噴火等防災対策活動資材整備事業費	1,042
② 県と市町村等との共同事業	五合目インフォメーションセンター等設置・運営事業費	5,005
	富士山安全指導センター運営費	1,270
	富士山安全登山環境確保事業費	4,521
	五合目救護所設置・運営費委託事業費	1,652

（出典：世界遺産富士山課 細事業説明書に添付された資料から監査人が抜粋して集計）

山梨県内の地方公共団体が行う環境保全や富士山来訪者が富士山の有する顕著で普遍的な文化価値について理解を深めるために、上記事業に補助を行うことが目標となる。

【実施した監査】

担当者への質問、資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.104.【意見事項】実績報告書の添付書類について

補助事業者の実績報告書の添付書類に、実際に利用した経費の請求書等も添付することを検討する。

【現状】

現状、山梨県富士山保全事業費補助金交付要綱には以下の通り規定されている。

山梨県富士山保全事業費補助金交付要綱
(一部抜粋、下線監査人追加)

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に必要関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

また、同要綱の様式第4号においては、添付資料として、以下の4つを添付することが記載されている。

(様式第4号に記載されている添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 収支精算書
- 3 事業活動の状況写真
- 4 その他必要な書類

【現状及び問題点】

これらの記載を見ると、補助事業者が補助金を利用した経費の支払い等に関する請求書の証憑は必須ではないこととなる。実際に令和4年度の活動実績報告書について、補助金を利用した際の経費の請求書を添付していない事業者も存在した。しかし、山梨県の財産を利用して交付される補助金である以上、実際の補助金利用用途の確認はすることが望ましい。また、当該補助金はその経緯を鑑みて、今後も継続するものと考えられる。今後の補助金の査定や事業評価のためにも、利用実績を証憑とともに把握することは有用なことと考えられる。

以上のことから、山梨県富士山保全事業費補助金交付要綱の活動実績報告書様式第4号の添付資料4「その他必要な書類」として、今後は経費の請求書等実際に利用した金額が把握できる証憑を添付することを意見事項として記載する。

**3.2.30. 富士山五合目インフォメーションセンター等設置運営事業費
(世界遺産富士山縁)**

【事業の概要】

当該事業において、富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会の運営、公園利用指導・自然解説業務、登山者に対する情報提供等の事業として富士北麓駐車場、五合目及び山小屋にWi-Fiスポットの整備を実施している。

富士山五合目インフォメーションセンターは、周辺自治体、関係団体、企業から構成される「山梨県富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会」が管理しており、山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山縁が事務局を務め、同規約に基づき負担金を拠出している。富士山五合目インフォメーションセンターは、登山者に対する情報提供を実施している。

公園利用指導・自然解説業務は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合等から構成される「富士山五合目周辺公園利用協議会」が担っており、山梨県は構成員として同協議会に負担金を拠出している。同協議会では、富士山五合目インフォメーションセンターに5月～10月までの期間に公園利用指導員2名、自然解説員を必要と認められる範囲で配置し富士山の環境保全等を推進している。

Wi-Fi スポットの整備は、5月～10月にかけて設置、それ以外の期間は撤去を行っている。令和4年度は、業者負担により整備ができたため予算執行はない。

【目的・法令根拠等】

富士山登山者、観光客に対する安全登山や環境保全の情報提供、啓発指導

【令和4年度予算/決算執行状況】(単位：千円)

予算現額：14,326千円
決算額：13,060千円

令和4年度内訳

事業内容	予算額	決算額
インフォメーションセンター負担金	5,889千円	5,888千円
公園利用指導・自然解説業務負担金	7,172千円	7,172千円
Wi-Fi 環境整備	1,265千円	0円
合計	14,326千円	13,060千円

※令和4年度は、Wi-Fi スポットの整備は業者負担でできたため予算執行はない。

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標である。

【実施した監査】

協議会規約、協議会決算書等の資料の閲覧
担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

No.105.【指摘事項】公園利用指導・自然解説業務負担金の使途確認について

公園利用指導・自然解説業務負担金の使途の確認ができていない。

【現状】

山梨県は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合と平成26年3月26日付「世界遺産富士山の環境保全及び来訪者対応に関する協働のための基本協定書」を締結し、インフォメーションセンター建物の賃貸及び五合目来訪者に対する普及啓発及び情報提供に協働で取り組むことを決定している。当該基本協定書に基づき毎年度「公園利用指導業務等の実施に関する協定書」を締結し山梨県は費用を負担している。令和4年度の負担額は、予算にある通り7,172千円である。

公園利用指導業務等は、山梨県及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合と他1組合にて構成される富士山五合目周辺公園利用協議会(以下、「協議会」という。)が「公園利用指導業務仕様書」に基づき実施している。県の負担金は、満額が同協議会の活動に充てるためのものであるが、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合との基本協定に基づき富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合に支払われている。

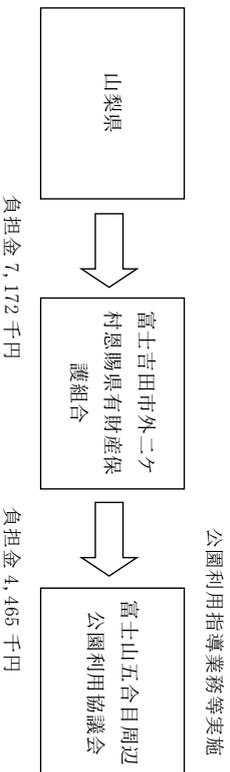
協議会の収支報告書(以下「収支報告書」という。)は下記の通りである。

令和4年度協議会収支報告書

項目	内訳	金額
収入	負担金	4,465,000円
	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合負担金	
	前年度繰越金	268,878円
	収入合計	4,733,878円
支出	賃金	8,952円×178人公園利用指導
		7,450円×300人自然解説員
		他、労働保険料、支払手数料
	需用費、役員費等	401,164円
	支出合計	4,270,798円
	合計	463,080円

(監査人が令和4年度協議会収支報告書より要約)

収支報告書では、負担金は富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合より4,465,000円となっており、県からの負担金は記載されていない。3者の関係は下図の通りである。



山梨県の支出した負担金と富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が協議会に支払った負担金の差額2,707,000円について山梨県担当者に確認したところ富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が、同組合の職員を公園利用指導員や自然解説員として動員した人件費として受領した分と考えられるとのことであったが、報告書などにより実態を確認しているわけではなく推測に過ぎない。

山梨県は、負担金を支出する以上、負担金の用途について客観的な報告を受けらるべきである。山梨県は協議会の構成員となっており、山梨県からの負担金が満額、協議会に支払われていない収支決算を否認することもできたはずであるが、担当者の推測により負担金が適切に使用されていると判断して決算を容認してしまっている。また、山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課が作成した

予算要求書では、公園利用指導に関して10,000円×2名×184日、延べ368日の事業を予定しているにもかかわらず、収支報告書では延べ178人の事業実施にとどまっており、協議会の決算報告の際に事業規模の差について書面により報告を受けらるべきである。

令和4年度については、山梨県の支出した負担金と富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が協議会に支払った負担金の差額2,707,000円について使途の確認を実施するとともに、令和5年度以降の山梨県の負担金は、事業の実施主体たる協議会に直接支払いがなされるよう富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合との協定書も含め契約の在り方を検討すべきである。令和5年度に契約の在り方の是正が間に合わないとしても、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合から協議会へは、県の負担金満額の支払いが行われるべきである。また、協議会の収支報告書において負担金の使途を明らかにすべきである。

3.2.31. 富士山下山道等維持管理費（世界遺産富士山縣）

【事業の概要】

山梨県では、富士吉田口登山道は県道、下山道は観光施設として管理している。八合目から頂上に至る登山道及び下山道は、静岡県と共同で管理している。当該事業は、富士吉田口下山道及び御中道の歩道の修繕、看板の設置撤去・補修、災害時の緊急工事、定期的なパトロール、富士山下山道等に関する賠償責任保険の付与を実施している。これらの事業は、指名競争入札により建設業者に委託している。静岡県と共同管理している部分については、静岡県が委託した事業者に対して登山者数割で委託料を負担している。

【目的・法令根拠等】

富士吉田口下山道及び御中道の維持管理を行うことが目的である。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：16,275千円
 決算額：15,146千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標

【実施した監査】

- ・ 入札関係資料等の資料の閲覧
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.32. 富士山安全登山環境確保事業費（世界遺産富士山縣）

【事業の概要】

当該事業は、富士山登山道、下山道に誘導員の配置、巡回指導員の配置を行うための事業をさす。配置の状況は下表の通り。

配置者	安全誘導業務委託 誘導員	富士山安全巡回指導 巡回指導員
配置場所	八合目以上の登下山道	五合目以上の登下山道
配置期間	7月1日～9月10日	8月7日～8月13日
配置人数	通常期1班4名 繁忙期1班6名	1班2名
費用負担	一般入札により業者選定 静岡県と登山数に応じて費用 按分 山梨県分は、県1/2、富士吉 田市1/4、山小屋組合1/4の 負担	全額県負担（1名は会計年度任 用職員である富士山レンジャ ーが対応）

※配置期間は、令和4年度実績。令和5年度においては、巡回指導期間を延長している。

富士吉田口登山道と須走口登山道は、八合目で合流しており、頂上にむけた登山道やご来光後の下山道は渋滞が発生しやすい。また下山道の分岐において吉田口登山道と須走口登山道の道誤りが多発している。誘導員は、登山者への呼びかけや道案内を行うことで、渋滞の緩和、道誤りの防止に対応している。巡回指導員は、登山者に呼びかけやパトロールを行うことで迷惑行為の防止やごみ捨てなどに関するマナーの向上を呼び掛けている。

【目的・法令根拠等】

登山道の渋滞による標旗倒し等の危険への対応、登山道から外れて登山する者が引き起こす落石の防止等の安全確保。下山道吉田口と須走口の分岐で多数発生している道誤りの防止。登山者に対するマナーの指導啓発。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：16,796千円
 決算額：16,703千円

【具体的な目標】（数値など）

予算化した事業の執行が目標である。

【実施した監査】

補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.33. 現地連絡本部運営事業費（世界遺産富士山駅）

【事業の概要】

富士山登山者の安全確保を図るため、登山期間中、富士山登山者安全対策現地連絡本部を五合目総合管理センターに設置し、同センターに勤務する連絡員が、富士山登山に係る情報収集や関係機関との連絡調整を行っている。

連絡員は、山梨県警備業協同組合に委託し、同組合に加盟する警備会社の警備員2名を24時間体制で配置するとともに、本部長（世界遺産富士山駅員）を8時から20時まで配置している。

連絡員業務は、通常時は、関係者（六合目安全指導センター、安全誘導員、登山道パトロール隊等）に定期的に安全情報・混雑状況等を確認し、関係機関と情報共有を行い、来訪者からの問い合わせ等にも対応する。傷病者等発生時には、情報を収集し、関係機関と協議を行い、方針を決定した上で対応を行っている。

【目的・法令根拠等】

近年、吉田ルートからの登山者数は、15万人前後で推移しており、特に山頂付近の登山道では、登山者による渋滞が頻繁に発生している状況であるため、落石や将棋倒しによる事故が発生する可能性がある。また、弾丸登山者や軽装備の登山者が後を絶たないうえ、登山者の大半が登山初心者であることを考慮し、傷病者の発生や行方不明等の緊急事態に備えて情報収集及び関係機関との連絡体制を整えておく必要があるためである。

【令和4年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：19,894千円
決算額：19,483千円

【具体的な目標】

五合目総合管理センター内に設置する現地連絡本部に、本部長（県職員）及び連絡員（山梨県警備業協同組合警備員）を配置し、通常時には、安全情報、混雑情報等を確認し、傷病者発生時や事故等発生時の緊急時には、関係機関との連絡調整、対応方法の協議等を実施することにより、より一層、登山者の安全確保を図ることが目標である。

【監査手続】

関連資料の入手・閲覧、担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし

3.2.34. 五合目総合管理センター設置運営事業費（世界遺産富士山駅）

【事業の概要】

平成 26 年度より、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合と建物賃貸借契約（長期継続契約）を締結し、同組合が所有する建物で五合目総合管理センターを設置・運営している。

五合目総合管理センターでは、安全登山に資する情報を提供するとともに、県、警察、消防、インフォメーションセンター（外国人案内人、自然解説員、公園利用指導員）等の関係機関を配置し、安全状況等の情報共有のほか事故や傷病者発生時における関係機関との連絡調整、登山者及び観光客からの問い合わせ対応等を行っている。具体的な事業内容は以下のとおりである。

- ・センター利用者等の衛生面への配慮とおもてなし向上のため、センター内の清掃業務を清掃業者へ委託している。
- ・照会が多く寄せられる、五合目の天気について、「五合目気象情報表示システム」を稼働し、道路公社が設置しているスマートフォン五合目の気象観測装置の観測データをセンター内のモニターに表示している。
- ・登山者の安全確保を図るため「富士登山アプリ」を日本語、英語、中国語、ベトナム語にて作成している。

【目的・法令根拠等】

富士山の世界文化遺産登録に伴い、五合目観光客や外国人登山者が増加する一方で、装備が不備な登山者や弾丸登山者等が後を絶たないことから、関係機関と連携した安全登山に資する情報を提供するほか、登山者以上に大きく増えている五合目観光客からの各種問い合わせ等に迅速に対応する施設や設備を設置する必要があるためである。

【令和 4 年度予算/決算執行状況】（単位：千円）

予算現額：26,023 千円
決算額：25,610 千円

【具体的な目標】

関係機関が同一の場所で、登山者や観光客の対応を行うことで、迅速かつ適切な対応をとることが目標である。また、多言語での情報提供を継続することにより、外国人を含めた登山者や観光客の安全確保と利便性の向上を図ることが出来る。

【監査手続】

関連資料の入手・閲覧、担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.106.【意見事項】清掃業務実施報告書（様式3）における「確認欄」への確認日の記載

清掃業務実施報告書（様式3）の「業務責任者確認欄」及び「県担当者確認欄」において、確認日の明示及び後日検証のために確認日についても記載することを要望する。

【現状】

山梨県は、五合目総合管理センターにおいて、センター利用者等の衛生面への配慮とおもてなし向上のため、センター内の清掃業務を清掃業者へ委託している。当該清掃業務は、主に「山梨県富士山五合目総合管理センター清掃業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき行われている。仕様書の第8項に業務報告書の提出について以下のように記載されている。

8 業務報告書の提出
受託者は、業務の実施状況等について、月ごとに清掃業務実施報告書（様式3）を作成し、翌月初回の業務時に発注者へ報告し、書面による確認を受けるものとする。実施報告書には、当該月のすべての清掃日について写真記録を添付する。また、すべての業務が完了したときには業務完了報告書（様式4）を提出する。

上記項目に基づき、毎月、清掃業務実施報告書（様式3）が作成され、業務責任者確認欄及び県担当者確認欄に押印がされている。

【問題点及び改善策】

仕様書の第8項には、「月ごとに清掃業務実施報告書（様式3）を作成し、翌月初回の業務時に発注者へ報告し、書面による確認を受けるものとする。」とある。確かに業務責任者確認欄及び県担当者確認欄に押印はされているが、確認を行った日付の記載が無いため、「翌月初回の業務時に発注者へ報告」したかどうかの検証が出来ない。そのため、業務責任者確認欄及び県担当者確認欄に確認日を記載する欄を設け、確認した日付を明確化するとともに後日検証が出来る仕様に変更することを要望する。

令和3年4月	第4期指定管理期間(小瀬、北麓、緑が丘、八代)
令和5年4月	第5期指定管理機関(小瀬、北麓、八代)

3. 役員等

- ・ 理事 32名 (定款 20名～35名)
(会長 1名、副会長 4名、専務理事 1名、理事 26名)
- ・ 監事 2名 (定款 2名)
- ・ 評議員 45名 (定款 40名～95名)
(市町村スポーツ協会 14名 競技団体 28名 学校体育団体 1名 学識 2名)

4. 直近の取り組み

○令和3年度
協会の自立性や主体性を一層高めるため、新たに専任の会長をおいた。山梨県スポーツ推進条例や本協会のスポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進に主体的に取り組むように努めている。

○令和4年度

- ・ 「やまなしスポーツエッジ」事務局のある県スポーツ振興課に協会職員を派遣し、新たな県の事業にも積極的に協力。
- ・ 山梨学院大学と包括連携協定を締結し、競技力の向上、生涯スポーツの推進、スポーツ人材の育成、相互のスポーツ施設の有効活用等を行っていくこととしている。

○令和5年度

- ・ 山梨県における2巡目となる国民体育(スポーツ)大会の招致要望を知事、教育長、本協会会長がスポーツ庁、日本スポーツ協会に提出。令和14年度第86回国民スポーツ大会が内々定。
- ・ 山梨県と山梨県スポーツにおける一大事業として、県との連携を強化して取り組む。

(出典：山梨県スポーツ協会から提供された資料から抜粋)

5. 財務諸表の推移

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,127	1,127	623
特定資産運用益	2,035	2,051	2,192
受取補助金等	841,159	791,189	819,031
受取加配分相金	5,770	5,760	5,750
受取負担金	727	2,087	2,024
受取寄附金	10,198	9,479	10,208
受取会費	510	200	455
使用料収益	114,919	129,101	161,190
事業収益	24,784	30,357	37,980
受取登録料	2,349	2,348	2,254
諸収益	2,858	8,148	5,001
経常収益計	1,006,442	981,852	1,046,713
(2) 経常費用			
事業費	981,192	941,422	1,011,586
管理費	21,339	23,812	26,163
経常費用計	1,002,531	965,235	1,037,750
評価損益等調整前当期経常増減額	3,910	16,616	8,963
評価損益等計	△ 25	△ 35	△ 58
当期経常増減額	3,884	16,581	8,905
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
当期経常外増減額	2,495	-	-
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額	619	217	895
他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,875	△ 217	△ 895
会計振替前当期一般正味財産増減額	5,759	16,363	8,010
税引前当期一般正味財産増減額	5,759	16,363	8,010
法人税等	1,275	1,899	1,932
当期一般正味財産増減額	4,484	14,464	6,078
一般正味財産期首残高	449,307	453,791	468,255
一般正味財産期末残高	453,791	468,255	474,334
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 7,482	△ 7,585	△ 10,629
指定正味財産期首残高	526,609	519,127	511,541
指定正味財産期末残高	519,127	511,541	500,912
III 正味財産期末残高			
正味財産期首残高	972,918	979,797	975,246

(出典：山梨県スポーツ協会の各年度の正味財産増減計算書を監査人が要約作成)

【貸借対照表】

(単位：千円)

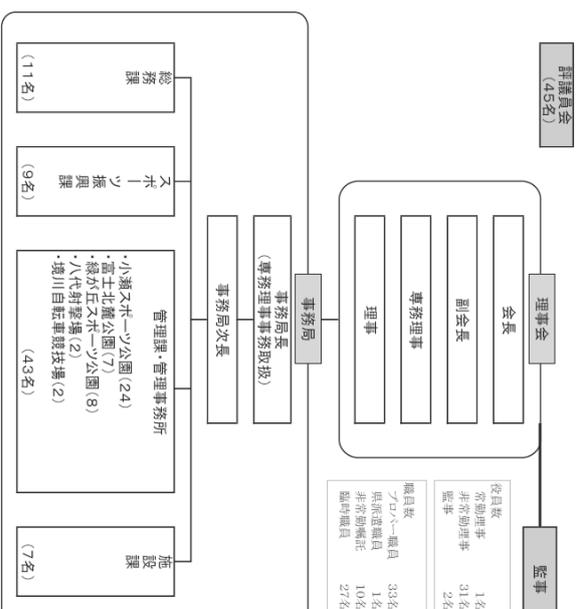
	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	441,893	440,853	452,661
未収金	29,723	33,724	14,235
その他	1,939	2,791	1,898
流動資産合計	473,556	477,369	468,795
2 固定資産			
基本財産合計	224,425	220,720	214,698
特定資産合計	474,160	451,826	439,820
その他固定資産合計	201,972	193,779	189,523
固定資産合計	900,558	866,327	843,042
資産合計	1,374,114	1,343,696	1,311,837
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	250,501	235,317	217,227
貸与引当金	15,625	16,278	15,838
その他	15,947	13,443	13,893
流動負債合計	282,075	265,039	246,959
2 固定負債			
退職給付引当金	112,161	93,755	86,383
リ－ズ債務	6,959	5,103	3,247
固定負債合計	119,121	98,859	89,631
負債合計	401,196	363,899	336,591
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	519,127	511,541	500,912
2 一般正味財産	453,791	468,255	474,334
正味財産合計	972,918	979,797	975,246
負債及び正味財産合計	1,374,114	1,343,696	1,311,837

(出典：山梨県スポーツ協会の各年度の貸借対照表を監査人が要約作成)

【組織】

1. 加盟団体
 - 85 団体
 - (競技団体 56 団体 市町村スポーツ協会 27 団体 学校体育団体 2 団体)
2. 組織図

公益財団法人 山梨県スポーツ協会 組織図 令和5年6月30日現在



(出典：山梨県スポーツ協会提供の資料から抜粋)

【目的・役割】

スポーツ活動の振興を図るため、公益目的事業と収益事業を展開している。以下それぞれの事業について目的や役割、令和4年度の実施内容等について紹介していく。

(1) 公益目的事業

- ① 子どものスポーツ機会の充実
 - ・ スポーツ少年団の育成（組織の活性化、団員の交流事業）
 - ア スポーツ少年団組織の活性化
 - イ 団員交流事業の促進
 - ウ 市町村スポーツ少年団の組織強化 など
- ・ スポーツ巡回指導（スポーツキャラバン）
 - 子ども達が身体活動の持つ楽しさや成功体験を経験することにより、将来的なスポーツへの可能性を広げられる事業として「子どもスポーツキャラバン」を実施。

②生涯スポーツ活動の推進

- ・ スポーツ大会の開催（体育祭り、スポーツ、レク祭）

ア 山梨県体育祭り

※令和4年度においては、総合開会式及び総合閉会式、一部競技については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

イ 山梨県スポーツ・レクリエーション祭

ウ 第59回山梨県一周駅伝競走大会

- ・ 参加機会の充実

ア スクールの開催

(ア) スポーツ健康づくり教室の開催

(イ) トレーニング室利用者証の発行・実技指導

(ウ) スポーツ体験コーナーの開催 など

イ スポーツフェスティバルの開催

ウ セミナーの開催

- ・ 地域スポーツの推進（高齢者向け体力測定、軽スポーツ用具貸出）

ア 指導者派遣

イ 軽スポーツ用具の貸出

- ・ 障がい者スポーツの推進

ア 3on3ストリートバスケットボール大会

イ スクールフェスティバル「カーリング大会」

③競技スポーツの推進

- ・ 競技力の向上

ア 競技力向上対策本部の運営

イ 競技団体等への支援

(ア) 競技団体選手強化事業

国民体育大会に向けて候補選手（指導者を含む）を対象とした強化事業に対し助成。

(イ) 成年チーム指定強化事業

(ウ) 海外派遣奨励金の交付

(エ) 競技団体等主催大会等助成事業

(オ) 練習場確保事業

県立射撃場の整備凍結に伴う競技団体の練習場確保事業に対し助成した。

ウ 2巡目国体を見据えた競技力強化

(ア) ターゲットエイジ発掘事業

各競技団体が競技の普及や選手発掘を目的に小学生から中学生を対象とした個別発掘事業に対し補助。

(イ) ターゲットエイジ育成事業

国体正式競技である41競技において発掘したターゲットエイジを対象に技術向上のための練習会に対し補助。また、国体に近年導入された新種目及び女子選手の強化が必要な競技を定め重点強化する事業に対し補助。

(ウ) 指導者養成事業

国民体育大会の監督資格となる指導者資格保有者を確保するため、資格取得にかかる経費の一部を補助。

エ 国民体育大会選手等の選定及び派遣

オ 医・科学サポート

- ・ 国民体育大会の開催

④スポーツ環境の整備

- ・ 子ども・生涯スポーツのための人材の育成

ア 子どものための人材養成

(ア) スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会

(イ) スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター研修会

(ウ) スポーツ少年団指導者研修会

(エ) 関東プロックススポーツ少年団指導者研究協議会

(オ) スポーツ少年団リーダーの養成

イ 生涯スポーツのための人材養成

(ア) スポーツリーダー養成講習会

(イ) 公認コーチ1養成講習会

(ウ) 公認コーチ2養成講習会

(エ) スポーツボクターの確保

(オ) アスレティックトレーナーの確保

(カ) スポーツ指導者研修会の開催

(キ) 山梨県スポーツ指導者協議会への助成

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成・登録・認証

ア 広域スポーツセンターの運営 総合型クラブ情報交換会

イ 総合型地域スポーツクラブの育成と登録・認証

山梨県と連携し、クラブアトバイザーとともに県内各市町村を訪問し、総合型地域スポーツクラブの状況把握を行うとともに、運

營の助言および指導を行った。

ウ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用
エ 公認アシスタントマネジャー養成講習会の開催
オ やまなし総合型クラブ交流イベントの開催
カ 総合型地域スポーツクラブ山梨への助成

・指定管理施設環境の充実（小瀬、北麓、緑が丘、八代射撃場）

スポーツ協会が管理している施設については特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを策定し、安全・安心に利用していただけのような営業形態や環境整備に取り組んだ。さらに、快適な利用のために、日々の施設の環境整備、備品の点検、AED の設置や職員の救急救命法の研修などを実施。

⑤国際スポーツ交流の促進

・スポーツ少年団のスポーツ交流（日独）
ア 日独スポーツ少年団同時交流 ※オンライン開催

・競技スポーツの交流（日中、日韓）

・東京オリンピック・パラリンピック関連
東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取り組みとして、富士北麓公園で実施された7人制ラグビーフランス代表チーム及び陸上競技日本代表事前合宿で利用された球技場並びに陸上競技場やウツドストレート、フリーウエイトレーニング室等の施設の利用促進を図った。

⑥安心してスポーツに取り組めるスポーツ環境の推進

・オンラインでウェアなスポーツの推進

ア フェアプレイの推進

イ スポーツ・インテグリティ（誠実性・高潔性）の確保

スポーツ団体における「コンプライアンス（法令順守）」の強化と「ガバナンス（組織統治）」の構築のため、ガバナンスコードの順守に努めるとともに、日本スポーツ協会の加盟団体規程に基づき、各種規程等の再整備に取り組むとともに、加盟団体におけるガバナンスコードの順守を促した。

ウ ハラスメントの撲滅

選手同士また選手と指導者がお互いを信頼してスポーツを行えるように、いじめや暴力・暴言、セクハラ等、これまでの指導方法の中

に起こりうるハラスメントについて注意喚起を行うとともに研修会を開催した。また、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせに対応するために設置した相談窓口を運営した。

エ アンチ・ドーピングの啓発

(7) アンチ・ドーピング講習会

オ スポーツ仲裁自動応諾条項採択の周知・促進

・補償制度の推進（スポーツ安全保険の加入促進）

ア スポーツ安全保険の加入促進

イ スポーツ傷害見舞金の周知

ウ 主催者賠償責任保険への継続加入

(2) 収益事業

レストラン、売店の運営、管理施設の有効活用を行っている。令和4年度において、具体的には下記のサービスを提供している。

ア レストランの委託による運営

営業日数 260日/年（前年度実績 235日/年）

「やまなしグリーン・ゾーン認証施設」として認証を受け、感染拡大予防ガイドラインに則して営業を行った。

イ 売店の運営

臨時売店：焼きそば、飲料等を約10品目

受付販売：バスケットボール等の貸出、バドミントンシャトル

等の販売

ウ 自動販売機の設置

小瀬スポーツ公園 45台

緑が丘スポーツ公園 10台

富士北麓公園 7台

境川自転車競技場 2台

八代射撃場 1台

エ スケート靴の回転

小瀬アイスマリーナ 貸靴種目フレイキユア他3種 約800足

オ ジョギングハウスの活用

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開放を中止した。

カ 施設利用者への還元事業の実施

クリスマス、バレンタイン企画（利用者へプレゼント配布）

（出典：山梨県スポーツ協会から提供された資料から抜粋）

（出典：令和4年度 公益財団法人山梨県スポーツ協会事業報告書から抜粋）

【実施した監査手続】

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧、各施設の観察
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】**No.107.【指摘事項】破産手続開始決定がされている相手先の未収金の取り扱い**

決算日前に破産申立手続を行う状況であることが明らかになっている相手先に対する債権について、貸倒引当金を個別に計上するべき状況であるが、貸倒引当金の計上がなされていない。そこで、今後は毎年の決算において、貸倒引当金の計上の必要性について検討することを改善提案として要望する。

【現状】

令和5年3月25日に代理人弁護士より送付された文書において、有限会社スポーツ1が事業継続困難となり、令和5年2月28日をもって営業を停止し、近日中に甲府地方裁判所に対する破産申立手続を行う旨のお知らせがなされていた。

しかし、令和5年3月31日に計上されている、有限会社スポーツ1に対する未収金12,298円について、山梨県スポーツ協会の貸借対照表上では、貸倒引当金の計上が行われていない。

【問題点及び改善策】

上記【現状】に記載した通り、有限会社スポーツ1は、近日中に甲府地方裁判所に対する破産申立手続を行う状況であることが決算日前に明らかになっており、金融商品会計基準上の「貸倒懸念債権」(注1)または「破産更生債権等」(注2)に分類される。そのため、原則的には、貸倒引当金を個別に計上するべき状況である。

また、「公益法人会計基準 第2貸借対照表 3資産の貸借対照表価額(2)」によれば、「受取手形、未収金、貸付金等の債券については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」旨の記載がなされている。

以上のことから、令和4年度末の貸借対照表において、有限会社スポーツ1に対する未収金12,298円については、原則的には個別に貸倒引当金を算定して、その金額を未収金から控除する必要があるが、その対応を行っていない点が問

題点となる。決算時に各種債権の貸倒引当金の要否検討が行われていないことが、当該問題点発生の最も大きな原因と考えられる。そこで、今後は毎年の決算において貸倒引当金の計上の必要性について検討することを改善提案として要望する。

具体的には、決算日時点で計上されている債権に対して貸倒引当金の計上要否の検討を行い、貸倒引当金の計上が必要と判断された場合には、貸倒引当金をどの程度計上するのかについての検討を行う統制の構築が必要である。もともと、すべての債権についてこのような検討をすることがリソース的に困難なことも想定される。そこで検討対象とする債権の範囲については、一定の条件(例えば金額的に重要性の高い債権のみを対象とする、など)を設けることも1つの方法として考えられる。

(注1) 貸倒懸念債権とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう(金融商品会計基準第27項(2))。

(注2) 破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう(金融商品会計基準第27項(3))。

No.108.【意見事項】取引先への与信限度額の設定について

現状は取引先に対して与信限度額の設定がなされていない。そこで、取引先に対して、与信限度額の設定をする統制の構築を要望する。

【現状】

取引先に対して請求書を発行して後日代金回収を行うような信用を付与する取引が一定程度あるものの、現状は取引先に対して与信限度額の設定がなされていない。

【問題点及び改善事項】

上記【現状】に記載した通り、取引先に対して請求書を発行して後日代金回収を行うような信用を付与する取引が一定程度あるものの、現状は取引先に対して与信限度額の設定は行っていない。極端な例をあげると、現状ではどの取引先に対しても上限なく債権を持つことができしまい、債権未回収のリスクが発生してしまう点が問題点である。

そこで、取引先に対して、与信限度額の設定をする統制の構築を要望する。具

体的には、取引先については、原則与信調査を行い、その取引先の実態に依じて与信限度額を設定することが望まれる。さらに、一定期間ごとの与信限度額の見直しも必要となる。取引先の財政状態、経営成績は日々変化し、当初の与信調査時点とは状況が変化するためである。

もつとも、債権未回収のリスクと、与信についての統制の厳格さは比較考量したうえで、統制の構築はするべきである。つまり、たとえば、毎度少額の取引しかない取引先（債権未回収リスクが低い取引先）については、与信調査や一定期間の見直しを免除するなど、リスクを鑑みて柔軟な統制の構築を行うべきである。

No.109.【意見事項】固定資産台帳の運用について

「固定資産内訳表」というエクセルデータと、会計システム(PCA 会計)内の固定資産台帳機能の双方を管理することになり、効率的とは言えない点が問題点となる。そこで、固定資産台帳を会計システム(PCA 会計)内の固定資産台帳機能に集約することを検討してもらいたい。

【現状】

現状は、固定資産台帳について「固定資産内訳表」(エクセルデータ)と、会計システム(PCA 会計)内の固定資産台帳機能の双方が固定資産台帳として存在している。決算上の管理は、「固定資産内訳表」(エクセルデータ)を主として利用しており、会計システムには、固定資産内訳表の情報を入力している。

【問題点及び改善事項】

「固定資産内訳表」というエクセルデータと、会計システム(PCA 会計)内の固定資産台帳機能の双方を管理することになり、効率的とは言えない点が問題点となる。限られたリソースを効果的に利用するという点からも、同様の内容のデータを2重で管理することはデメリットのほうが多い。

そこで、固定資産台帳を1つに集約することを検討していただきたい。また「固定資産内訳表」というエクセルデータと、会計システム(PCA 会計)内の固定資産台帳機能のどちらに集約するべきか、という点については、会計システム内の固定資産台帳機能にすることが望ましいと考える。会計システム内の固定資産台帳機能は、会計データに連動しており、固定資産勘定、減価償却費勘定との整合も把握しやすい点が主な理由である。また、「固定資産内訳表」はエクセルデータであることから、会計システムよりもデータの破損リスクが高いとい

う点も理由の1つである。

No.110.【意見事項】特定個人情報(いわゆるマイナンバーのこと)の管理

保有する特定個人情報に関する安全管理措置の徹底を要望する。

【現状】(令和4年度まで)

1 条例等の規範

- (1) 山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)第50条に基づき定められた「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱(平成24年4月1日制定)」

(出資法人の個人情報保護)

第50条 県が出資その他の財政支出等を行う法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)であつて、知事が定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する個人情報適正に保護されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱」第9条第2項に基づき定められた「山梨県小瀬スポーツ公園の特定個人情報に関する安全管理措置」

(内容抜粋)

1 人的安全管理措置

・責任者は、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。
・指定管理者は、役員員に対する教育を計画的に行うものとする。

2 物理的安全管理措置

・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(取扱区域)を明確にし、やむを得ないと認められる場合を除き、間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への端末設置、背後から画面が見えにくい場所への端末配置などの措置を講じる。また、役員員以外の者が入室する場合には、名札等による識

別を行った上で、必ず役職員の立ち合い等の措置を講じ、管理区域に持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行う。

3 技術的安全管理措置

・特定個人情報を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有するものであることを識別した結果に基づき認証するものとする。

・特定個人情報を取り扱う情報システムを、ファイアウォールを設置する、ウイルス対策ソフトウェアを導入する等の方法を用いて、外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する。

2 運用状況

山梨県スポーツ協会の保有する特定個人情報とは、①給料支払いのために収集している従業員の特定個人情報、②スポーツ協会にて講演などが行われる際、担当講師に報酬を支払うために収集した講師の特定個人情報が存在する。

これらの特定個人情報は、会計担当者のデスクに隣接するキャビネット棚（鍵付き）（以下「会計担当者デスク等」という。）に保管されている。

【問題点及び改善点】

上記安全管理措置によれば、特定個人情報の取扱区域に関して、やむを得ないと認められる場合を除き、間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への端末設置、背後から画面が見えにくい場所への端末配置などの措置を講じている。

しかし、会計担当者デスク等は、特に間仕切りがある場所に設置されており、デスク後方も職員の往来のある事務室内の通路となっていた。

会計担当者デスク等の周りに間仕切りを設置することはさほど困難とは思えず、少なくとも事務所内の角付近に会計担当者デスク等を置くことは可能と考えられる。

そこで、安全管理措置の内容に沿うよう、会計担当者デスク等の設置場所を変更することを検討されたい。

3.3.2. 公益財団法人やまなみ文化基金

(1) 出資法人等の概要

① 出資法人の概要

法人名	公益財団法人やまなみ文化基金		
所在地	山梨県甲府市丸の内1-6-1		
設置年月日	昭和59年8月22日	代表者	理事長 野口英一
基本金・資本金	300,000千円	県出資額	300,000千円
出資（出捐）者	出資順位	出資者名等	出資額
	1	山梨県	300,000千円
			出資比率
			100%
設立目的	この法人は、山梨県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。		
基本財産	投資有価証券 295,966千円 内訳：第50回東京電力パワーツリット社債 100,000千円 第74回30年国債 195,966千円		

② 所管部署の概要

所管部局・課名	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課
事務分掌	財団運営事務、経理事務、助成事業に関する事務等
出資法人の設立経緯	昭和59年3月30日、(株)山梨放送、(株)山梨日日新聞社が県に対し3億円を寄付。 昭和59年8月22日、県がその3億円を出捐し財団を設立。 平成24年4月1日、公益財団法人に移行。
出資法人との役割分担	やまなみ文化基金は、基本財産である投資有価証券の運用果実をもって、文化団体等が行う活動に対して、次の事業を行う。 (1) 地域文化振興事業への助成 (2) 芸能文化の創作、成果発表等への奨励、助成 (3) 文化教養活動の奨励、助成 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 果は、やまなみ文化基金の運営に対して補助を行う。

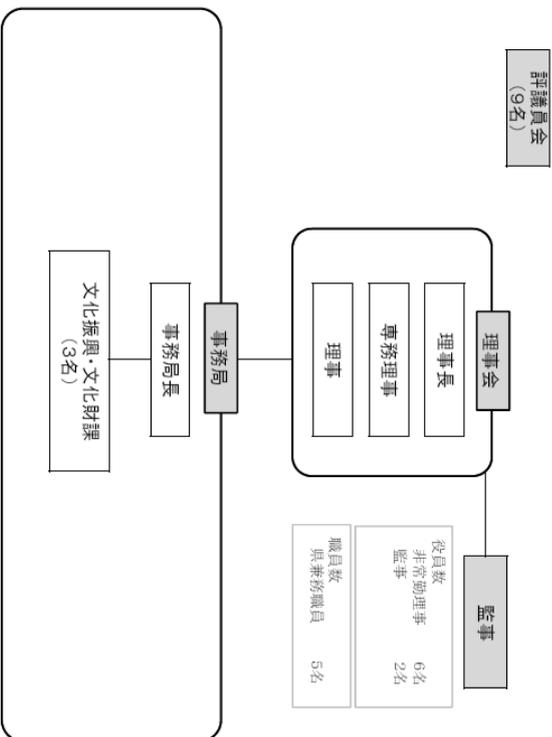
(2) 出資法人の組織の状況

①組織図

公益財団法人 やまなみ文化基金 組織図

令和5年6月30日現在

様式3



②役員等の状況

各年度6月30日現在(単位:人)

	令和3年度		令和4年度	
	うち 県職員	うち 県OB	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	-	-	-
	非常勤	6	2	1
監事	常勤	-	-	-
	非常勤	2	1	-
計				
計	-	-	-	-
計	6	1	6	1
計	-	-	-	-
計	2	1	2	1

(3) 財務諸表の推移

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	2,336	398	498
固定資産	301,761	305,708	305,872
(うち基本財産)	299,901	300,000	295,966
資産合計	304,097	306,106	306,371
流動負債	-	200	300
固定負債	-	-	-
負債合計	-	200	300
指定正味財産	299,901	303,848	304,012
(うち県出資金)	299,901	300,000	295,966
一般正味財産	4,196	2,057	2,057
正味財産合計	304,097	305,906	306,070
負債及び正味財産合計	304,097	306,106	306,371
一般正味財産増減の部			
経常収益	2,680	1,117	3,219
経常費用	559	1,117	3,219
当期経常増減額	2,121	-	-
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	2,138	-
当期経常外増減額	-	△2,138	-
当期一般正味財産増減額	2,121	△2,138	-
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,777	2,925	3,383
一般正味財産への振替額	△2,680	△1,117	△3,219
過年度振替取消額		2,138	-
当期指定正味財産増減額	97	3,947	164

(出典:令和3年度、令和4年度公益財団法人やまなみ文化基金事業報告書)

(4) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施
- ・残高証明書等との突き合

(5) 監査結果

【指摘事項又は意見事項】

No.111.【指摘事項】会計帳簿及び決算書類の整備について

公益財団法人やまなみ文化基金会計処理規程(以下、「会計処理規程」という。)第6条に規定する会計帳簿(主要簿である仕訳帳、総勘定元帳、及び補助簿)は、会計処理規程第3条に記載のとおり、「法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理し、これらの会計帳簿に基づき会計処理規程第28条に規定する決算書類を作成することを要望する。

【現状】

公益財団法人やまなみ文化基金は、基本財産である投資有価証券の運用果実をもって、文化団体等が行う活動に対して奨励、助成事業を行っている。そのため、年間の取引件数も少なく、また取引内容も複雑ではないため、決算書類はExcelにて作成している。また、会計帳簿については、仕訳帳は作成され、計上根拠資料とともにファイリソングされているが、総勘定元帳に関しては、Excelファイルは存在するものの、その適切な運用は行われておらず、仕訳帳、総勘定元帳及び決算書類の整合性が取れていないのが現状である。

【問題点及び改善策】

問題点は、以下のとおりである。

- ① 仕訳帳、総勘定元帳及び決算書の整合性が取れていない点。
- ② 上記(3)財務諸表の推移のうち、貸借対照表の指定正味財産(うち県出資金)を見るとわかるとおり、変動しないはずの県出資金が每期変動しており、会計処理規程第3条に記載している「公益法人会計基準に準拠して処理」しているとは考えられない点。

令和4年度の決算書類をもとに、今後の担当者の参考となるよう監査人が「公益法人会計基準に準拠」した仕訳を作成すると以下のとおりとなる。なお、以下は日々の仕訳を記載しているわけではなく、決算書類の勘定科目をもとに記載している点、及び基本的に貸借反対科目は「現金預金」を使用している点については了承いただきたい。

下記の通り、取引ごとに作成されている仕訳伝票をもとに Excel ソフトにて

集計・加工を行うことで「会計処理規程」において要求されている仕訳帳や総勘定元帳等は簡単に整備できるものと考えられるため、参考にされたい。

＜仕訳一覧＞(Excelにて作成)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
現金預金	100,000,000	投資預金	100,000,000
投資有価証券	100,000,000	現金預金	100,000,000
現金預金	200,000,000	投資有価証券	200,000,000
投資有価証券	99,770,000	現金預金	99,770,000
投資有価証券	96,057,000	現金預金	96,057,000
事業安定化資産	5,000,000	現金預金	5,000,000
現金預金	802,033	地域文化振興事業助成資金	802,033
未払金	200,550	現金預金	200,550
現金預金	470,000	基本財産受取利息(一般)	470,000
現金預金	1,008,219	基本財産受取利息(一般)	1,008,219
現金預金	437,624	基本財産受取利息(一般)	437,624
現金預金	1,000,000	基本財産受取利息(指定)	1,000,000
現金預金	205,479	現金預金	205,479
現金預金	1,000,000	基本財産受取利息(指定)	1,000,000
基本財産受取利息(指定)	465,753	現金預金	465,753
一般正味財産への振替額	1,328,768	基本財産受取利息(一般)	1,328,768
現金預金	139,100	基本財産受取利息(指定)	139,100
現金預金	139,100	特定資産受取利息	139,100
現金預金	183	受取利息	183
支払助成金	3,200,000	現金預金	2,990,000
支払手数料(事業費)	6,930	現金預金	300,000
消耗品費	4,481	現金預金	6,050
支払手数料(管理費)	4,930	現金預金	880
通信費	3,616	現金預金	4,481
	611,104,796		611,104,796

上記の仕訳を Excel にて集計し、令和4年度期末残高を作成すると以下のとおりとなる。

	令和4年度 期首残高	借方	貸方	A		差額 (A-B)
				令和4年度 期末残高 (監事人作成)	令和4年度 期末残高 (現状)	
現金預金	398,300	304,718,189	304,617,859	498,630	498,630	0
流動資産 計	398,300	304,718,189	304,617,859	498,630	498,630	0
投資有価証券	0	0	0	0	0	0
投資有価証券	200,000,000	295,966,100	200,000,000	295,966,100	295,966,100	0
投資預金	100,000,000	0	100,000,000	0	0	0
基本財産 計	300,000,000	295,966,100	300,000,000	295,966,100	295,966,100	0
事業安定化資産	0	0	0	0	0	0
事業安定化資産	1,860,000	5,000,000	0	6,860,000	6,860,000	0
地域文化振興事業助成資金	3,848,445	0	802,033	3,046,412	3,046,412	0
特定資産 計	5,708,445	5,000,000	802,033	9,906,412	9,906,412	0
固定資産合計	305,708,445	300,966,100	300,802,033	305,872,512	305,872,512	0
資産合計	305,106,745	605,684,289	605,419,892	306,371,142	306,371,142	0
未払金	200,550	0	300,880	300,880	300,880	0
流動負債 計	200,550	200,550	300,880	300,880	300,880	0
固定負債 計	0	0	0	0	0	0
負債合計	200,550	200,550	300,880	300,880	300,880	0
純資産	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0
基本財産運用額	3,848,445	139,100	3,987,545	8,046,412	△4,058,967	(※1)
指定正味財産 計	303,848,445	0	139,100	303,987,545	304,012,512	△24,967
(うち基本財産～充当) (指定)	300,000,000	4,173,000	139,100	295,966,100	295,966,100	0
(うち特定資産～充当) (指定)	3,848,445	0	0	8,021,445	8,046,412	△24,967
一般正味財産	2,057,750	0	24,967	2,082,717	2,057,750	24,967
一般正味財産 計	2,057,750	0	24,967	2,082,717	2,057,750	24,967
(うち基本財産～充当) (一般)	0	0	0	0	0	0
(うち特定資産～充当) (一般)	1,860,000	0	24,967	1,884,967	1,860,000	24,967
正味財産合計	305,906,195	0	164,067	306,070,262	306,070,262	0
負債及び正味財産合計	305,106,745	200,550	464,947	306,371,142	306,371,142	0
基本財産受取利息 (一般)	0	0	3,244,611	3,244,611	3,219,644	24,967
特定資産受取利息	0	0	130	130	130	0
受取利息	0	0	183	183	183	0
収益 計	0	0	3,244,924	3,244,924	3,219,957	24,967
支払手数料 (営業費)	3,200,000	3,200,000	0	3,200,000	3,200,000	0
支払手数料	6,930	0	6,930	6,930	6,930	0
消耗品費	4,481	0	4,481	4,481	4,481	0
支払手数料 (経理費)	4,930	0	4,930	4,930	4,930	0
通信費	3,616	0	3,616	3,616	3,616	0
費用 計	0	0	3,219,957	3,219,957	3,219,957	0
当期一般正味財産増減額	0	△3,219,957	3,244,924	24,967	0	24,967
一般正味財産期首残高	2,057,750	0	2,057,750	2,057,750	2,057,750	0
一般正味財産期末残高	2,057,750	△3,219,957	3,244,924	2,082,717	2,057,750	24,967
基本財産受取利息 (指定)	671,232	0	2,139,100	1,467,868	3,833,711	△1,915,843
一般正味財産～の底層額	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	△2,000,000	2,139,100	139,100	164,067	△24,967
指定正味財産期首残高	303,848,445	0	2,139,100	303,987,545	303,848,445	0
指定正味財産期末残高	303,848,445	△2,000,000	2,139,100	303,987,545	304,012,512	△24,967

監査人が作成した令和4年度期末残高と現状の令和4年度期末残高を比較すると以下のような違いが発生している。

(※1) 拠出資金について

県から公益財団法人やまなみ文化基金への出資額は 300,000 千円で変動はないが、決算書によると 295,966 千円となっている。これは、基本財産の額と拠出資金の額は必ず一致するものだと誤認によるものと考えられる。基本財産の額と一致するのは、(※3)の指定正味財産のうち、「(うち基本財産への充当)」であると考えられる。

(※2) 基本財産運用額について

基本財産である投資有価証券の運用により收受する受取利息は、原則として事業の用に供するため指定が解除されたものとして、一般正味財産として表示すべきと考えられる。

(※3) (うち基本財産～充当) (指定) について

県からの出資額 (指定正味財産) を財源としている基本財産 (投資有価証券) の帳簿価額と一致すると考えられる。

(※4) (うち特定資産～充当) (指定) について

特定資産は、県からの出資額 (指定正味財産) 及び一般正味財産を財源としているため、(※6) と合わせて、特定資産の帳簿価額と一致するものと考えられる。

(※5) 一般正味財産及び基本財産受取利息 (一般) について

(※2) にも記載のとおり、基本財産である投資有価証券の運用により收受する受取利息は、原則として事業の用に供するため指定が解除されたものとして、一般正味財産として表示すべきと考えられる。そのため、正味財産増減計算書においても、投資有価証券の運用により收受した受取利息は原則として一般正味財産増減の部の「基本財産受取利息」に計上すべきと考えられる。((※7)に記載の償却原価法による償却額は除く。)

(※6) (うち特定資産～充当) (一般) について

特定資産は、県からの出資額 (指定正味財産) 及び一般正味財産を財源としているため、(※4) と合わせて、特定資産の帳簿価額と一致するものと考えられる。

(※7) 基本財産受取利息(指定)、一般正味財産への振替額について

令和4年度に取得した「第74回30年国債」は、債券金額より低い価額で取得しており、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められることから、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている。(公益法人会計基準注解9)

また、公益法人会計基準注解11によれば、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。」とされている。つまり、指定正味財産を財源として取得した投資有価証券に償却原価法を適用した場合の償却額は、正味財産増減計算書上、「指定正味財産増減の部」に記載することである。

さらに、日本公認会計士協会が公表している公益法人会計基準に関する実務指針Q38によれば、「收受した投資有価証券利息を、正味財産増減計算書に計上する際、「償却原価法による償却額の計上方法」に準じて処理する。これは、同一の計上方法を採用することにより、收受した投資有価証券受取利息に金利の調整の性格を有する償却額を加算又は減算を行うことを意味すると解されている。」とされている。

これらにより、第74回30年国債より收受した受取利息及び償却原価法を適用した償却額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載する必要がある。

そのため、基本財産受取利息(指定)には、第74回30年国債より收受した受取利息1,328千円及び償却原価法による償却額139千円の合計1,467千円を計上すべきである。

ただし、公益法人会計基準に関する実務指針Q38によれば、「指定正味財産増減の部に計上した投資有価証券利息は、事業の用に供するため指定が解除されたものとして、一般正味財産増減の部に振り替える」との記載もあるため、第74回30年国債より收受した受取利息1,328千円については、「一般正味財産への振替額」を使用し、一般正味財産増減の部の「基本財産受取利息(一般)」へ振り替えている。その結果、「当期指定正味財産増減額」には、償却原価法による償却額139千円が計上されている。

3.4. その他(個人情報関係)

No.112.【意見事項】「山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱」の廃止に伴う対応について

令和5年4月1日に、山梨県小瀬スポート公園、富士北麓公園、緑が丘スポート公園の各「個人情報の保護に関する要綱」が廃止されることとなるため、本来空白期間が生じないよう、同日付で個人情報保護法に基づき定められた個人情報保護の要綱を施行できるようすべきであったが、実際は大幅に遅れて制定された。

【現状】

- 1 「山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱」の廃止及び今後の指定管理者の個人情報の保護に関する措置について(通知)文書(以下「本件通知文書」という。)発出

個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日をもって、山梨県個人情報保護条例が廃止された。その結果、同条例第51条に基づき定められた山梨県小瀬スポート公園、富士北麓公園、緑が丘スポート公園の各「個人情報の保護に関する要綱」も同日付で廃止されることになった。

そこで、令和5年3月29日、総務部行政経営管理課長名で、各施設所管課長宛に、「指定管理者と協議のうえ、各施設の事情に応じた個人情報の保護に関する要綱を作成し、指定管理者に遵守させる」よう依頼する旨の本件通知文書が发出された。

この点、本件通知文書の发出が、令和5年3月29日となった経緯は次のとおりである。

①改正「個人情報の保護に関する法律」の施行により「山梨県個人情報保護条例」が廃止され、指定管理者の個人情報の保護については法が根拠となることに伴い、県にて取り扱いについて何らかの規定をするのか又は法のみで依拠するのか検討を行った。

②令和4年11月に他県の対応状況を聞き取り、他県の状況及び上記条例の内容を踏まえ「山梨県指定管理者の個人情報保護に関する要綱」を廃止しても、県の責務として引き続き県と指定管理者に保護措置を遵守させる必要があると判断し、従来から県と指定管理者が協定書上に協議して定めるとしている個人情報の保護に関する要綱を法に基づき修正したモデル案を作成することを2月に決定した。

③モデル案の作成及び庁内合意をとるまでに1月ほどを要し、施設所管課への通知が令和5年3月29日となった。

- 2 小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園の各施設における「個人情報保護に関する要綱」の制定
本件通知文書を受け、令和5年10月23日、山梨県スポーツ協会が管理する各施設の個人情報保護に関する要綱が制定された。

【問題点及び改善点】

令和5年4月1日に条例第51条に基づき定められた山梨県小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園の各「個人情報の保護に関する要綱」が廃止されることになるのであれば、空白期間が生じないように、同日付で個人情報保護法に基づき定められた個人情報保護の要綱を施行できるよう準備を整えておくことが望ましかったといえるが、実際に制定されたのは令和5年10月23日と相当遅れていた。

この点、制定が遅れた直接の原因は、本件通知の発出が年度末であったところ、年度末の繁忙期に伴う文書未確認により、担当者が本件通知文書の内容を認識することが遅れたことである。

このような状況から、制定が遅れた点については、担当課の文書管理及び対応に問題があったと思われる。文書の管理については、行政手続の根本に関わる事項であり、県では行政文書管理規程を定め適正な管理を期している。

所属に到達した文書については、行政文書管理規程に基づき、文書管理担当者は直ちに事務担当者に配付し、事務担当者は直ちに收受し、また、担当課長補佐及びリーダーは、担当内の文書の処理状況を常に把握し、事案を迅速かつ適切に処理することとしている。行政文書管理規程に従い適切な処理を行うよう徹底することを要望する。一方で、行政文書のうち特に重要なものについては担当課に別途アラウンスをするなど、アラウオリテイを付けた対応方法も一考かと思料する。

なお、文書管理とは別の問題点として、山梨県個人情報保護条例が廃止になるという重要事項に係る通知が、廃止日の数日前である3月29日付けであったことも問題があると考えられる。個人情報保護法の改定及び個人情報保護条例の廃止にかかる通知や研修は事前に行い、指定管理者の個人情報の保護に関する要綱改正の必要性は十分周知を図っており、一定の対応はなされていたことは理解できるが、数日で重要文書を作成することは、モデル文例があるとはいえず、極めて困難といえる。規程の制定・変更が必要となる場合は、必要な時期に施行ができるよう、ロードマップを作成するなど、準備期間を十分確保できるように計画的に対応することが望ましい。

IV. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番